

平成 24 年

# 第 1 回定例輪之内町議会会議録

平成 24 年 3 月 5 日 開会  
平成 24 年 3 月 16 日 閉会

輪之内町議会

## 第 1 回定例輪之内町議会会議録目次

3月5日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
職務のため出席した事務局職員	4
開会	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
議案上程	5
町長提案説明、施政方針	6
議第1号(提案説明・採決)	19
議第2号(提案説明・質疑・討論・採決)	20
議第3号(提案説明・質疑・討論・採決)	23
議第4号(提案説明・質疑・討論・採決)	25
議第5号及び議第6号(提案説明・質疑・討論・採決)	31
議第7号から議第9号まで(提案説明・質疑・討論・採決)	33
議第10号(提案説明・質疑・討論・採決)	36
議第11号(提案説明・質疑・討論・採決)	37
議第12号(提案説明・質疑・委員会付託)	38
議第13号(提案説明・質疑・委員会付託)	44
議第14号及び議第15号(提案説明・質疑・委員会付託)	46
議第16号及び議第17号(提案説明・質疑・委員会付託)	49
議第18号(提案説明・質疑・委員会付託)	51
議第19号から議第21号まで(提案説明・質疑・委員会付託)	62
議第22号及び議第23号(提案説明・質疑・委員会付託)	68
議第24号(提案説明・質疑・討論・採決)	72
議第25号(提案説明・質疑・討論・採決)	73
議第26号(提案説明・質疑・討論・採決)	74
議第27号から議第45号まで(提案説明・質疑・討論・採決)	75
議第46号及び議第47号(提案説明・質疑・討論・採決)	77

散会 .....	79
----------	----

3月16日

議事日程 .....	81
本日の会議に付した事件 .....	81
出席議員 .....	81
欠席議員 .....	81
説明のため出席した者 .....	82
職務のため出席した事務局職員 .....	82
開議 .....	83
諸般の報告 .....	83
一般質問 .....	83
8番 森島光明議員 .....	83
6番 田中政治議員 .....	87
1番 上野賢二議員 .....	95
9番 森島正司議員 .....	98
2番 浅野常夫議員 .....	110
議第12号から議第23号まで（委員長報告・質疑・討論・採決） .....	112
閉会 .....	134
会議録署名議員 .....	135

平成24年3月5日開会 第1回定例輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

平成24年3月5日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案上程
- 日程第5 町長提案説明、施政方針
- 日程第6 議第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 議第2号 輪之内町印鑑条例等の一部を改正する条例について
- 日程第8 議第3号 輪之内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議第4号 輪之内町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議第5号 輪之内町公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議第6号 輪之内町立図書館条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議第7号 輪之内町児童デイサービス施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議第8号 輪之内町児童デイサービス事業特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議第9号 輪之内町ふれあいセンター設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議第10号 輪之内町営土地改良事業賦課徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議第11号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例について
- 日程第17 議第12号 平成23年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議第13号 平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議第14号 平成23年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議第15号 平成23年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議第16号 平成23年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議第17号 平成23年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議第18号 平成24年度輪之内町一般会計予算

- 日程第24 議第19号 平成24年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第25 議第20号 平成24年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第26 議第21号 平成24年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算
- 日程第27 議第22号 平成24年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 日程第28 議第23号 平成24年度輪之内町水道事業会計予算
- 日程第29 議第24号 大垣消防組合規約の変更に関する協議について
- 日程第30 議第25号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第31 議第26号 安八郡広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第32 議第27号 岐阜市と輪之内町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
- 日程第33 議第28号 大垣市と輪之内町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
- 日程第34 議第29号 羽島市と輪之内町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
- 日程第35 議第30号 各務原市と輪之内町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
- 日程第36 議第31号 岐南町と輪之内町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
- 日程第37 議第32号 笠松町と輪之内町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
- 日程第38 議第33号 養老町と輪之内町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
- 日程第39 議第34号 垂井町と輪之内町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
- 日程第40 議第35号 関ヶ原町と輪之内町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
- 日程第41 議第36号 神戸町と輪之内町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
- 日程第42 議第37号 輪之内町と安八町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
- 日程第43 議第38号 輪之内町と大野町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
- 日程第44 議第39号 輪之内町と池田町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
- 日程第45 議第40号 輪之内町と北方町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議

議について

日程第46 議第41号 輪之内町と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

日程第47 議第42号 輪之内町と瑞穂市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

日程第48 議第43号 輪之内町と本巣市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

日程第49 議第44号 輪之内町と揖斐川町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

日程第50 議第45号 海津市と輪之内町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

日程第51 議第46号 町道路線の廃止について

日程第52 議第47号 町道路線の認定について

○本日の会議に付した事件

日程第1 から日程第52までの各事件

○出席議員（9名）

1番	上野賢二	2番	浅野常夫
3番	高橋愛子	4番	小寺強
5番	浅野利通	6番	田中政治
7番	北島登	8番	森島光明
9番	森島正司		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	森島昭道
参事兼 会計管理者	中島修	調整監	尾崎敏美
税務課長	田中実	経営戦略課長	荒川浩
福祉課長	加藤智治	住民課長	兒玉隆
産業課長	岩津英雄	建設課長	加納孝和
教育課長	森島秀彦		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 足 利 恵 信

議会事務局 西 脇 愛 美



(午前9時01分 開会)

○議長（北島 登君）

ただいまの出席議員は9名で、全員出席でありますので、平成24年第1回定例輪之内町議会第1日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（北島 登君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第118条の規定によって議長において、2番 浅野常夫君、8番 森島光明君を指名します。

---

○議長（北島 登君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から3月16日までの12日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から3月16日までの12日間と決定しました。

---

○議長（北島 登君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定によって、監査委員から平成23年度11月分、12月分及び1月分に関する出納検査結果報告がありました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第27条の規定によって輪之内町教育委員会から、平成22年度輪之内町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○議長（北島 登君）

日程第4、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

---

## ○議長（北島 登君）

日程第5、町長提案説明、施政方針。

本日の上程議案について、町長から議案説明並びに施政方針を求めます。

町長 木野隆之君。

## ○町長（木野隆之君）

おはようございます。

3月に入り、ようやく寒さも遠のいてまいりました。議員各位には、ますます御健勝のこととお喜びを申し上げます。

本日、ここに平成24年第1回輪之内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御多用の中を議会に御出席賜り、誠にありがとうございました。

今議会開会に当たり、平成24年度の町政運営について所信の一端を申し上げたいと思います。

今年は、たつ年であります。たつ年は、1964年に新幹線の開通と東京オリンピックの開催、1988年には青函トンネルや瀬戸大橋の開通など、大規模事業の完成の年でもありました。今年も、既に新名所として話題を呼んでおります東京スカイツリーが5月に開業いたす予定であります。また、アメリカやロシア、韓国などでは大統領選挙が予定されており、世界の政治状況も激変する可能性があります。壬申の壬にも何かが生まれて大きくなるという意味があり、未来につながる新しいことが起きる年、そんな一年であることを期待いたしたいと思っております。

折しも輪之内町では、清流国体の軟式野球が開催されます。この開催を機に輪之内町の魅力を発信し、輪之内町の認知度を高め、当町の飛躍の一年になるよう努めてまいります。また、平成24年度を初年度とする新たな輪之内町第5次総合計画の着実な推進を図ってまいります。

さて、国政においては、1月に内閣の改造が行われました。しかしながら、東日本の震災復旧・復興、国の行政改革等が進まず、課題が山積しております。その中での消費税率引き上げを柱とした社会保障・税の一体改革においても、その実施時期、内容とも議論がすべて尽くされたとは到底思えず、国民の願いを政府は本当に理解をしているのかと、甚だ疑問であります。政府には、国民の目線に立ち、まずは何をすべきか、筋道を立て、スピード感を持って改革を進めていただきたいと考えます。

一方、経済状況を概観しても、世界経済を巻き込んだ欧州での不良債権処理スキームの不確実さは、アメリカの格付会社によるユーロ圏各国の国債格付、その格下げとも相まって、到底収束とは言いがたい状況であり、円高、ユーロ安等、日本経済を根底から揺さぶる事態となっております。また、ギリシャ債務処理協議や欧州各国の主要銀行の増資問題など、今後の課題は山積をしており、ユーロの下値不安、これは超円高傾向と裏表で同義語でありますけれども、そんなことは今後も続くと考えております。

また、世界経済を取り巻く環境も、欧州危機に加えて、イランの核開発関係でホルムズ海峡も緊張の度合いが増して来り、決して平穏な状況ではありません。この問題は、この海峡を通して原油を輸入している日本にも悪影響が及ぶと考えられ、世界各国の協調による制裁措置に日本のみが例外であることは許されないことから、イランとの友好的な関係の悪化が懸念されるところであります。

また、国際通貨基金（IMF）が景気見通しを発表いたしました。見出しに「世界経済は失速、強まる下振れリスク」、その中身においても「成長見通しは悪化し、リスクが急激に上昇した」と記載をしており、国際機関が失速を認識していることを疑う余地はないと考えています。

日銀の景気認識は、「横ばい圏内の動き」としております。日銀の判断は、中央銀行として、その発言の及ぼす影響を熟慮したものと思われ、尊重すべきではありますが、その日銀自身が成長率を下方修正している事実だけは指摘をしておきたいと思っております。一方、アメリカのFRBは、景気回復のために政策金利を据え置くとともに、2%のインフレ目標を導入いたしました。日銀も追加金融緩和を行い、当面1%のインフレ目標を導入し、デフレ脱却、円高是正に向け、日銀の姿勢を明らかにいたしました。往時の成長力を失いつつある日本経済でありますけれども、世界経済の一極として今なお主要な地位を保持しており、その日本の金融当局の明確な意思表示は、相当程度のインパクトを与えることは疑いの余地はありません。日本経済の成長・競争力の保持に向けた、ぶれない金融政策を発信し続けることを期待しております。

国において財政戦略及び中期財政フレームを策定したものの、財政健全化への道筋は、まだ道半ばであり、残念ながら当分予断を許さない財政状況が今後も続くと私自身は懸念しております。

輪之内町の町政を預かる者として、適時・適切にめり張りのきいた輪之内町の行財政運営を行い、町民の皆さんの安全・安心の確保を最優先とし、真に住んでよかったと思えるまちづくりに向け取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、提出議案の概要を、順次御説明を申し上げます。

最初に、平成24年度輪之内町一般会計予算及び特別会計予算の概要を申し上げます。

議第18号 平成24年度輪之内町一般会計予算について御説明を申し上げます。

平成24年度輪之内町一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ36億5,600万円でございます。冒頭でも申し上げましたが、今の日本は先行き不透明な経済状況により、予断を許さない状況下にあります。一方、国政では、混乱した政権運営により国民や諸外国からの信頼が揺らぎ始めていることなど、相当憂慮すべき事態となっております。

一方、地方自治体を取り巻く環境も大きく変化しております。地方の時代と言われ、地方自治体は地域主権型社会を築いていかねばならないのと同時に、自治体間の生き残

りをかけた競争の時代に突入しております。まさに、「運営」から「経営」が時代の大きな流れであります。

このような状況下において当町では、今年度からの向こう10年間の行財政における総合的な計画である「輪之内町第5次総合計画」がスタートします。平成24年度の予算は、この総合計画に掲げる基本方針の実現を目指す初年度として予算編成を行ったところでございます。

これからの向こう10年間、町はもとより、議員の皆様方と理念を共有しながら、10年後の町の将来像「住んでいてよかった、これからもずっと住み続けたいまち」の実現に向けて推進をしてみたいと考えております。皆様方の、なお一層の御理解と御協力をお願いするところであります。

また、私は皆様の御支持を得て町政を担って2期目に入りますが、その重点施策は、「安全・安心・快適な輪之内」「地域情報化の推進」「働きやすいまちづくり」「暮らしやすいまちづくり」などの項目でございます。これらについても総合計画との調整を行いながら実現を目指してまいりますので、御理解と御協力のほど、お願い申し上げます。

それでは、第5次総合計画の基本計画に沿いつつ、新規事業を中心に、主要事業を交えながら概要の御説明を申し上げます。

まず、基本方針の1つ目の「環境にもっと優しいまちづくり」は、リサイクルや不法投棄対策等の環境を守る意識の向上、住民参加による環境保全活動や自然エネルギーの利活用等の環境負荷の低減を目指すもので、平成24年度予算における総事業費は3億4,895万3,000円であります。

新規・主要事業は、太陽光発電補助金交付事業、生ごみ処理機設置事業、公共下水道事業への繰出金、浄化槽設置費補助金交付事業でございます。

太陽光発電補助金交付事業は、住宅用太陽光発電システムを設置した方、もしくは太陽光発電システム付きの住宅を購入した方に対して設置費を助成してまいります。小さな町でもできる地球温暖化防止の取り組みの一つとして、太陽光発電システムの設置を促し、各家庭が積極的に自然エネルギーを活用することで社会全体の化石燃料への依存度が低減することを期待するものであります。なお、今年度は、東日本大震災以降、改めて自然エネルギーの活用が注目されていることもあり、予算額については増額をいたしております。

生ごみ処理機設置事業は、電気式生ごみ処理機の購入費用の助成については、新規購入について助成をしてみいました。今日ではその機器も老朽化していることから、今年度からは制度を拡充し、再購入費用についても助成をしてみたいです。また、新たに剪定枝等を処理する粉碎機の購入費用についても助成をすることとし、可燃ごみ排出量のさらなる減少を図ってまいります。

公共下水道事業への繰出金は、下水道事業の円滑かつ確実な推進及び下水道会計の安定運営と健全化のため、特定環境保全公共下水道事業特別会計の財政支援を行うものであります。

浄化槽設置費補助金交付事業は、輪之内町内で下水道施設を整備する中、整備対象外地区になっております塩喰川西と福束川西地区を対象に、合併浄化槽の設置費用を助成してまいります。

公共下水道事業と浄化槽設置費補助金交付事業は、いずれも豊富な水に恵まれた輪之内町の自然環境を保全していくものであります。また、いずれの事業も環境に負荷をかけない、人と自然に優しいまちづくりを実現していくものです。

次に、「安全・安心なまちづくり」は、防災意識や防犯意識の向上、新たなコミュニティの形成による地域防災力の強化を目指すほか、避難所の整備に努めるもので、総事業費は1億7,095万1,000円であります。

新規・主要事業は、放射性物質検査事業、一斉メール配信システム導入事業、浸水想定水位表示板設置事業、防災備蓄倉庫及び避難所保管庫設置事業、総合防災訓練実施事業などがございます。

放射性物質検査事業は、東日本大震災以後、全国的にセシウムなどの放射性物質の環境測定値が注目される中、町としても小学校及び中学校の土壌をサンプルとして放射性物質の測定検査を実施し、公表してまいります。安全・安心な学校環境を整えることのみならず、安心して暮らせるまちづくりを推進するものであります。なお、本検査は、後年度も継続して実施していく予定であります。

一斉メール配信システム導入事業は、町民に対してJアラート情報やドコモ・エリア情報のほか、町独自の情報などを自動配信するシステムを導入してまいります。本サービスは、あらかじめ本システムへの登録が必要となるものであります。出張等の都合で遠隔地にいても輪之内町の情報を取得することができるものであります。また、このシステムの導入により、災害時の有効な情報伝達手段と命令手段が確立できると確信しております。

浸水想定水位表示板設置事業は、洪水時に破堤した際の浸水想定水位を町内数カ所に表示するものでございます。これにより、浸水時の避難の目安となるほか、みずからが住む地域の危険レベルを意識づけすることで水害対策意識の高揚を図り、水害に強い安全・安心なまちづくりを推進してまいります。

防災備蓄倉庫及び避難所保管庫設置事業は、地域住民の安全・安心のため、昨年度に引き続き、防災資機材等を町内に配置し、想定されている震災等に備えてまいります。常日ごろから目にすることで防災対策意識の高揚を図ってまいります。

総合防災訓練実施事業は、関係機関と各団体が参加のもと連携して、3年に1度のサイクルで大規模に実施してまいりました。今年度からはこの訓練サイクルを見直し、毎

年度実施していきたいと考えております。一過性ではなく、常日ごろから災害を想定した実践訓練に携わることで、町は関係機関や各団体との連携強化を行い、また地域住民の皆様にとっては自主防災隊の意識の向上が図られ、防災技術の習得につながることを期待するものであります。

次に、「みんなが元気で働けるまちづくり」であります。農地と農地以外の効率的・効果的な土地利用、企業誘致や観光戦略、町の総合的な発展に資するインフラ整備などを目指すもので、総事業費は4億1,029万9,000円であります。

新規・主要事業は、橋梁点検業務事業、元気なふるさとづくり事業、農地・水・環境保全向上対策事業、ジャンボタニシ駆除事業、輪之内ウオーク事業などがございます。

橋梁点検業務事業は、恒常的に実施しております道路維持事業、町道新設改良事業、町内水路改良事業に加えて、今年度から新たな施設維持事業として取り組んでまいります。具体的には、橋梁の長寿命化、道路利用者の安全確保と適切な管理のため、主要橋25カ所について耐震強度等の点検調査を行います。なお、この点検結果により、必要に応じて後年度に橋梁改修工事を行う予定をしております。

元気なふるさとづくり事業は、「あじさいまつり」のように住民主導型のイベントで、地域を振興するような地域活動やイベントの経費を助成してまいります。交付対象は、2団体限定とし、応募多数の場合は、プレゼンテーションにより選考する考えであります。住民主導型のイベントの創出と定着を図るほか、地域住民がイベント等に集うことでコミュニティーを形成し、ひいては地域振興の礎になることを期待するものであります。

農地・水・環境保全向上対策事業は、農家のみならず、地域の住民が一体となり、自分たちが暮らす農村環境をみずからの手で保全し、未来に良好な農村環境を残していく事業であります。これまで平成19年度から平成23年度までの5年間、国の補助事業として共同活動に取り組んでまいりましたが、今年度からはこれまでの活動で定着した農村環境の保全活動の灯を消すことのないよう、町単独事業として継続支援をしてまいります。なお、国の補助事業として昨年度からの5カ年事業として実施しております向上活動については、別途595万8,000円を計上しておるところであります。

ジャンボタニシ駆除事業は、昨年度に引き続き、水田や用水路に広く繁殖しているジャンボタニシを駆除していくものであります。駆除を継続的に行うことで地域の生態系を保存してまいります。

輪之内ウオーク事業は、平成22年度からの継続事業である輪之内町観光戦略プロジェクト第2期事業の中で作成した9地域の観光資源マップを活用し、町内の史跡・名所をめぐるスタンプラリーを実施いたします。観光資源が乏しいと思われがちな当町にあって、多くの人々が求めている風景や身近過ぎて意識が希薄になっている数多くの文化遺産などを写真などの2次元映像ではなく、3次元の実物を目の当たりにする方法で町内外

に発信をしております。

今年度は、国民体育大会を間近に控え、輪中・水郷地帯の知恵や遺産を外部に向けて発信をしております。

次に、「もっとぬくもりのある支え合いのまちづくり」は、ボランティア人材の確保や支え合いネットワークの構築、住民と行政の協働体制の確立、高齢者・障害者福祉施策や子育て支援の充実を目指すもので、総事業費は9億6,215万8,000円でございます。

新規・主要事業は、保育園すくすく環境整備事業、健康長寿のまちづくり事業、子どものための手当扶助事業などがございます。

保育園すくすく環境整備事業は、空調設備機器の熱源を石油から電気に切りかえていくものです。これまでも空調機器、これは電気式のものですが、その更新については計画的に行ってまいりましたが、夏の猛暑対策など、園児が健康かつ快適に保育園生活を送るための保育環境整備の一環として、今年度で空調機器の設置を全室完了させます。なお、今回の設置台数は、全11台でございます。

健康長寿のまちづくり事業は、住民の健康維持のほか、伝染病の撲滅、感染予防、蔓延防止等の公衆衛生の向上と、ひいては医療費の抑制を期待し、法定予防接種のほかに任意予防接種の実施及び費用の助成を行います。なお、任意予防接種の項目については、昨年引き続き、小児肺炎球菌、ヒブ、子宮頸がんを含めて7項目について実施しております。

子どものための手当扶助事業は、現下の子供及び子育て家庭をめぐる状況にかんがみた本年度からの恒久的な子供のための金銭の給付の制度で、平成22年度に創設された子ども手当にかわる制度でございます。中学校修了までの子供を対象に一人一人に応じた金額を支給するほか、所得制限超過世帯にあっては5,000円を支給いたします。

町としては、この手当の給付のほかに、保育環境の整備など、若年世代の子育てを積極的に支援していきたいと考えております。

次に、「生涯生き生きと学習のできるまちづくり」は、ハード・ソフト両面の学校教育環境や生涯学習環境の整備、学校・地域・家庭の連携強化による青少年健全育成などを目指すもので、総事業費は5億9,527万9,000円でございます。

新規・主要事業は、国際交流振興事業、通学路安全マップ作成事業、大藪小学校増築・改築事業、ミナモ運動事業、ぎふ清流国体推進事業などがございます。

国際交流振興事業は、カナダ・アルバータ州・ヒントン町との友好提携について昨年8月に再確認を行ったところでございますが、これをきっかけに、今年度から新たな視点で交流を行っていききたいと考えております。新たな視点とは、これまでは児童・生徒を海外に派遣するなど、教育の分野を中心にした交流を行ってまいりましたが、交流を継続しつつ、これとは別に新たに住民全体の国際的視野を広げるような交流にも取り組みたいというものであります。具体的には、学校授業を活用した交流、図書の交換によ

る交流、ホームページ（ICT）等を活用した交流を行ってまいります。

通学路安全マップ作成事業は、昨年9月の台風15号による豪雨の際、多治見市の小学生が集団下校中に用水路に流され死亡するという事故が発生いたしました。この痛ましい事故を教訓に、安全・安心なまちづくりの一つとして、児童・生徒が安全に通学できる地図を作成するものであります。

大藪小学校増築・改築事業は、大藪地区における分譲住宅や集合住宅等の増加に伴う児童数の増加により、特別教室や会議室を普通教室に改修するなどの対応を従前からしてまいりましたが、平成25年度には物理的に普通教室の確保が困難になることが見込まれることから、校舎の増築・改築工事を行うものであります。

ぎふ清流国体推進事業は、国体を間近に控え、輪之内町実行委員会の万全な体制づくりと円滑な運営、ひいては本大会を成功裏におさめるため、大会運営費を支援するものであります。なお、他の国体開催市町のほとんどが単独開催とする中、当町では「ふれあいフェスタ2012」と合同開催をすることとし、この機を生かして来客者に町の特産品等のPRに努めてまいりたいと思っております。

また、ミナモ運動事業では、ぎふ清流国体を成功裏におさめるための取り組みとして、地域一体となってイベントを盛り上げるため、100日前、90日前、30日前にカウントダウンイベント等を行ってまいります。議員の皆様におかれましても、積極的な御参加をお願いするところでございます。

給食センター改修事業は、センターの施設容積と給食の供給能力、衛生対策など、施設全体を見直して改修を行うものであります。施設容積については、大藪小学校を例にとると、教室がふえると、それに比例して食缶等の数もふえてまいります。そうすると、その保管場所もさらに必要になると、そんなことの理由によるものであります。

次に、「豊かで安定した経営ができるまちづくり」は、企業誘致による就業者の定住と地方税の増収、自主財源比率の向上、低コストな行財政運営と堅固な財政基盤の確立などを目指すもので、総事業費は3億7,934万6,000円であります。

新規・主要事業は、職員海外研修事業、町有地有効活用図面作成事業、今さら聞けないIT講習事業、市町村自主運行バス運行費等補助事業等でございます。

職員海外研修事業は、職員の人材育成のため、JIAM（全国市町村国際文化研究所）というのがございます。そこを通じて職員を海外に派遣し、福祉・教育・文化・都市問題等を海外現地で調査・研究する機会を付与してまいります。この派遣により、国際的視野・見識を広めることで、その調査・研究人事交流の成果が町政に反映されることを目的としております。

町有地有効活用図面作成事業は、仁木コミュニティ防災センター周辺の町有地について土地の有効活用を図るための構想図を作成し、今後の土地利用についての方向性を見出してまいります。



今さら聞けないIT講習事業は、日進月歩、日々進化を続けるICT技術やスマート端末の普及を踏まえ、IT機器にふなれな高齢者の方々等を対象にインターネット教室等の受講を奨励し、その受講料を助成してまいります。これにより、インターネット利用人口の増加を図るとともに、ひいては輪之内光サービスの加入促進につなげてまいりたいと考えております。

市町村自主運行バス運行費等補助事業は、民間路線バスが赤字により路線縮小を余儀なくされたことに伴い、地域住民に不可欠な町の基幹交通を確保するため、その緊急対策として民間赤字バス路線や町独自バス路線について補助金による運行を行うこととしております。運行経路や方針については、利用状況や皆様方の御意見をちょうだいしながら、よりより運行に努めてまいります。

続いて、歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

町民税やたばこ税については2,694万8,000円の増収を、固定資産税については評価がえによる家屋の減価分があるため1,117万3,000円の減収を見込んでおりますが、町税全体では1,577万5,000円の増額となりました。

歳入予算の中で町税の次に予算額が大きい地方交付税については、国の政局が不安定かつ景気動向の見通しが立てにくい状況下ではありますが、普通交付税について平成21年度から平成23年度の3年間の実績を勘案し、8億円としております。

国庫及び県支出金については、増加した主なものは大藪小学校の増築・改築事業とぎふ清流国体に係る補助金、また減少した主なものは子どものための手当関係と緊急雇用創出事業に係る補助金で、全体では527万1,000円の減となりました。なお、子どものための手当の減少要因は、子ども手当からの変更により地方負担が義務づけとなったこと、また緊急雇用創出事業については、事業終期を迎えたことによる廃止であります。

その他交付金や諸収入等を勘案した結果、財源不足額は3億595万4,000円でございますが、基金の取り崩しと外部資金の調達により対応してまいります。

歳入が不足する状況ではありますが、今のこのような時代だからこそ景気浮揚を願い、ハードのみならず、ソフト事業も積極的に推進するため財源措置をするものであります。

外部資金の調達である町債については、今年度は普通交付税の振りかえ措置である臨時財政対策債と大藪小学校増築・改築事業に係る学校教育施設整備事業債を発行する予定をしております。町債全体としては、適債性を吟味し、財政に係る諸率の動向を見きわめた適切な管理と無理がない財政計画のもと発行していくことを考えるところであります。

以上で、平成24年度の一般会計予算の概要説明を終わります。

今後とも、総合計画に掲げる事業計画をもとに事業の計画的な推進をしてまいります。推進に際しては、住民生活への影響を考慮しつつ、選択と集中により各種施策の優先順位の検討を慎重に行いながら、予算編成及び執行をしていく所存であります。

議第19号 平成24年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算について御説明をいたします。

国民健康保険制度は、被用者保険の加入者等を除くすべての方を被保険者とする公的医療保険制度であり、国民皆保険制度において重要な役割を果たしているところでございます。しかしながら、市町村の国民健康保険は、加入者の年齢構成が高く、医療費水準が高いことや所得水準が低いこと、小規模保険者においては財政運営が不安定になるリスクが高いことなど構造的な問題を抱えており、国においてこれらの構造的問題への対応策が検討がなされておるところであります。税制等の抜本改革は必要であり、依然として厳しい運営を余儀なくされているところであります。

平成24年度の予算総額は8億7,900万円で、前年度と比較し2,000万円、率にして2.3%の増となりました。増加の主な要因は、後期高齢者支援金支援金が大きく増加したことによるものであります。

議第20号 平成24年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算について御説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、岐阜県後期高齢者医療広域連合が運営をしており、市町村は保険料徴収及び受託事業であるぎふ・すこやか健診に係る経費を中心に編成をしております。

後期高齢者の保険料につきましては、先般、新聞発表にありましたとおり、平均4%、2,188円値上げして5万6,423円に改定することになりました。これは、高齢者の増加、ふえ続ける医療費のため、やむを得ないところであります。

平成24年度の予算総額は6,500万円で、前年度と比較し100万円、率にして1.5%の減となりました。減額の主な要因は、普通徴収保険料の減額によるものであります。

議第21号 平成24年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算について御説明をいたします。

平成24年度からの法改正により、「輪之内町児童デイサービス事業特別会計」は「輪之内町児童発達支援事業特別会計」と名称を改めます。

開設4年目となります平成24年度予算の総額は1,600万円で、前年同額を計上しております。

議第22号 平成24年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について御説明をいたします。

生活環境の改善に必要な下水道事業は、平成9年から長期計画をもとに実施いたしております。引き続き、下水道管渠整備を進め、将来に向け水域環境の保全と快適な暮らしを支えるべく取り組んでまいります。また、加入促進も行っております。

この予算総額は7億2,700万円で、前年度対比16.88%の増となっております。

議第23号 平成24年度輪之内町水道事業会計予算について御説明いたします。

申すまでもなく、水は大切な資源で、今や国民生活や社会経済活動に欠くことのできないものであり、安全でおいしい水を安定的に供給できるよう整備促進に努めてまいります。平成24年度につきましても、前年度に引き続き、水道事業及び下水道事業に伴う石綿管の布設がえ工事など、計画的に実施してまいります。

予算規模は2億10万円で、前年度対比12.28%の減となりました。これからも安心して飲める低廉な水の安定供給に努めてまいります。

以上、私の所信の一端を申し上げるとともに、平成24年度輪之内町一般会計予算及び特別会計予算の概要の説明を終わります。

続きまして、人事関係でございます。

議第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、候補者3名の推薦について人権擁護委員法の規定により議会の意見を求めるものであります。

次に、条例改正関係でございます。

議第2号 輪之内町印鑑条例等の一部を改正する条例につきましては、住民基本台帳法の改正法及び入管法等の改正法の施行に伴い、条例等の一部を改正するものであります。

議第3号 輪之内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成20年の人事院勧告に基づき勤務条件の改定を実施したいので条例等の一部を改正するものであります。

議第4号 輪之内町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の改正法及び関係法の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議第5号 輪之内町公民館条例の一部を改正する条例、議第6号 輪之内町立図書館条例の一部を改正する条例、議第10号 輪之内町営土地改良事業賦課徴収条例の一部を改正する条例につきましては、地域主権改革第2次一括法に基づく社会教育法、図書館法及び土地改良法の改正法の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議第7号 輪之内町児童デイサービス施設設置条例の一部を改正する条例、議第8号

輪之内町児童デイサービス事業特別会計条例の一部を改正する条例、議第9号 輪之内町ふれあいセンター設置条例の一部を改正する条例、議第11号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例につきましては、障害者自立支援法の改正法の施行に伴い、条例等の一部を改正するものであります。

次に、平成23年度輪之内町一般会計補正予算及び特別会計補正予算の概要を申し上げます。

議第12号 平成23年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,865万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億4,350万3,000円とするものであります。

歳出補正につきましては、年度末を迎え、各課それぞれ事業の進捗状況と予算の執行

状況との精査を行い、不用額を計上したものでございます。

それでは、予算の増額をお願いしたいものについて御説明を申し上げます。

今回の3月補正予算は、将来に備えるために蓄え、債務返済に重点を置いた、いわゆる健全な財政基盤を次年度及び将来につなぐための補正予算と位置づけております。具体的には、将来の財政需要に備えるための基金への積み立てと将来負担を軽減するために繰り上げ償還を行ってまいります。

基金への積み立てについては、総務費のうち基金費において義務教育施設整備基金に積み立て、後年度に予定している3小学校の大規模改修に備えるなど、将来の財政需要に備えるためのものであります。

その他、ふるさと応援基金積立金は、同基金条例第2条第1項第1号の自然環境の維持保全に関する事業を目的とし、2件の寄附を受けましたので、これを積み立てるものであります。寄附者の意向を尊重し、後年度、環境保全事業に活用させていただきます。

また、土木費の公共下水道費では、特定環境保全公共下水道事業特別会計に追加繰り出しをし、同基金を造成してまいります。これにより、下水道事業の円滑かつ確実な推進、ひいては下水道会計の安定運営と健全化を図ってまいります。

次に借入金の繰り上げ償還については、土木費のうち、道路新設改良費の農道整備事業等負担金と公債費の元金に計上いたしております。

農道整備事業等負担金は、債務負担行為として土地改良事業に対し元利補給を行っているもののうち、下大樽新田農道改良事業など23件について返済をしております。

また、公債費では、平成15年度の大藪小学校屋内運動場改築事業の資金として借り入れたものを返済するものであります。

それでは、その他の増額予算について御説明をいたします。

総務費のうち、財産管理費の土地購入費は、土地開発基金で取得した土地3筆を買い戻すものであります。

民生費のうち、障がい者福祉費の障害福祉サービス支給管理システム改修委託料は、平成23年4月からの制度改正に対応するため、システムの改修を行うものであります。

続いて、同じく障がい者福祉費の障害者自立支援給付費と障害者自立支援医療費、福祉医療費の母子家庭等医療費扶助費と父子家庭医療費扶助費、高齢者福祉総務費のホームヘルプサービス委託料、介護保険費の安八郡広域連合負担金補助及び交付金については、いずれもサービスの利用状況や給付実績に基づく推計から不足見込み額を計上いたしましたものであります。

前後いたしますが、国民健康保険費の保険基盤安定繰出金と高齢者福祉総務費の後期高齢者医療特別会計に係る保険基盤安定繰出金は、いずれも納付者の負担の軽減を図るものでございますが、低所得者等に対する保険税や保険料の軽減額が確定したことに伴う法定繰出金を増額するものであります。両繰出金は、ともに歳入においても国・県か

ら財源の受け入れをしております。

児童福祉施設費の保育所運営費負担金等精算還付金は、22年度の保育所運営費負担金の精算により超過交付分を国と県にそれぞれ返還するものであります。

農林水産業費のうち、農業振興費の農振地域整備促進協議会委員報酬は、予算措置が2回のところ開催回数が3回であったため、1回分を追加するものであります。

耕種農業費の小麦作付推進補助金は、23年度の作付面積が確定したことから、補助金額を精査し、不足分を計上するものであります。

また、小規模農家組織化支援事業補助金は、農機具導入台数の増加等によるもので、当初計画よりトラクター1台を追加したことによるものであります。なお、本補助金においては、歳入において県から財源の受け入れをしております。

農地総務費のふるさと農村活性化対策事業委託料は、当基金の運用益の増加に伴い、委託料を増額するものであります。本委託では、本戸土地改良組合がアジサイの管理を行っております。

土木費のうち、道路維持費の道路除雪作業委託料は、主要幹線道路の除雪作業費1回分を計上するものであります。

消防費のうち、非常備消防費の公務災害補償費は、消防団訓練活動中における負傷等の治療費を補償するもので、その全額について消防団員等公務災害補償等共済基金から財源を受け入れております。

教育費のうち、中学校管理費の化学薬品処理委託料は、理科室で保管している化学薬品のうち、使用期限切れ等による廃棄費用であります。

社会教育総務費の図書等購入費と加納良造学術文化振興基金積立金は、基金運用益の増加に伴い、増額するものであります。

図書等購入費については、京都文庫の整備の一環として飾り棚を設置し、同氏から寄贈された陶器等を定期的に展示することで図書館利用と来館者の増加を図るものでございます。

学校給食費の光熱水費と下水道使用料は、使用実績に基づく不足見込み額を、また燃料費については、単価上昇に伴う不足見込み額を計上いたしましたものであります。

続いて、歳入の補正については、町税のほか、国税や県税を原資とする各種交付金の確定、歳入の算出基礎となる歳出事業費の確定等により、連動する補助金や交付金等を補正するものが主なものでございます。

増額補正をお願いする主なものは、町税のうち町民税と固定資産税、地方交付税のうち普通交付税、繰越金でございます。

また、減額をお願いする主なものは、前後しましたが、国庫支出金のうち、子ども手当費関係分（6項目）の交付金、繰入金の財政調整基金繰入金と土地基盤整備基金繰入金でございます。

以上で、平成23年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

議第13号 平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ306万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億7,820万5,000円と定めるものであります。

歳出につきましては、年度末を迎え決算見込み額を算出し、不用額を減額するほか、一般被保険者療養給付費の増額を主として療養諸費を増額し、同じく一般被保険者の高額療養費の増額を主として高額療養費を増額するものであります。また、平成22年度の退職者医療交付金の確定による超過交付額の返還金を増額することを主な内容としております。

また、歳入につきましては、療養給付費等国庫負担金を変更申請額に合わせ減額するほか、国・県負担金、療養給付費等交付金、共同事業交付金、一般会計繰入金等を収入見込み額に合わせて増減額することを主な内容にしております。

議第14号 平成23年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ398万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,201万3,000円とするものであります。

主なものは、歳入の後期高齢者医療保険料及び歳出の後期高齢者医療広域連合納付金をそれぞれ減額するほか、受託事業であるぎふ・すこやか健診の受診者が確定したことによる歳入の保健事業費委託金及び歳出の健診費用委託料をそれぞれ減額するものであります。

議第15号 平成23年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ63万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,536万3,000円とするものであります。

歳出については、人件費等の不用額を減額するものであります。

また、歳入については、利用人数の減による児童デイサービス費の減額、また平成22年度からの繰越金を増額するものであります。

議第16号 平成23年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,700万円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ6億3,900万円とするものであります。

歳出においては事業内容の精査により減額し、整備基金への積み立てにより増額するものであります。

歳入においては下水道費補助金、下水道事業債を減額し、受益者負担金、県支出金、下水道使用料、繰越金などを増額するものであります。

議第17号 平成23年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出において消費税137万8,000円の増額をし、資本的支出で配水管工事費等6,252万9,000円を減額するものであります。

以上で、平成23年度輪之内町一般会計補正予算及び特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、規約、事務委託の変更に関する協議及びその他の関係でございます。

議第24号 大垣消防組規約の変更に関する協議につきましては、岐阜県からの権限移譲事務の共同処理を行うため、規約の一部を改正するものであります。

次に、議第25号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議及び議第26号 安八郡広域連合規約の変更に関する協議並びに議第27号 岐阜市と輪之内町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議から議第45号 海津市と輪之内町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議、これらにつきましては、入管法等の改正法の施行に伴い、規約の一部を変更するものであります。

次に、議第46号 町道路線の廃止及び議第47号 町道路線の認定につきましては、道路法の規定により議会の議決を求めます。

以上をもちまして提案説明を終わりますが、よろしく御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

---

#### ○議長（北島 登君）

日程第6、議第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

住民課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

#### ○住民課長（兒玉 隆君）

それでは、議案について御説明させていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、議会の意見を求める。平成24年3月5日提出、輪之内町長 木野隆之。

現在、輪之内町の人権擁護委員の方は3名でございますけれども、そのうち2名の方が平成24年6月30日で3年間の任期が満了となります。今回の議会で意見を求める人権擁護委員候補者は、新たに増員をさせていただきます1名を含めて計3名の方でございます。

人権擁護委員候補者として推薦したい方は議案書に記載のとおりでございますけれども、現在人権擁護委員である輪之内町大藪1028番地の11、高木清江さん、昭和27年12月10日生まれと、新たに2名の方を推薦したいと考えておまして、そのうち1名の方は安八郡輪之内町大藪633番地、小川美代子さん、昭和26年2月1日生まれ、もう1人の

方は安八郡輪之内町四郷1802番地、山田實順さん、昭和26年6月16日生まれの3名の方でございます。

新たに人権擁護委員候補者として推薦をしたいと考えております小川美代子さんにつきましては、皆様御承知のとおり、元輪之内町役場の職員でございます。山田實順さんにつきましては、現在、教員として勤務をされておまして、この3月をもって退職される方で、ともに人権擁護に関しての知識、理解があり、人権擁護委員としてふさわしい方というふうに考えておるところでございます。

なお、今回、推薦する方につきましては、法務大臣から平成24年7月1日から委嘱される予定でございます。

以上で議案の説明を終わりますので、御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（北島 登君）

お諮りします。

ただいま議題となっております議第1号については人事に関するものでありますので、質疑・討論を省略の上、直ちに採決に入りたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、直ちに採決することに決定いたしました。

これから議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、適任者と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任者と認めることに決定いたしました。

---

○議長（北島 登君）

日程第7、議第2号 輪之内町印鑑条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

住民課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。



## ○住民課長（兒玉 隆君）

それでは、御説明させていただきます。

議案書の2ページをお願いいたします。

議第2号 輪之内町印鑑条例等の一部を改正する条例について。輪之内町印鑑条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成24年3月5日提出、輪之内町長 木野隆之。

議案書の3ページから6ページに輪之内町印鑑条例等の一部を改正する条例を記載しております。この改正は、入管法等改正法と通常呼ばれておりますが、正式名は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律と申しますが、この法律の施行によりまして、平成24年7月9日に現在の外国人登録法が廃止されます。また、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行によりまして、同じく平成24年7月9日から外国人の方が住民基本台帳の適用対象者に加えられるという改正が行われます。したがって、これらに関連する条例を今回改正させていただこうというものでございます。

輪之内町印鑑条例等の一部を改正する条例につきましては、本則が第1条から第3条と附則から成り立っております。第1条におきましては輪之内町印鑑条例の一部改正、第2条におきましては輪之内町手数料徴収条例の一部改正、第3条におきましては輪之内町家族介護慰労金支給に関する条例の一部改正を規定しております。3本の条例を改正するものでございます。

それでは、第1条から御説明を申し上げます。第1条につきましては、輪之内町印鑑条例の一部改正でございますが、新旧対照表でもちまして御説明を申し上げたいと思います。新旧対照表の1ページをお願いいたします。こちらに輪之内町印鑑条例の新旧が掲げてございます。順次説明をさせていただきたいと思います。

第2条の改正につきましては、登録資格者として「外国人登録原票に登録されている者」を削りまして、「住民基本台帳に記録されている者」に統合する改正でございます。

第3条の改正につきましては、字句の改めと総務省の事務処理要領に合わせるための改正でございます。

第4条の改正につきましては字句の改めと、第4項におきまして、外国人登録証明書の文言の削除及び総務省の事務処理要領に合わせるための改正でございます。

第5条の改正につきましては外国人登録に関連する文言の削除と、外国人については住民基本台帳に通称や非漢字圏の外国人の住民の方については、氏名の片仮名が記載されるということに伴う改正でございます。

第6条の改正は、外国人住民について登録事項として住民票に記載された通称や非漢字圏の外国人については、氏名の片仮名表記を追加する改正でございます。

第11条の改正は、第6条の改正に関連いたしまして、印鑑登録証明書の記載事項とし

て、外国人住民については、通称や非漢字圏の外国人住民については氏名の片仮名表記を追加する改正でございます。

第13条の改正は、総務省の事務処理要領に合わせるためのただし書きの削除が主な改正点でございます。

第14条の改正は、第1項と第2項を統合して印鑑登録抹消についての外国人に関する抹消事務を追加するものでございます。

続きまして、改正条例の第2条を御説明申し上げます。改正条例の第2条では輪之内町手数料徴収条例の一部改正となっておりますが、こちらの御説明は新旧対照表の6ページをごらんいただきたいと存じます。こちらに輪之内町手数料徴収条例の新旧対照表を掲げてございます。この手数料徴収条例の中で別表に行きまして、外国人登録原票に登録された事項に関する証明書等の交付手数料が定められておりますけれども、この手数料を削除するものでございます。

続きまして、改正条例の第3条を御説明申し上げます。改正条例の第3条は輪之内町家族介護慰労金支給に関する条例の一部改正となっておりますので、新旧対照表7ページの家族介護慰労金支給に関する条例の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。こちらの第3条におきまして、現在の条例の第3条の中で「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき外国人登録を」という文言を外国人登録法の廃止に合わせて削除するものでございます。

なお、改正条例の附則では、条例の施行期日を平成24年7月9日とすること、それから輪之内町印鑑条例の一部改正に伴う経過措置を規定しています。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

**○議長（北島 登君）**

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○議長（北島 登君）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第2号の討論を行います。

討論ありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○議長（北島 登君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（北島 登君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第2号 輪之内町印鑑条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

**○議長（北島 登君）**

日程第8、議第3号 輪之内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

参事から議案説明を求めます。

参事 中島修君。

**○参事兼会計管理者（中島 修君）**

それでは、議案書の7ページをお願いします。

議第3号 輪之内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成24年3月5日提出、輪之内町長。

それでは、新旧対照表により御説明を申し上げさせていただきます。新旧対照表の8ページをお願いします。

今回、改正をさせていただきますのは、平成20年に人事院勧告で1週間当たりの勤務時間が40時間から38時間45分に勧告をされまして、平成21年4月1日から実施を国のほうではしておりますが、輪之内町におきましては、この法律施行に伴い、住民サービスのあり方を検討してまいりました。この間、窓口延長等を開始しまして、現在では閉庁時間を午後7時まで延長しております。今回、条例を改正しても住民サービスに影響はないということで御提案をさせていただきました。

第2条でございますが、従前は1週間当たり40時間勤務を1日当たり15分の短縮となるということで、1週間当たりは38時間45分ということでございます。

2項につきましては、文言の追加としております。

それから3項の関係でございますが、「16時間から32時間」を「15時間30分から31時間」までにつきましては、対象が割り振りの勤務時間の範囲内でございますが、40時間の4割から8割ということで、16時間から32時間であったものが計算をいたしますと15時間30分から31時間と、このように15分間の短縮がありましたので、このように時間も変わってくるということでございます。

それから4項につきましても、1週間当たりの時間が8割、32時間でございますが、

これが先ほど申し上げましたように、時間短縮によりまして31時間ということになるのでございます。

9ページの第3条の2項関係につきましては「8時間」勤務が「7時間45分」ということで、勤務時間の割り振りを改定するというところでございます。

それから第6条の休憩時間の関係につきましては、40時間勤務をしております、1日8時間でございますので、労働基準法に合わせまして1時間休憩時間を与えていたわけでございますが、今回、時間が変わりましたので、6時間超、それから8時間以下につきましては45分の休憩と、それから8時間超につきましては、少なくとも1時間ということで、それぞれ労働基準法に合わせまして改正をさせていただくということでございます。

附則で施行期日につきましては、この4月1日から施行していきたいということでございます。

あわせまして、輪之内町職員の給与に関する条例の一部改正といたしまして、本則中の「8時間」を「7時間45分」と改めるものでございます。

どうかよろしくお願いいたします。

○議長（北島 登君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第3号の討論を行います。

討論ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第3号 輪之内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正

する条例については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（北島 登君）

日程第9、議第4号 輪之内町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

税務課長から議案説明を求めます。

田中実君。

○税務課長（田中 実君）

それでは、議案書9ページをお開きください。

議第4号 輪之内町税条例の一部を改正する条例について。輪之内町税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成24年3月5日提出、輪之内町長 木野隆之。

今回の輪之内町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等が改正されたことに伴い、輪之内町税条例の所要な改正を行うものでございます。改正の主なものは、町民税と町たばこ税の税額の変更と東日本大震災関連条項の字句の改正でございます。

それでは、新旧対照表で主な改正部分について御説明申し上げます。お手元の新旧対照表の10ページをお開きください。

第77条のたばこ税の税率について御説明申し上げます。たばこ税につきまして、まず概略を先にお話をいたしますと、たばこにつきましては課税上2種類の課税がございまして、セブンスターなどの通常のたばこを旧3級品以外と呼んで区分をしております。もう1つは、わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、うるま、バイオレットなどの6品目を旧3級品と呼び、それぞれ国・県・町においてたばこ税がかけられておるような次第でございます。

それでは、77条について御説明申し上げますと、先ほど申しました2種類のたばこのうちのセブンスターなどのたばこ、つまり旧3級品以外のことについての規定でございます。今回、1,000本当当たりの税額が従来の「4,618円」から「5,262円」への変更でございます。1,000本当当たり644円の税額でございますが、たばこ税全体としまして県のたばこ税が現在1,000本当当たり1,504円のところを644円増額、減額となり、860円となりますので、たばことしてかかる税金としては総体的には変わることはございません。

続きまして、附則第8条、町民税の分離課税に係る所得割額の特例について御説明申し上げます。こちらにつきましては退職所得に関する規定でございまして、退職所得とは一般にいう退職金のことでございまして、退職所得の計算は、現在、収入金額、つまり退職金から勤続年数に応じた控除額を差し引いた金額の2分の1に課税されるという制度でございます。また、その退職所得は、普通の所得と分離して課税する源泉分離課

税方式を採用しております。現行では退職所得算出後、住民税の税額を掛けて出た税額の10%を減額する特例措置を実施しておりますが、今回、その特例を廃止するものでございます。

続きまして、附則第15条の2、たばこ税の税率の特例について御説明申し上げます。これは、先ほど申し上げました2種類のたばこのうち、わかばなどの旧3級品と言われるたばこの規定でございまして、1,000本当たりの税額が従来の2,190円から2,495円の変更でございまして、1,000本当たり305円の増額でございます。ただし、県のたばこ税が現在1,000本当たり716円のが305円増額、減額となり、411円となりますので、たばこ税については額の変更はございません。

続きまして、附則第21条、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例について御説明申し上げます。こちらにつきましては、東日本大震災に関する雑損控除の取り決めでございまして、条項中にございます平成23年を当該特例損失金額が生じた年と読みかえる条項等の整理でございまして、現行の納税義務者本人に対する第1項、第2項の規定を1つにして、改定後は第1項とし、現行の親族に対する第3項と第4項の規定を1つにして改正後は2項といたします。ページをめくっていただきまして、12ページになりますが、そういった改正を行いました結果として項が2つ減りましたので、現行の5項は、内容は変わりませんが番号が2つ若くなり第3項となりました。

続きまして、附則第24条、個人の町民税の税率の特例等について、この附則につきましては今回新設されもので、平成26年度から平成35年度までの10年間、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源確保のため、個人の町民税の均等割を500円加算するものであります。現在、町民税均等割が3,000円でありますので3,500円となるものでございます。

続きまして、附則、施行期日、第1条、この条例は公布の日から施行すると。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するというので、1号につきましては、退職手当の特例の廃止が平成25年1月1日からという取り決めでございまして、2号につきましては、たばこ税の税率が平成25年4月1日からという取り決めでございまして。

第2条、町民税に関する経過措置、第3条、町たばこ税に関する経過措置につきましては、改正前につきましては従前の例による規定でございまして。

なお、附則第21条は東日本大震災の被災者に限定されておりますので、現在のところ該当者はございません。

以上で説明を終わらせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○議長（北島 登君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

まず附則第8条ですけれども、今回廃止されるわけですが、これは当分の間となっておったということですね。これは、いつから施行されておったのか。そして、そもそもこの10%控除した目的は何であったのか、なぜ今回これを廃止するのか、このことをお伺いしたいと思います。

それからもう1点、個人の町民税の税率の特例、附則第24条ですけれども、これは均等割だけを増額する内容ですね。なぜ、これ所得割のほうをふやさないのか。要するに、今、デフレ状況で内需が落ち込んでいる、景気を回復しなきゃいけない、そのためには内需をもっと拡大しなきゃいけない。低所得層の生活がますます厳しくなっているときに、高額所得者に対しては所得割などで負担してもらっているにもかかわらず、こちらのほうの負担増はなし、いわゆる低所得者を含めた一律の増税案だというふうに思うわけですけれども、この財源、今ちょっと説明を聞き漏らしたんですけれども、震災復興の財源でしたか、10年間の増税案ですけれども、震災復興に充てるというのなら、低所得者に求めるのではなくて、やはりもっと高所得者に求めるべきではないかというふうに思うわけですけれども、その辺の考え方はどのような考え方なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（北島 登君）

税務課長 田中実君。

○税務課長（田中 実君）

何点か御質問をいただきましたので、整理しながらお答えをしていきたいと思います。

まず、退職所得の10%の廃止ということでございますが、このことにつきましては、財源としては市町村の防災事業に財源を充てると。

あと、個人の町民税のなぜ均等割なのかという御質問で、所得割のほうではという御質問かと思いますが、これは森島議員も御承知かと思いますが。昨年、東日本大震災が起きてまして教訓がたくさんできまして、昨年の6月に東日本大震災復興基本法なるものが国で成立したわけです。その基本理念の中には災害復旧をしていくということ、また4条のほうでは地方公共団体の責務として、必要な措置を講じていくという地方公共団体に対する責務ができた。第5条の中では国民の努力として相互扶助と連帯の精神に基づいて助け合いをしていくということございまして、助け合いの精神に基づいて均等割を上げて皆さんで出していただくというようなことございまして。

(挙手する者あり)

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今、私が最初にお伺いした質問に答えられていないんですけれども、なぜ今回、退職所得の特例といいますか、これを廃止するのか。今、防災事業の財源に充てるといふふうにおっしゃいましたけれども、防災事業の財源ということでもいいんですか。

先ほどの質問に明確に答えていただきたいと思うんですけれども、どういう目的で、この当分の間になっているわけですけれども、その当分の間がいつからだったのかということと、どういう目的でこの当分の間、この10%を控除されてきたのかと、その理由なども明らかにしてもらいたいということ。

それから町民税の税率の特例につきましては、相互扶助と言われますけれども、この相互扶助というのは低所得者同士の相互扶助ということを考えているのか。だから、本来、税金というのは応能負担であるべきだというふうに思うわけですけれども、応能のほうは相互扶助にはならないという考え方なのか。町の考える相互扶助という考え方は、低所得者同士の相互扶助を言っているのか。やはり相互扶助の必要性を否定するものではありませんけれども、相互扶助も所得に応じた相互扶助が必要ではないかと思うわけですけれども、その辺からいくと、先ほどの答弁では納得しかねるわけですけれども、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（北島 登君）

参事 中島修君。

○参事兼会計管理者（中島 修君）

今回の輪之内町税条例の改正でございますが、基本的には退職条例の関係と雑損控除、そしてさらには個人の町民税の税率の関係ということなんですけれども、まず退職手当に関係する、なぜ改正なのかということなんですけれども、実は国のほうにおいて経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律が平成23年に成立し、また個人の町民税の特例につきましても、東日本大震災の復興のための財源確保法案として位置づけされております、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が、それぞれ公布、施行されました。これを受けて町税の改正を行うもので、上位法が改正され、施行されたということで行うものでございます。

それと雑損控除につきましても、この規定が定められた地方税の一部改正の法律が公布、施行されたので、今回、この3つの内容について改正をさせていただくもので、国のほうで公布、施行されたということで、ここで議論をするあれもないと考えております。



(挙手する者あり)

○議長（北島 登君）

はい。

○9番（森島正司君）

今の相互扶助の考え方について、町長の見解をお伺いしたい。先ほど私が申しましたように、相互扶助といっても、高額所得者も含めた相互扶助制度というものが望まれるのではないかと。今、参事のほうから、国で決められたことだからここで議論をするようなことではないというふうに言われましたけれども、町長自身、先ほどの施政方針の中でも国の政策、あるいは現在の政権のあり方についてもいろいろと批判的な見解を示されておりましてけれども、この相互扶助制度、高額所得者には負担を求めない、そういう制度というものについて町長はどのように考えておられるでしょうか。

○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

なかなか、いろんな意味で考えさせられる質問であったかと思っておりますけれども、まず基本的に先ほどの御質問の中で税については応能負担が原則ですよということをおっしゃられました、これはまさしくそのとおりなんであります。それと同時に、やっぱりこの社会の中で同じレベルの中でいろんな生活をしていくときに、御負担いただくべき均等であるべき部分というものが当然あるわけでありまして、それが今回の場合ですと500円加算ということになっておりますけれども、これをもってして、必ずしも応能負担よりも低所得者に負担をしわ寄せしたというふうに考えるべきなのかどうか、ちょっと私は見解を異にしておりますので、いろいろ議論はあるんだろうと思っておりますが、1つの御意見として、そういう考え方もあるんだろうということだけは私も承知はしましたけれども、応能負担原則をあえてねじ曲げたかというほどの議論をするほどの額ではないと私は考えておりますし、むしろ所得の少ない方は所得が少ないなりに、やっぱり被災者の支援という、国民が心を一つにしてやらなきゃならない事業についての参加の意思表示としては1つの方法だろうと、私はそう思っております。

○議長（北島 登君）

ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○議長（北島 登君）

これで質疑を終わります。

これから議第4号の討論を行います。

討論ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今回の条例改正は、退職所得の特例の廃止、あるいは町民税の均等割の増額という、町民にとって増税をお願いするものになっているということでもあります。今の相互扶助という考え方について、また戻るわけですけれども、やっぱり均等割というのが手っ取り早いのかもしれない。そして、そのほかに高額所得者に対してはさまざまな優遇税制がそのまま残っているということを見逃しているということですね。株の配当所得、あるいは有価証券の取引とか、そういうものに対する優遇税制が残されたままになっているわけです。その上に、なぜ低所得者だけに増税を押しつけるのか。このような条例改正というものは、国の法律が決まったからといって、増税分は従わなくても町の独自の判断でできるはずであります。町民の負担を減らす場合は上位法に反してはいけないかもしれませんけれども、町民に負担を求める場合については、町の判断でできるはずであります。そういうことから考えると、このような町民に負担を押しつけるような理屈の合わない条例改正というのは私は反対であります。

○議長（北島 登君）

ほかに討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

8番 森島光明君。

○8番（森島光明君）

町民税につきましては、均等割500円でございますが、高所得者にはそれなりの税率で、応能割で納められると思います。防災のために全体の均等割で、相互扶助の目的で納めていくのも一つの方法でありますので、相互扶助の目的からはやむを得ない、賛成であります。

○議長（北島 登君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

これで討論を終わります。

これから議第4号を採決します。

異議がありますので起立によって採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立7名）

○議長（北島 登君）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午前10時35分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○議長（北島 登君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（北島 登君）

日程第10、議第5号 輪之内町公民館条例の一部を改正する条例について、日程第11、議第6号 輪之内町立図書館条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

教育課長から議案説明を求めます。

森島秀彦君。

○教育課長（森島秀彦君）

議案説明をさせていただきます。議案の13ページをお開きください。

議第5号 輪之内町公民館条例の一部を改正する条例について。輪之内町公民館条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成24年3月5日提出、輪之内町長。

続きまして、15ページをごらんください。

議第6号 輪之内町立図書館条例の一部を改正する条例について。輪之内町立図書館条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成24年3月5日提出、輪之内町長。

詳細につきましては、新旧対照表によって説明させていただきます。14ページをごらんください。

まず輪之内町公民館条例でございますが、地域主権改革第2次一括法に基づく社会教育法第30条の改正があり、改正前は30条で委員の委嘱基準を設けておりましたが、改正後、公民館運営審議会の委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌して定めると改正になりました。公民館運営審議会の委員の基準を条例で定めるに当たって、参酌する基準を省令第42号としまして、第4条に1から3号の資格基準を設けたものです。1号としまして学校教育及び社会教育の関係者、第2号としまして家庭教育の向上に資する活動を行う者、第3号としまして学識経験のある者を資格基準として設けました。

また、附則としまして、施行期日、経過措置を設けてございます。

続きまして、15ページをごらんください。

輪之内町立図書館条例でございます。これも地域主権改革第2次一括法に基づきまして、図書館法第15条、16条の改正がございました。第15条で委員の任命基準を設けておりましたが、図書館審議会の委員の任命の基準については文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めると改正になりました。図書館法施行規則第12条を参酌しまして第4条を改正するものでございます。

第4条第3項を第4項としまして、第3項に、委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。第1号、学校教育及び社会教育の関係者、第2号、家庭教育の向上に資する活動を行う者、第3号、学識経験のある者でございます。

附則としまして、これも施行期日、経過措置を設けております。

これで議案の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（北島 登君）

これから一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

この審議会の委員というのは、まず公民館のほうは定数何人で決まっているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから、図書館の協議会の委員と公民館審議会の兼任ということはあるのかなのか、そういうことをお願いしたいと思います。

○議長（北島 登君）

教育課長 森島秀彦君。

○教育課長（森島秀彦君）

公民館のほうは17名でございます。図書館のほうは12名となっております。

それで、先ほどの委員のダブリはないかということでございましたが、公民館審議会と図書館協議会のほうでは、学校長が両方兼ねております。

○議長（北島 登君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

これで質疑を終わります。

これから議第5号の討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

これで討論を終わります。

これから議第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第5号 輪之内町公民館条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これから議第6号の討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第6号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第6号 輪之内町立図書館条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（北島 登君）

日程第12、議第7号 輪之内町児童デイサービス施設設置条例の一部を改正する条例について、日程第13、議第8号 輪之内町児童デイサービス事業特別会計条例の一部を改正する条例について、日程第14、議第9号 輪之内町ふれあいセンター設置条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

福祉課長から議案説明を求めます。

加藤智治君。

○福祉課長（加藤智治君）

それでは、議案書の17ページをごらんください。

議第7号 輪之内町児童デイサービス施設設置条例の一部を改正する条例について。

輪之内町児童デイサービス施設設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成24年3月5日提出、輪之内町長。

続きまして、20ページをごらんください。

議第8号 輪之内町児童デイサービス事業特別会計条例の一部を改正する条例について。輪之内町児童デイサービス事業特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成24年3月5日提出、輪之内町長。

22ページをごらんください。

議第9号 輪之内町ふれあいセンター設置条例の一部を改正する条例について。輪之内町ふれあいセンター設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成24年3月5日提出、輪之内町長。

新旧対照表のほうをごらんください。16ページでございます。

これにつきまして、まず第3条のほうで現行では「障害者自立支援法第5条第8項に規定する障害福祉サービス事業に係る児童デイサービス」というふうになっております。この児童デイサービス事業につきましては、この自立支援法にありましたものが今度の改正によりまして、上にあります「児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援事業」というふうに改められます。これに伴います所要の改正でございます。

まず題名についてですが、「輪之内町児童デイサービス施設設置条例」という題名を「輪之内町児童発達支援事業施設設置条例」というふうに改めるものであります。

そのほか中身につきまして、「デイサービス」という文言が「発達支援事業」というもの変わってきます。

第2条の中で名称が「輪之内町児童デイサービスセンター」という名称になっておりますが、こちらを「輪之内町発達支援教室そら」という名称にしたいと思っております。この名称につきましては、子供たちが空に向かって大きく育ち、羽ばたいてほしいという願いを込めて名づけております。

次の19ページにつきましても、法改正に伴う名称の変更です。

次の20ページをごらんください。輪之内町ふれあいセンター設置条例の中に「児童デイサービスセンター」という文言があります。これの名称が「発達支援教室そら」というふうに変更することから、この別表の中の文言を改正するものであります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（北島 登君）

これから一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第7号の討論を行います。

討論ありませんか。

(発言する者なし)

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第7号 輪之内町児童デイサービス施設設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これから議第8号の討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第8号 輪之内町児童デイサービス事業特別会計条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これから議第9号の討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第9号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（北島 登君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第9号 輪之内町ふれあいセンター設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

**○議長（北島 登君）**

日程第15、議第10号 輪之内町営土地改良事業賦課徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

産業課長から議案説明を求めます。

岩津英雄君。

**○産業課長（岩津英雄君）**

議案の24ページをお開きください。

議第10号 輪之内町営土地改良事業賦課徴収条例の一部を改正する条例について。輪之内町営土地改良事業賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成24年3月5日提出、輪之内町長。

この議案につきましても、地域主権改革第2次一括法に基づきまして土地改良法が一部改正されました。それに伴いまして、その引用条項のぶれを改正するものであります。

それでは、新旧対照表で御説明申し上げますので、その21ページをお開きください。

第1条中、「第96条の4」の下に「第1項」を加えます。

第2条中、第3項の中の「第2項」を「第3項」に改めます。

第4条中、「第49条」を「第88条」に改めます。

附則といたしましては、この条例は公布の日から施行します。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○議長（北島 登君）**

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

**○議長（北島 登君）**

9番 森島正司君。

**○9番（森島正司君）**

今、この文字の訂正だけなんですけれども、これによる実質的な内容の変更というの



は何もないというふうに理解してよろしいんですか。

○議長（北島 登君）

産業課長 岩津英雄君。

○産業課長（岩津英雄君）

この町営の土地改良事業賦課徴収に関しましては、何ら変更はございません。以上です。

○議長（北島 登君）

ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（北島 登君）

これで質疑を終わります。

これから議第10号の討論を行います。

討論ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第10号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第10号 輪之内町営土地改良事業賦課徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（北島 登君）

日程第16、議第11号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

参事から議案説明を求めます。

参事 中島修君。

○参事兼会計管理者（中島 修君）

それでは、議案書の26ページをお願いいたします。

議第11号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例について。

輪之内町消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例を次のように定めるもの

とする。平成24年3月5日提出、輪之内町長。

27ページをお願いいたします。輪之内町消防団員等となっておりますのは、今回、消防団の公務災害補償条例と、それから輪之内町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正しようということで2条構成になっております。

今回の改正につきましては、12月議会におきまして障害者自立支援法の中で第5条4項が追加をされましたので、現行では第5条13項となっております。今回の法の改正によりまして第5条8項が削られましたので、項にずれを生ずるということで、第5条第12項というふうに、消防団員、それから議会の議員等の条例を改正させていただくものでございます。

附則といたしまして、この条例は4月1日から施行させていただきます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（北島 登君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第11号の討論を行います。

討論ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第11号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第11号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（北島 登君）

日程第17、議第12号 平成23年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）についてを議

題といたします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

#### ○経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは、議第12号、一般会計補正予算について説明を申し上げます。お手元に配付の議案28ページをお開きください。

議第12号 平成23年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）。平成23年度輪之内町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,865万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億4,350万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成24年3月5日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

29ページから33ページの第1表は、先ほどの第1条にございました今回の補正額を款項別にまとめたものでございます。

それでは、今回の補正予算の内容について事項別明細書で説明をさせていただきます。

歳出から説明いたします。先ほど町長の提案説明にもありましたように、歳出補正につきましては、平成23年度の事業がほぼ完了に近づいてまいりましたので、各課それぞれ事業の進捗状況と予算の執行状況等の精査を行い、不用額を計上したものの、そして将来に備えるために蓄えるとともに、借金を返済し、身軽になるよう、いわゆる健全な財政基盤を未来につなぐための補正予算としたものでございます。具体的には、将来の財政需要に備えるための基金への積み立てと将来負担を軽減するために繰り上げ償還を行うものでございます。

それでは、25ページをお開きください。基金への積み立てについては、款2.項1.目8.基金費において義務教育施設整備基金に1億5,000万円を積み立て、後年度に予定している3小学校の大規模改修に備えるなど、将来の財政需要に備える分として総額1億6,820万4,000円を積み立てます。

その他、ふるさと応援基金積立金の15万1,000円は、同基金条例第2条第1項第1号の自然環境の維持保全に関する事業を目的として2件の寄附を受けましたので、これを積み立てるものでございます。

次に飛びまして、46ページをお開きください。款7.項4.目2.公共下水道費では、特定環境保全公共下水道事業特別会計に1億4,000万円を追加して繰り出し、同基金を造成していきます。これにより、下水道事業の円滑かつ確実な推進、ひいては下水道会計の安定運営をというふうに健全化を図っていきます。

続いて、借入金の繰り上げ償還につきましては、農道整備事業等負担金と公債費の元金に計上しております。

44ページをお開きください。款7. 項2. 目3. 道路新設改良費のうち、19. 負担金、補助及び交付金の農道整備事業等負担金の9,875万7,000円は、債務負担行為として土地改良事業に対して元利補給を行っているもののうち、下大樽新田農道改良事業など23件について返済を行っていきます。

次に、最終ページの60ページをお開きください。款10. 項1. 目1. 元金の3,139万3,000円は、平成15年度の大藪小学校屋内運動場改築事業の資金として借り入れたものを返済するものでございます。

前後して申しわけございませんが、その他の増額予算について御説明をいたします。戻っていただきまして、25ページをお開きください。款2. 項1. 目7. 財産管理費の17. 公有財産購入費の土地購入費2,671万8,000円は、土地開発基金で取得した土地3筆を買い戻すものでございます。3筆の土地については、いずれも所有者から買い取り希望があったもので、図書館、パターゴルフ場、エコドーム東駐車場の敷地でございます。今後も、借地等については経常経費削減のために取得に努めてまいります。

続いて、31ページをお開きください。款3. 項1. 目2. 障がい者福祉費の13. 委託料、障害福祉サービス支給管理システム改修委託料の26万3,000円は、平成24年4月から制度改正に対応するためのシステムの改修を行うものでございます。今回の改正内容は、サービス利用者の負担について応能負担を導入していくことや、高額障害福祉サービス費と補装具の合算による負担軽減を図るなどの見直しでございますが、今後も制度改正については適切に対応していきたいと考えているところでございます。

続いて、同じく障がい者福祉費の20. 扶助費、障害者自立支援給付費と障害者自立支援医療費、目4. 福祉医療費の扶助費、母子家庭等医療費扶助費と父子家庭医療費扶助費、そして33ページのみ1. 高齢者福祉総務費の委託料、ホームヘルプサービス委託料、34ページのみ4. 介護保険費の19. 負担金、補助及び交付金の安八郡広域連合負担金については、いずれもサービスの利用状況や給付実績に基づく推計から不足見込み額を計上したものでございます。

前後しますが、32ページのみ5. 国民健康保険費の28. 繰出金の保険基盤安定繰出金584万4,000円と34ページのみ1. 高齢者福祉総務費の28. 繰出金の後期高齢者医療特別会計に係る保険基盤安定繰出金の8万7,000円は、いずれも納付者の負担の軽減を図るものでございますが、低所得者に対する保険税や保険料の軽減額が確定したことに伴い、繰出金の増額をするものでございます。なお、両繰出金については、ともに歳入において国・県からそれぞれ財源の受け入れをいたしております。

続いて、35ページをお開きください。款3. 項3. 目4. 児童福祉施設費の23. 償還金、利子及び割引料の保育所運営費負担金等精算還付金の56万7,000円は、22年度の保育所運

営費負担金の精算によりまして、超過交付分を国と県にそれぞれ返還するものでございます。

次に、39ページをお開きください。款5. 項1. 目3. 農業振興費の1. 報酬、農振地域整備促進協議会委員報酬の5万円は、予算措置が2回のところ開催回数が3回であったため、1回分を追加するものでございます。今後も農業と農業以外の土地利用における適切な調整を行いながら、農業の健全な発展に努めてまいります。

続いて、40ページが目4. 耕種農業費の小麦作付推進補助金の11万6,000円は、23年度の作付面積が確定したことから補助金額を精査し、不足分を計上するものでございます。同じくその下の小規模農家組織化支援事業補助金の448万3,000円は、農機具導入台数の増加によるもので、当初計画のコンバイン1台の購入に加えてトラクター1台を追加したことによるものでございます。なお、本補助金については、歳入において県から財源の受け入れをいたしております。なお、町としましても、小規模、大規模を問わず、今後も集落営農活動を支援することで担い手の確保と耕作放棄地の防止と解消につなげていくことを考えております。

次に、44ページをお開きください。款7. 項2. 目2. 道路維持費の13. 委託料、道路除雪作業委託料の26万8,000円は、主要幹線道路の除雪作業費1回分を確保するものでございます。

次に、47ページをお開きください。款8. 項1. 目1. 非常備消防費の5. 災害補償費の公務災害補償費64万4,000円は、消防団訓練活動中における負傷等の治療費を補償するものでございます。補償費については、その全額について消防団員等公務災害補償等共済基金、いわゆる消防基金から財源を受け入れております。

続きまして、54ページをお開きください。款9. 項3. 目1. 中学校管理費のうち、13. 委託料、化学薬品処理委託料12万8,000円は、理科室で保管している化学薬品のうち、使用期限切れにより新たに廃棄が必要となったものを処分するものでございます。

次に、56ページをお開きください。目1. 社会教育総務費の18. 備品購入費の図書等購入費の9万1,000円と25. 積立金の加納良造学術文化振興基金積立金の6万1,000円は、基金運用益の増加に伴い増額するものでございます。図書等購入費については、京都文庫の整備の一環として飾り棚を設置して、同氏から寄贈されております陶器等を定期的に展示することで図書館利用と来館者の増加を図るものでございます。

次に、58ページが目3. 学校給食費の11. 需用費の光熱水費の5万円と燃料費の5万5,000円は、単価上昇に伴う不足見込み額を計上したもの、さらに14. 使用料及び賃借料の下水道使用料の15万円は、使用実績に基づく推計により不足見込み額を計上したものでございます。

続いて、歳入の説明に入ります。

歳入の説明については、町税のほか国税や県税を原資とする各種交付金の確定、歳入

の算出基礎となる歳出事業費の確定により連動する補助金や交付金等を補正するものがございます。

それでは、増額補正をお願いする主なものを説明いたします。3ページをお開きください。

款2. 項1. 町民税は、個人、法人合わせて5,281万7,000円。

項2. 固定資産税の1,645万2,000円。

続いて7ページの地方交付税のうち、普通交付税の1億5,590万円、そして19ページ、繰越金の1億4,740万7,000円でございます。

また、減額をお願いする主なものは、前後して申しわけございませんが、11ページの国庫支出金の民生費国庫負担金のうち、子ども手当費関係6項目でございますが、交付金4,936万5,000円。

続きまして、18ページの繰入金の財政調整基金繰入金1,924万6,000円と土地基盤整備基金繰入金4,100万円でございます。

以上で、平成23年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（北島 登君）

これから質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

まず、歳入のほうで町民税の増収につきましてお伺いしますけれども、これは町民税は確定するのは何月でしたか、6月か7月ごろでしたか、その時点で収納率はどのくらいかということを見ればわかっておったのではないかというふうに思うわけですが、これまで必要なかったから計上していなかったのか。今回、確定して計上したのではなく、必要なかったら計上していなかったという説明のほうが正しいのではないかと、思うんですけれども、その辺の見解をお伺いしたい。

それから、歳出のほうで主要事業において計画どおりできなかつたというものはなかつたのかどうか。歳出の減額が幾つかありますけれども、単なる見積もりの差額とか、そういうことによる減額なのか、あるいは計画していたものが何らかの理由で予定どおりできなかつたという事業があつたのかなかつたのか、あつたとすればどの程度のものがあつたかということをお説明願いたいと思います。

○議長（北島 登君）

税務課長 田中実君。

○税務課長（田中 実君）

歳入、町民税のお尋ねでございますが、確かに町民税は6月に一たんは確定しますが、その後、所得等の変動によって変わりますので3月で調整をさせていただくと。

また、町民税の中の法人税につきましては、決算時期が異なる企業もございますので、今回、調整させていただいたということでございます。

○議長（北島 登君）

経営戦略課長 荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

歳出についてのお尋ね、計画どおりできなかったものは、いわゆる不執行业業はあるかというお尋ねでございますが、私どもが今まで最終的にヒアリング等を行いまして点検した結果、いわゆる不執行业業はないというふうに認識しております。以上でございます。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今、税務課長のほうから、6月に確定しているけれども、その後の所得の変動等によって改正されたということでしたけれども、今回補正されたのは、その所得の変動による補正額というふうに理解してよろしいですか。

○議長（北島 登君）

税務課長 田中実君。

○税務課長（田中 実君）

今回の補正につきましては、先ほど申しましたように、所得の変動並びに法人の決算時期の違いによる補正でございます。

（「議長」の声あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

その具体的な内容をまた委員会のほうで御説明していただきたいと思いますので、十分資料をそろえて臨んでいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（北島 登君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第12号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、

それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第12号 平成23年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

---

○議長（北島 登君）

日程第18、議第13号 平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

住民課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○住民課長（兒玉 隆君）

それでは、御説明させていただきますので、議案書の34ページをごらんいただきたいと存じます。

議第13号 平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。平成23年度輪之内町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ306万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,820万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成24年3月5日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

それでは、今回の補正につきまして、事項別明細書によりまして御説明をさせていただきますと思います。

歳入のほうから御説明をさせていただきますので、事項別明細書の3ページをごらんください。

款3. 国庫支出金、項1. 国庫負担金につきましては、収入見込み額に合わせまして減額をさせていただきますものでございます。

同じく款3の国庫支出金、項2の国庫補助金につきましては、出産育児一時金補助金を交付決定額に合わせて減額をさせていただきますものであります。

4ページをお願いいたします。款4. 療養給付費等交付金、項1の療養給付費等交付金につきましては、関連いたします歳出予算の減額に合わせて減額をさせていただきますものでございます。



5ページの款6. 県支出金、項1. 県負担金につきましては、収入見込み額に合わせまして181万9,000円を減額いたしまして、それから項2の県補助金につきましては、国保臨時特別助成事業補助金を交付決定額に合わせまして72万3,000円増額をさせていただくものでございます。

続きまして、6ページでございますけれども、款7. 共同事業交付金、項1. 共同事業交付金につきましては64万7,000円を増額するものでございますが、内訳といたしましては、交付予定額に合わせまして高額医療費共同事業交付金を246万1,000円減額いたしまして、保険財政共同安定化事業交付金を310万8,000円増額する内容でございます。

7ページの款8. 財産収入、項1の財産運用収入につきましては、国民健康保険基金に係る利息を増額補正するものでございます。

9ページの款10. 繰越金、項1. 繰越金につきましては、療養給付費交付金繰越金とその他繰越金の振りかえを行うものでございます。

10ページの款11. 諸収入、項4. 雑入につきましては、特定健康診査等負担金を減額するものでございます。

続きまして、歳出の御説明をさせていただきます。11ページをごらんください。

款1. 総務費、項1. 総務管理費につきましては59万円を減額するものでございますが、内訳としましては、人件費の不用額を81万円減額いたしまして、国保総合システムに係る国保連合会の負担金を22万円増額させていただくものでございます。

12ページの款2. 保険給付費、項1. 療養諸費につきましては2,446万5,000円を増額するもので、内訳といたしまして、一般被保険者療養給付費を2,301万7,000円、一般被保険者療養費を130万8,000円、退職被保険者等療養費を14万円増額するものでございます。なお、目2の退職被保険者等療養給付費につきましては、財源内訳の補正でございます。

13ページの款2. 保険給付費、項2. 高額療養費につきましては298万6,000円増額するもので、内訳といたしましては、一般被保険者高額療養費を597万3,000円増額いたしまして、一般被保険者高額介護合算療養費を245万9,000円減額、退職被保険者高額介護合算療養費を52万8,000円減額をさせていただくものでございます。なお、目2の退職被保険者等高額療養費につきましては、財源内訳の補正でございます。

14ページをお願いいたします。款2の保険給付費、項4. 出産育児諸費につきましては、出産育児一時金補助金を126万円減額するものでございます。

15ページの款3. 後期高齢者支援金、項1. 後期高齢者支援金につきましては、財源内訳の補正でございます。

16ページの款7. 共同事業拠出金、項1. 共同事業拠出金につきましては2,638万2,000円を減額するものでございますが、その内訳は、高額医療費共同事業拠出金を653万9,000円、保険財政共同安定化事業拠出金を1,984万3,000円、それぞれ不用額を減額するものでございます。

18ページの款8. 保健事業費、項2. 保健事業費につきましては、医療費通知の電算委託料を4,000円増額させていただくものでございます。

19ページの款10. 諸支出金、項1. 償還金及び還付加算金につきましては、平成22年度分の療養給付費交付金の返還金が確定をいたしましたので、139万8,000円増額をお願いするものでございます。

20ページの款10. 諸支出金、項2. 基金費につきましては、先ほど歳入で御説明しましたように、基金の利息が減額になりますので、それに見合う分を積立金として増額するものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ306万2,000円を減額補正するものでございます。

以上で議案の説明を終わらせていただきますので、御審議賜りますようお願いをいたします。

**○議長（北島 登君）**

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○議長（北島 登君）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第13号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（北島 登君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第13号 平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

**○議長（北島 登君）**

日程第19、議第14号 平成23年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第20、議第15号 平成23年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

福祉課長から議案説明を求めます。

加藤智治君。

**○福祉課長（加藤智治君）**

議案書38ページをごらんください。

議第14号 平成23年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。平成23

年度輪之内町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ398万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,201万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成24年3月5日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

続きまして、41ページをごらんください。

議第15号 平成23年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計補正予算（第1号）。平成23年度輪之内町の児童デイサービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ63万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,536万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成24年3月5日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

それでは、事項別明細書、後期高齢者の3ページのほうをごらんください。

歳入のほうの普通徴収保険料についてですが、大きなものでは381万9,000円の減となっております。これは現年度の普通徴収保険料がおおむね確定したことにより減額するものであります。

4ページをごらんください。督促手数料としまして60件、実績により補正するものであります。60件分のものであります。

5ページのほうをごらんください。保健事業費委託金でございますが、これはすこやか健診の費用が確定しましたことによりまして、後期高齢者連合会のほうから委託される金額が確定したことによる16万2,000円の減であります。

6ページをごらんください。繰入金でございますが、町の特別会計の繰入金は、精査によりまして62万9,000円の減であります。それから保険基盤安定繰入金につきましては、軽減分の町補てん分の増でございます。これも確定によるものです。それから保健事業繰入金につきましては、すこやか健診事業が確定したことによるマイナスであります。

繰越金につきましては、平成22年の保険料で4月以降に入金されたものであります。その増であります。

8ページをごらんください。雑入に入りますが、後期高齢者医療広域連合からの還付金でございます。これは平成22年度すこやか健診委託料が発生したことによります還付金を雑入で受けるものであります。

続きまして、歳出に入ります。9ページをごらんください。

一般管理費につきましては、これは不用額の減でございます。

10ページをごらんください。後期高齢者医療広域連合納付金でございます。ここの中の負担金につきましては373万1,000円を減額しておりますが、保険料等の負担金、これは後期高齢者医療広域連合のほうに納めます保険料が確定により減額するものでございます。それから、その下の4万2,000円のマイナスもすこやか健診の確定によるものでございます。

11ページをごらんください。保健事業費につきましては、健診費用委託料が14万1,000円、これが人数の確定によりまして減にするものでございます。すこやか健診によるものでございます。

以上で後期高齢者の説明を終わらせていただきます。

続きまして、児童デイサービス事業特別会計について説明させていただきます。事項別明細書の3ページをごらんください。

歳入、介護給付費の児童デイサービス費、これは利用者の減によりまして141万1,000円を減額するものであります。

4ページをごらんください。繰越金につきましては、平成22年度の繰越金の確定によりまして補正するものでございます。

5ページの雑入につきましては、県の共同募金会から配分を受けました7,000円をここで増額するものでございます。

歳出に入ります。6ページをごらんください。

一般管理費の減につきましては、不用額の減でございます。

最後の7ページをごらんください。児童デイサービス事業費につきまして、給料、その他人件費等についてでございますが、これにつきましても不用額の減でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

**○議長（北島 登君）**

これから一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○議長（北島 登君）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第14号及び議第15号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第14号 平成23年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第15号 平成23年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計補正予算（第1号）は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

○議長（北島 登君）

日程第21、議第16号 平成23年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び日程第22、議第17号 平成23年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

調整監から議案説明を求めます。

尾崎敏美君。

○調整監（尾崎敏美君）

それでは、議案書の44ページをお開き願いたいと思います。

議第16号 平成23年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、第1条の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,700万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,900万円と改めるものでございます。

第2表の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

48ページをお開き願いたいと思います。第2表の地方債補正につきましては、事業費の確定によりまして公共下水道整備事業債、1億1,750万円の減額でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございますので省略をさせていただきます。

それでは、お手元に配付してございます事項別明細書により説明をさせていただきます。

今回の補正は、補助金等の決定並びに事業内容の変更及び精査による不用額を見込みましたので、それに基づいて補正を行っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

歳出の12ページをお開き願いたいと思います。

款1の公共下水道費、目1の特定環境保全公共下水道建設費でございますが、報酬から職員手当等が掲げてございますが、報酬につきましては、下水道推進協議会の委員報酬1名分を減額しております。職員手当等につきましては、精査による減額でございます。8の報償費につきましては、前納報奨金を68件の増を見込みまして68万9,000円の追加でございます。11の需用費につきましては、精査による減額でございます。13の委託料の80万円は、設計業務の委託料の請負差金による減額でございます。15の工事請負

費につきましては、国庫補助決定額の減額によるものでございます。

それから目2の浄化センター管理費では、434万6,000円の減額でございます。11の需用費につきましては15万6,000円で、消耗品費以下精査を見込みまして減額をしております。次に13ページに移りますが、委託料につきましては、浄化センターの維持管理業務委託料151万2,000円、水質検査委託料198万8,000円のそれぞれの減額を見込んでおります。それから14の使用料及び賃借料につきましては、コピー機の借り上げ料、それから自家用の発電機の借り上げ料等でございます。精査により17万6,000円の減額でございます。18の備品購入費につきましては、精査により30万円の減額でございます。

目3の特定環境保全公共下水道事業整備基金費でございますが、1億7,337万円の追加でございます。基金への積み立てでございます。

14ページでございますが、款2の公債費、項1の公債費、目2の利子につきましては、100万円の利子確定による減額でございます。

歳入に移ります。款1の分担金及び負担金、目1の下水道事業受益者負担金でございますが、308万1,000円の追加でございます。

4ページに移ります。款2の使用料及び手数料、目1の下水道手数料につきましては、排水設備指定業者手数料でございます。当初9件見込んでおりましたが4件で、5件の減額でございます。督促手数料につきましては、1万4,000円の追加でございます。

目1の下水道使用料につきましては491万7,000円の増額ですが、現年度分が452万5,000円、過年度分が39万2,000円でございます。

5ページの款3の国庫支出金、目1の特定環境保全公共下水道費国庫補助金につきましては、国庫補助金の確定によりまして減額するものでございます。

6ページに移ります。款4の県支出金、目1の特定環境保全公共下水道費県補助金につきましては、特定基盤整備推進交付金の248万8,000円の追加でございます。

7ページでございますが、款5の財産収入、目1の利子及び配当金につきましては、基金利子で37万円の追加でございます。

8ページをごらんください。款6の繰入金でございますが、一般会計繰入金1億4,000万円の追加でございます。

9ページ、款7の繰越金ですが、944万8,000円の追加でございます。

10ページでございますが、款8の諸収入、目1の預金利子は、8,000円の追加でございます。

目1. 雑入77万6,000円の減額で、消費税の還付金でございます。

11ページに移ります。款9の町債、目1の特定環境保全公共下水道事業債につきましては、事業費の確定によりまして1億1,750万円の減額でございます。

下水道のほうは以上で説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議案書の49ページをお願いしたいと思います。

議第17号 平成23年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）でございますが、第1条、平成23年度輪之内町の水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるということでございます。

第2条の収益的支出の補正、支出、第1款水道事業費、第2項営業外費用は、消費税を増額するものでございます。

第3条の資本的収入及び支出の補正の支出、第1款資本的支出の第1項建設改良費は、拡張事業費の下水道工事の事業量の変更により減額するものでございまして、工事費及び設計委託料を改めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

**○議長（北島 登君）**

これから一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○議長（北島 登君）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第16号及び議第17号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（北島 登君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第16号 平成23年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び議第17号 平成23年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

暫時休憩します。

（午前11時57分 休憩）

（午後1時00分 再開）

**○議長（北島 登君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**○議長（北島 登君）**

日程第23、議第18号 平成24年度輪之内町一般会計予算を議題といたします。

参事から議案説明を求めます。

参事 中島修君。

## ○参事兼会計管理者（中島 修君）

それでは、お手元に配付の平成24年度輪之内町予算書を準備いただきたいと思います。

まず1ページでございますが、議第18号 平成24年度輪之内町一般会計予算。平成24年度輪之内町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条で予算の総額は36億5,600万円と定める。予算の款項区分、当該区分の金額は、第1表による。

債務負担行為につきましては、「第2表 債務負担行為」によります。

それから地方債につきましては、「第3表 地方債」によります。

一時借入金でございますが、最高額は2億円と定めるものでございます。

2ページをお願いいたします。歳出予算の流用でございますが、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上いたしました給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足額を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用でございます。平成24年3月5日提出、輪之内町長。

それでは、8ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為でございます。地方自治法第214条の規定によるということで、事項、期間、限度額については記載のとおりでございます。

続きまして、9ページの第3表、地方債でございますが、地方自治法第230条第1項の規定による、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。総額は4億1,260万円を予定しております。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

11ページでございますが、総括ということで、歳入、主な増額となりましたのは、町税で前年対比1,570万円ほどの増となっております。

次に地方交付税でございますが、6,000万円の増となっております。

そして17の繰入金につきましては、4,954万7,000円の増となっております。

12ページをお願いします。諸収入では1,800万円ほどの増となっております。

町債につきましては、1億6,920万円の増となっております。

13ページの歳出でございますが、主な増減額を説明させていただきますと、款2の総務費では、前年対比1億7,334万3,000円の減となっております。

民生費につきましても2,381万5,000円の減となっております。

農林水産業費でも1,710万2,000円の減となっております。

土木費では1億1,422万1,000円の増となっております。

それから教育費でございますが、3億9,272万3,000円の増となっております。

それでは、歳入ということで15ページをお願いしたいと思います。

款1.町税、項1.町民税、町税の予算計上に際しましては、平成23年度の収入見込みをもとに地方財政計画、そして徴収率を考慮し、計上いたしました。



目1の個人では3億6,720万7,000円で、前年対比1,038万1,000円の増となりました。  
目2の法人につきましては1億1,314万5,000円で、894万6,000円の増となりました。  
項2の固定資産税でございますが7億5,096万5,000円で、1,117万3,000円の減となっております。評価がえによる課税標準及び新築軽減等によるものでございます。

17ページをお願いします。款2の地方譲与税から款10の交通安全対策特別交付金までにつきましては、地方財政計画をもとに平成23年度の収入見込みを踏まえ計上させていただいております。

24ページをお願いします。款8の地方特例交付金、項1の地方特例交付金でございますが、本年度は500万円で前年対比1,300万円の減となっております。これは国において総額が大きく減少していることと、この交付金につきましては、個人住民税における住宅借入金等、特別税額控除における減収補てんをするものでございます。

25ページの款9.地方交付税、項1の地方交付税でございますが、本年度8億4,000万円で6,000万円の増となっております。実績及び地方財政計画を参酌して計上いたしております。

27ページをお願いします。款11.分担金及び負担金、項1.分担金、目1の土木費分担金でございますが1,232万3,000円で、662万3,000円の増となっております。押抜農道舗装、それから福束新田水路改良に係る分担金でございます。

次に項2の負担金、目1の民生費負担金でございます。節2の児童福祉費負担金の1の保育料でございますが、実績をもとに380人を対象で計上いたしております。

それから目2の教育費負担金、節2の留守家庭児童教室負担金でございますが672万円ということで、通常の入所者を65人に、それから夏期休業中を30人として負担金を計上いたしております。

1枚めくっていただきまして、28ページの款12.使用料及び手数料、項1の使用料で目4の土木使用料でございますが640万8,000円で、99万円の増となっております。これにつきましては、NTT、中電等の道路占用料でございます。

続きまして、30ページをお願いします。款13の国庫支出金、項1の国庫負担金、目1の民生費国庫負担金でございますが、節3の子どものための手当費負担金でございますが、今回、制度改正がございまして、支給額、それから費用の負担割合が改正されたので、これに基づき大きく減額をしております。被用者というのはサラリーマン、それから非被用者というのは自営業者等でございますが、まず説明欄の1の被用者の子供、対象は240人でございます。それから2の非被用者につきましては70人、3の非被用者の子供のほうは810人、非被用者につきましては220人と、それから中学生につきましては、340人を見込んでおります。

それから、目2の教育費国庫負担金でございますが、5,312万4,000円の皆増でございます。これにつきましては大藪小学校の改築工事に係るもので、公立学校施設整備負担

金でございます。

同じく31ページの項2. 国庫補助金の目4の教育費国庫補助金で節1の小学校費補助金、3の小学校費補助金でございますが、これも改築工事に伴うものでございます。

続きまして、33ページをお願いいたします。県支出金、項1. 県負担金、目2の民生費県負担金、節4の子どものための手当費負担金でございますが、対象者1,680人で計上しております。

続きまして、項2の県補助金、目1の総務費県補助金でございますが、本年度441万円で前年対比1,411万2,000円の減となっておりますが、これは緊急雇用等に係る事業補助金の減によるものでございます。

続きまして、目2の民生費県補助金の裏面の関係でございますが、これにつきましても児童福祉費補助金で大きく減額になっておりますが、これも緊急雇用並びに子育て支援対策補助金がなくなりましたので大きく減額をいたしております。

以下、衛生費県補助金につきましても緊急雇用でございます。

それから目4の農林水産業費県補助金でございますが、これにつきましても前年対比減額となっておりますが、小規模農家組織化支援事業、あるいは農地・水保全管理の支払推進交付金、緊急雇用等の事業補助金の関係による減でございます。

それから目6の教育費県補助金でございますが1,295万1,000円で、前年対比1,285万1,000円ということで、説明欄の2番、3番、4番が新規で上がっております。

35ページでございますが、項3の委託金、目1の総務費委託金でございますが、節3の選挙費委託金、それから4の統計調査費委託金の5、6、7につきましてもは新規でございます。

39ページをお願いいたします。款17. 繰入金、項1の基金繰入金でございますが、財政調整基金、それから光をそそぐ交付金基金、土地基盤整備基金、義務教育施設整備基金の繰り入れをいたします。前年対比4,954万7,000円の増となっております。

43ページをお願いいたします。款19. 項5の雑入でございますが、目5の雑入の節1の総務雑入の7の福束輪中土地改良区総代選挙費委託金、これが新規でございます。1枚めくっていただきまして、44ページの節8の教育雑入でございます。6のぎふ清流国体花かざり運動の助成金120万円、これも新規でございます。

45ページの町債でございますが、教育債ということで、学校教育施設等整備事業債を起債いたします1億7,490万円、これが新規でございます。

続きまして、歳出へ入りたいと思います。

款1の議会費、項1. 議会費、目1の議会費では5,289万5,000円で、前年対比651万1,000円減となっておりますが、これにつきましてもは、節4の1の議員共済会負担金が大きく減となったものでございます。

続きまして、48ページをお願いします。款2の総務費、項1の総務管理費、目1の一

般管理費では1億2,298万7,000円で、前年対比1,873万6,000円減となっておりますが、これにつきましては人件費、それから集会場の建設補助金がなくなったものが主な要因でございます。

続きまして、50ページの目4の文書費でございますが、本年度993万9,000円ということで、前年対比539万5,000円減となっておりますが、これにつきましては緊急雇用で行政文書の管理委託料がなくなりましたので、これが主な減の要因でございます。

次に51ページの7の財産管理費で5,519万4,000円ということで、需用費につきましては、光熱水費、燃料費ともども増額となっております。それから13の委託料でございますが、10の町有地有効活用図面作成委託料52万5,000円、これは新規でございます。

52ページをお願いいたします。目9の企画費でございますが4,342万5,000円で、前年対比1億5,209万3,000円減ということで、減の要因は、人件費並びに光ケーブルに係る整備事業補助金等のものと特産品の開発委託料の事業完了によるものでございます。なお、新規事業につきましては、53ページの委託料の4の、一番上段でございますが、地域情報化計画改訂業務委託料81万円、それと14の使用料及び賃借料の3番、4番、これも新規でございます。それから19の負担金、補助及び交付金の補助金の2のIT講習会補助金12万6,000円、これも新規事業でございます。それと22の補償、補填及び賠償金80万円、これも新しく計上させていただいておりますが、電柱共架等に伴う物件移転補償費でございます。

続きまして、56ページをお願いいたします。項2の徴税费、目1の税務総務費でございますが4,893万4,000円ということで、962万6,000円の増となっておりますが、人件費1名分の増によるものでございます。

58ページをお願いします。項3の戸籍住民基本台帳費、目1の戸籍住民基本台帳費では2,726万5,000円で、152万6,000円の前年対比で減となっておりますが、これにつきましては、13の委託料の8の住民基本台帳システム外国人対応の改修が大部分が平成23年度で実施したもので、これが主な要因です。

続きまして、項4の選挙費でございますが、目3の福東輪中土地改良区総代選挙費277万9,000円、それから目4の岐阜県知事選挙費466万9,000円、これが新しく目を起こさせていただきました。なお、予算につきましては、前回の費用を参考に計上させていただいております。

61ページをお願いいたします。項5の統計調査費の目3の臨時指定統計費で19万8,000円、皆増でございますが、就業構造基本調査、住宅土地統計調査が今年度対象となっておりますので新規で計上させていただきました。

続きまして、63ページ、款3の民生費、項1.社会福祉費、目1の社会福祉総務費では本年度1,463万8,000円で、326万円の増となっております。節13の委託料の3の地域福祉計画策定委託料238万1,000円、これが新規事業でございます。同じく節15の工事請負

費、人権広告板設置工事費50万円、これも新規でございます。

66ページをお願いします。目5の国民健康保険費で節28の繰出金の説明1の保険基盤安定繰出金でございますが、前年対比で200万円の増となっております。

70ページをお願いいたします。項2の高齢者福祉費、目4の介護保険費の19.負担金、補助及び交付金で前年対比554万3,000円の増となっておりますが、これは安八郡広域連合負担金が増となったものでございます。

続きまして、71ページの項3の児童福祉費でございますが、目3の子どものための手当費で本年度2億2,955万7,000円、5,126万4,000円の減となっております。72ページをお願いします。扶助費の手当費の関係で説明申し上げますと、3歳未満、それから小学校修了前の3子以降につきましては1万5,000円、1万円につきましては小学校の修了前1子、2子、それから中学生と、それから所得制限以上の方については5,000円の手当ということで、節20の扶助費につきましては、前年対比5,222万円の減となっております。

それから、目4の児童福祉施設費1億5,498万8,000円で2,118万7,000円の増となっておりますが、施設整備費の空調設備、それから入園児に対する関係で人件費の増ということで、これが主な要因でございます。15の工事請負費で1,651万1,000円ということで、保育園の修繕工事でございます。ここで1,628万5,000円、前年対比でふえております。これは空調設備の関係でございます。

続きまして、77ページをお願いします。款4の衛生費、項1の保健衛生費の目2の予防費で5,312万2,000円ということで、前年対比455万7,000円を計上いたしております。これにつきましては、予防接種の事業推進拡大で無料化、あるいは一部助成化を図ってまいりましたが、その概要が把握でき、委託料と助成金等が減となったものでございます。

続きまして、78ページの項1の保健衛生費、目3の環境衛生費で4,276万5,000円ということで、860万6,000円ふえておりますが、これにつきましては人件費の1名減と、それから19の負担金、補助及び交付金で2,457万2,000円ということで、前年対比1,372万9,000円ふえておりますが、これにつきましては負担金で4のやすらぎ苑の負担金でございますが、762万円ほど前年に比べてふえております。それから補助金でございますが、太陽サンサン補助金につきましては560万円ということで大幅にふやしております。10世帯から40世帯ということでふやしております。それから2の浄化槽設置費補助金172万8,000円、これにつきましては新規の事業で、塩喰川西、福東川西地区を対象とした補助金でございます。

80ページをお願いします。項2の清掃費、目1の清掃総務費でございますが9,879万4,000円で837万7,000円の増となっておりますが、これにつきましては19の負担金、補助及び交付金の負担金でございますが、西濃環境、それから西南濃粗大、これにつま

して750万円ほどアップしております。

81ページでございますが、目2の美化推進費、19の負担金、補助及び交付金の3番でございますが、生ごみ処理機設置事業補助金31万5,000円でございますが、これにつきましても剪定枝等の粉碎機の購入補助の追加で新しくなっております。

82ページをお願いします。款5の農林水産業費、項1の農業費、目1の農業委員会費624万1,000円で153万9,000円の減につきましては、前年は備品購入費がございましたが、これがなくなりましたので減となっております。

それから目3の農業振興費でございますが、84ページをお願いしたいと思います。補助金の7の元気なふるさとづくり補助金10万円、2団体を予定しております。これも新規事業でございます。

それから目4の耕種農業費で3,641万2,000円ということで588万8,000円の減となっておりますが、これにつきましては小規模農家の組織化支援補助がございませんので、これが減の要因でございます。

それから85ページの7の町民センター管理費でございますが、13の委託料の4の特殊建築物定期報告書作成業務委託料53万1,000円、これが新規でございます。それから18の備品購入費59万4,000円でございますが町民センター備品購入費、これにつきましても新規でございます。

それから目8の農地総務費では3,510万8,000円ということで、前年対比1,205万1,000円の減となっております。これにつきましては、19の負担金、補助及び交付金でございます。

87ページをお願いします。款6の商工費、項1の商工費、目1の商工総務費でございますが、節13の委託料で150万円ふえておりますが、これにつきましてはLED照明を新しく50基設置していこうというものでございます。

それから目3の観光推進費で13の委託料でございますが、観光資源マップ作成委託料、前年度より100万円アップの200万円でございます。それから19の負担金、補助及び交付金でございますが、裏面へ行っていただきまして、88ページの補助金でございますが、特産品開発補助金ということで100万円、これが新規でございます。

款7の土木費、項1の土木管理費、目1の土木総務費で4,676万9,000円ということで、前年対比1,095万6,000円でございますが、主な要因は人件費等の関係でございます。それと90ページの負担金、補助及び交付金の関係でございますが、2の補助金で2. 住まいる住宅助成金150万円、今回新規ということで上がっております。

それから項2の道路橋りょう費、目2の道路維持費で9635万7,000円ということで、1,933万3,000円の増となっておりますが、委託料と工事請負費で増となっております。委託料では228万3,000円の増と、それから工事請負費でございますが、道路側溝改良工事費1,040万円、それから道路舗装工事費でございますが、これらについてふえており

ます。インフラ整備を行いながら生活環境と施設の安全性を確保していくために実施していくものでございます。

それから目3の道路新設改良費で1億4,035万円ということで、前年対比5,607万円の増となっております。13の委託料、それから15の工事請負費、17の公有財産購入費、それから補償、補填及び賠償金でございますが、新規でふえております。

続きまして、92ページをお願いします。目4の橋りょう維持費でございますが350万円で、300万円の増となっております。委託料で、新規で橋梁点検業務の委託料300万円を計上いたしております。主要25橋の調査でございます。

それから目5の用悪水路費で4,019万1,000円ということで、1,486万2,000円の増となっております。主なものは、委託料でふえておりますし、工事請負費でも1,000万円ほどふえております。それから公有財産購入費、これは新規でございます。

94ページをお願いします。項4の都市計画費、目2の公共下水道費でございますが1億7,000万円で、1,000万円の増となっております。これは特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

95ページの款8の消防費、項1の消防費、目1の非常備消防費でございますが1億3,976万6,000円で、710万8,000円の増となっております。主な要因は、19の5の大垣消防組合負担金で687万6,000円の増となっております。これにつきましては、大垣消防組合の人件費、そのうち退職手当でございますが、それと常備消防車両の整備事業の増となり、今回増となったものでございます。

続きまして、97ページをお願いします。目3の防災費でございます。12の役務費の3の手数料で放射性物質検査手数料でございますが、これが新規で8万4,000円でございます。それから委託料でございますが、3の無線局再免許申請業務委託料、それから4の一斉メール配信システム初期設定委託料、5の浸水想定水位表示板設置委託料、この事業が新規でございます。それから14の使用料及び賃借料の使用料の2の一斉メール配信システム使用料63万円、これにつきましても新規でございます。

続きまして、100ページをお願いします。款9の教育費、項1の教育総務費、目1の事務局費で9,990万1,000円ということで546万5,000円の減となっておりますが、これにつきましては人件費の減と、それから8の報償費、特別支援の謝礼等によるものでございます。

続きまして、102ページをお願いします。目3のプラネットプラザ管理費でございますが、これにつきましては、国体を迎え870万1,000円の増となっております。新規では13の委託料の15のプラネットプラザ周辺環境美化委託料でございますが127万7,000円、それから16の特殊建築物定期報告書作成業務委託料96万8,000円、これが新規でございます。

続きまして、105ページをお願いします。目1の小学校管理費でございますが、本年

度3億4,704万2,000円で2億9,630万9,000円増となっておりますが、大藪小学校の増・改築工事に伴う費用が主な要因でございます。106ページをお願いします。委託料の15の工事監理業務委託料で499万8,000円でございます。それと工事請負費の2の大藪小学校増築・改築工事費で2億9,042万円を計上いたしております。

109ページをお願いします。項3の中学校費の目2の教育振興費でございますが883万円で303万円増となっておりますが、主な要因は、需用費と扶助費が主な増の要因でございます。

114ページをお願いします。項6の保健体育費、目1の保健体育総務費でございますが4,113万円で3,296万6,000円の増となっておりますが、国体関係に伴うものでございます。19の負担金、補助及び交付金の補助金で、115ページの上段の4のぎふ清流国体輪之内町実行委員会事業補助金で3,150万円計上しておりますが、これは新規でございます。

それから目3の学校給食費で1億406万円ということで、5,661万1,000円の増となっております。これにつきましては、給食センターの改修工事に係るものでございます。116ページをお願いしたいと思いますが、節13の委託料の15、給食センター改修工事監理委託料50万円、これが新規でございます。それと工事請負費6,000万円、これにつきましても新規となっております。

以上で一般会計の予算の説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○議長（北島 登君）**

これから質疑を行います。

（挙手する者あり）

**○議長（北島 登君）**

9番 森島正司君。

**○9番（森島正司君）**

全体的に5次総に基づいて、その第1年度としての施策を盛り込んだというような説明だったと思いますけれども、歳入の予算の計上の仕方なんですけれども、昨年度もそうなんですけれども、見込みが厳し過ぎるんじゃないかというような気がするんですけども、例えば町民税の税込、これにつきましても23年度の最終補正予算と比較してみると減額になるわけですね。あるいは、地方交付税、繰越金も恐らくもっと出るんじゃないかと思うんですけども、これも前年度と、8,000万円、23年度、今年度予算については先ほどの補正予算のほうで説明がありましたけれども、かなりの余裕財源が出てきて基金に積み立てるといようなことなんです、将来的に財政が厳しいということで先送りしていこうという考えが見受けられるんですけども、それでこの5次総の事業が十分進んでいくのかどうか。もっと積極的に歳入を見込んで、そして事業展開をしてもいいんじゃないかというような感じを受けるわけなんですけれども、その辺の見

解をお伺いしたいと思います。

○議長（北島 登君）

経営戦略課長 荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

森島議員の御質疑にお答えさせていただきますが、まず確認でございますが、歳入については見込みが厳し過ぎるのではないかと、そして結果的に財源を残して基金等に積んでいる、結局それで将来的に先送りしている事業があるのではないかと、そういった傾向が見受けられると、もっと積極的に投資してはどうかというような趣旨の御質問であったかと思えます。

見込みが厳し過ぎるのではないかとという御指摘でございますが、まず大局的に考えさせていただきますと、やはり町税、そして具体的に言うならば地方交付税については、歳入の二大要素でございます。やはり歳入欠陥を起こして事業費だけを、いわゆる歳出だけを重視していくというわけにはまいりません。もちろん、歳入あつての事業でございますので、その事業が歳入割れしない程度の地方財政計画とか、そういった状況を勘案しながら進めさせていただいております。現に税のほうは今の税状況を、法人なんかの状況を勘案しながら計上させていただいておりますし、地方交付税なんかも結果的に6,000万ふやささせていただきました。これは、過去3年間ほど思ったよりも多く歳入が入ってきているという実績を見込ませていただいてふやささせていただいたわけでございます。

そうした中でもっと積極的にということでございますが、第5次総合計画にもたれて予算の概要等を説明させていただいたところでございますが、最終的にこういったことを勘案して言えることは、やっぱり今後の施策展開によって財政的にどうなっていくのか、大丈夫なのか、それとも危機的な状況に陥ってしまうのかというようなことで、また実質公債費比率等の判断を試算しながら、今後も継続的に持続できるような事業展開を考えておりますので御理解をいただけたらと思います。以上でございます。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

この歳入不足、不足ではありませんけれども、歳入を厳しく見込んで安全運転を行っていくというような考え方であろうと思えますけれども、そういったときに住民負担を増大するというようなことになっては、ちょっとこれは住みよいまちづくりとはまた逆行するのではないかと思うわけですが、今、この住民負担といえば、1つの例ですけれども、街灯の地元負担というのが新年度から計画されているというようなことを聞いているわけですが、その辺はちょっと細かい話になりますけれども、街灯の



地元負担についての考え方、どのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（北島 登君）

産業課長 岩津英雄君。

○産業課長（岩津英雄君）

街路灯の委託料、今年は150万円増額させていただいております。この分につきましては、1基当たり5万円としますれば30基分の更新の予算額でございます。24年度に50基分の更新をしてまいりたいと考えております。その残る、250万円から150万円引いた100万円ほどを地元負担でお願いしたいといったことを去る12月の区長会でお認めいただきましたので、今後、この整備計画を進めてまいりたいと、このように考えております。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

財源が厳しいわけではないのに地元負担をお願いするというようなことですが、そのほかの事項で地元負担が、あるいは住民負担がふえるというようなことは、項目は何もないということによろしいでしょうか。

○議長（北島 登君）

参事 中島修君。

○参事兼会計管理者（中島 修君）

そういうことはございません。

○議長（北島 登君）

そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第18号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第18号 平成24年度輪之内町一般会計予算については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

---

○議長（北島 登君）

日程第24、議第19号 平成24年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算、日程第25、議第20号 平成24年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算、日程第26、議第21号 平成24年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算を一括議題といたします。

参事から議案説明を求めます。

中島修君。

#### ○参事兼会計管理者（中島 修君）

それでは、予算書の131ページをお願いいたします。

議第19号 平成24年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算。平成24年度輪之内町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算でございますが、総額は8億7,900万円と定めるものでございます。

一時借入金につきましては6,000万円とするものでございます。

それから歳出予算の流用でございますが、地方自治法の規定により流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用でございます。平成24年3月5日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

それでは、137ページをお願いします。

歳入予算事項別明細書、総括でございますが、主な増となったもの、それから減となったものを申し上げますと、款1の国民健康保険税でございますが2億8,487万3,000円で、前年対比940万7,000円の増となっております。

款2の国庫支出金で2億89万4,000円ということで、839万5,000円の減となっております。

款5の前期高齢者交付金でございますが1億3,829万6,000円で、1,019万円の増となっております。

款6の県支出金でございますが4,775万4,000円で、632万4,000円の増となっております。

続きまして、138ページをお願いします。歳出の主なものを御説明申し上げます。

款3の後期高齢者支援金でございますが1億2,611万円で、1,962万3,000円の増となっております。

それから款7の共同事業拠出金でございますが9,861万3,000円で、693万1,000円の減となっております。

それでは、歳入から御説明を申し上げます。

款1の国民健康保険税、項1の国民健康保険税でございます。目1.一般被保険者国民健康保険税で2億5,921万8,000円、649万1,000円の増となっております。算出根拠は、一般では2,370人、それから介護につきましては810人を保険者数として予算計上しております。

それから目2の退職被保険者等国民健康保険税でございますが、退職者210名、それから介護190名として計算をいたしております。

141ページをお願いします。款3の国庫支出金、項1の国庫負担金でございますが、目1の療養給付費等負担金でございますが、本年度1億6,000万3,000円でございますが、621万8,000円の減となっております。この要因は、法定負担率の引き下げと前期高齢者交付金の変更により減となったものでございます。

項2の国庫補助金、目1の財政調整交付金で3,344万5,000円ということで、119万1,000円の減となっております。これにつきましては、実績等を勘案して計上させていただいております。

それから、目2の出産育児一時金補助金で1万円で39万円の減ということで、平成23年度で国庫補助金が廃止されますので3月出産分のみを計上させていただいております。

142ページでございますが、款4の療養給付費等交付金につきましては3,586万3,000円で、326万7,000円の増となっております。これにつきましては、退職被保険者に係る経費に対して収入で賄うことができない場合、基金より交付されるお金を計上いたしております。

それから款5の前期高齢者交付金で1億3,829万6,000円ということで、1,019万円の増でございますが、支払基金からの数値をもとに計上させていただきました。

144ページの款6. 県支出金、項2の県補助金、目1の財政調整交付金でございますが3,931万9,000円で629万円の増となっておりますが、過去の実績を勘案いたしまして、これも計上いたしております。

款7の共同事業交付金、項1の共同事業交付金、目1の高額医療費共同事業交付金、それから保険財政共同安定化事業交付金につきましても、過去の実績をもとに計上させていただきまして、全体では508万7,000円の減となっております。

147ページをお願いします。繰入金でございますが、目1の一般会計繰入金6,306万4,000円で、100万4,000円の増となっております。これにつきましては、保険基盤安定繰入金で200万円の増となっております。

150ページをお願いいたします。款11の諸収入、項4の雑入でございますが、一番下段の特定健康診査等負担金、これは窓口払いになりましたので廃目させていただきました。

歳出を御説明申し上げます。

款1の総務費、項1の総務管理費、目1の一般管理費でございますが1,573万7,000円で191万1,000円の減となっておりますが、人事異動による人件費に係るものでございます。

153ページをお願いします。款2の保険給付費、項1. 療養諸費、目1の一般被保険者療養給付費でございますが4億3,468万5,000円で、88万8,000円の増となっております。

負担金で対象者を2,370人といたしまして、1人当たり18万3,400円をもとに計算しております。

それから目2の退職被保険者等療養給付費でございますが、260万7,000円の増となっております。対象者は210人で計算をいたしております。1人当たり20万4,700円ほどでございます。

154ページをお願いします。項2の高額療養費、目1の一般被保険者高額療養費でございますが5,093万円で、127万3,000円の増となっております。対象者は2,370人で、1人当たり2万1,480円ほどで計算しております。

それから目2の退職被保険者等高額療養費でございますが、これにつきましても対象者210人で、1人当たり3万2,730円ほどで計算しております。

156ページをお願いします。項4の出産育児諸費でございます。目1の出産育児一時金でございますが、これにつきましては42万円の20件ということで、前年同額でございます。

158ページをお願いいたします。款3の後期高齢者支援金、目1の後期高齢者支援金でございますが1億2,610万円で、1,962万8,000円の増となっております。これにつきましては、支払基金からの数値によりまして計算した金額を上げさせていただいております。

続きまして、161ページをお願いします。款6の介護納付金、目1の介護納付金でございますが、これにつきましては5,469万1,000円で、45万8,000円の減となっております。これにつきましても、基金からの数値計算により計上させていただいております。

162ページをお願いします。款7の共同事業拠出金でございますが、目1と目2につきましては、国保連合会からの計算数値により計上させていただいております。これらにつきましては、前年度に比べまして321万3,000円と371万9,000円の減となっております。

それから款8の保健事業費でございますが、目1の特定健康診査等事業費の委託料でございますが、2の特定健康診査等実施計画策定委託料155万6,000円でございますが、3町で合同作成していくもので、新規でございます。それから19の負担金、補助及び交付金でございますが、該当される方は1,630名でございますが、受診率を65%で見込んで計算をいたしております。

これで国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきまして、続きまして、輪之内町後期高齢者医療特別会計予算の説明をさせていただきます。

175ページをお願いします。

議第20号 平成24年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算。平成24年度輪之内町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによるということで、歳入歳出予算の総額は6,500万円でございます。

予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表によります。平成24年3月5日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

それでは、179ページ、歳入予算事項別明細書をごらんいただきたいと思います。

総括の歳入、款1の後期高齢者医療保険料でございますが、3,640万3,000円で、前年対比199万9,000円の減となっております。

180ページにおきましては歳出の予算事項別明細書でございます。

それでは、181ページの歳入から説明を申し上げます。

後期高齢者医療保険料ということで、目1と目2につきましては、広域連合の予想保険料によりまして計算をさせていただいて計上しております。

183ページをお願いします。後期高齢者医療広域連合支出金、項1の委託金でございますが、目1の保健事業費委託金462万3,000円でございますが、ぎふ・すこやか健診ということで、対象者を500人として計算しております。それから心電図関係につきましては、85人で計算をいたしております。

184ページをお願いします。他会計繰入金、目1の一般会計繰入金、節1と節3につきましては、一般会計の歳出の額と同額を計上させていただいております。

それでは、189ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款1の総務費、項1の総務管理費、目1の一般管理費でございますが183万3,000円で、22万1,000円の減となっております。これにつきましては、委託料のシステム委託料が主な要因でございます。

続きまして、款3の保健事業費、項1の保健事業費につきましては、節13の委託料の1の健診費用委託料でございますが、16万5,000円の増となっております。

これで後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。次に輪之内町児童発達支援事業特別会計予算の説明をさせていただきます。

195ページをお願いいたします。

議第21号 平成24年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算。平成24年度輪之内町の児童発達支援事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額は1,600万円と定めるということで、予算の款項区分及び当該区分ごとの金額は第1表による。平成24年3月5日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

それでは、201ページをお願いします。

歳入から、款1の障害児給付費、項1の障害児給付費でございます。目1の児童発達支援費ということで、前年度と変わってございません、1,507万5,000円ということで、対象者を20人といたしまして、月平均8回の利用ということで計上いたしております。

1枚めくっていただきまして、202ページの使用料及び手数料でございますが、これにつきましても施設使用料ということで、2,100円で20人ということで計算をしております。

続きまして、207ページをお願いします。

歳出でございますが、款1の総務費、項1の総務管理費でございますが12万2,000円で8,000円の減につきましては、需用費の食糧費で減となっております。

208ページをお願いします。款2の児童発達支援事業費、項1の障害児給付費、目1の児童発達支援事業費でございますが1,560万7,000円で、2万8,000円の増となっております。主な要因は、節19の負担金、補助及び交付金でございます。ここで前年対比5万7,000円の増となっております。

以上で、輪之内町児童発達支援事業特別会計予算の説明を終わります。どうかよろしくをお願いします。

**○議長（北島 登君）**

これから一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

**○議長（北島 登君）**

9番 森島正司君。

**○9番（森島正司君）**

まず国保のほうは、国保税の値上げというのは6月の本算定になるわけですがけれども、増税を見込んでいるのかどうかということ、それともう1つ、後期高齢者の保険料、これも見直しの時期に来ていると思いますが、これはこの予算書を見る限り現状維持のような気がするんですけれども、その見込みはどうなっているかということをお伺いしたいと思います。

**○議長（北島 登君）**

税務課長 田中実君。

**○税務課長（田中 実君）**

それでは、国保税のお尋ねでございますが、国保運営協議会でも申しましたように、景気は緩やかに回復しておりますので、所得割等で増収が見込めるのではないかとということと、収納率につきましては、税務課の使命でございますので一生懸命頑張って収納率を上げたいということと、それから本年度の所得につきましては、現在確定申告中でございますので、所得が確定をしまして、6月の際にはまた御無理を言うこともあるかと思いますが、現在のところ所得が確定しておりませんので未定でございます。

**○議長（北島 登君）**

福祉課長 加藤智治君。

**○福祉課長（加藤智治君）**

後期高齢者の件ですが、町長の提案説明の中にもありましたように、新聞発表がありまして、次年度、24、25年度分は上がることになっております。この輪之内の予算につ

きましてですが、特別徴収については上げております。こちらのほうで関係します普通徴収の分につきましては、輪之内としては減になります。所得の普通徴収者は、当然低額ですので、その方については減になります。今の24、25年度の方、アップの部分の計算してあります。この中に入っております。所得のかけんで余り変わらないようになっておるだけです。以上です。

(挙手する者あり)

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

まず国保税のほうですけれども、もちろん今私が言っているのは、現在の所得が横ばいでいった場合として増税しないとやっていけない予算ではないかということをお伺いしたいということなんです。

もちろん、所得の状況、あるいはこの収納率の状況の変動によって最終的にはどうなるかわからないことは当然のことですけれども、従来どおりの所得水準、あるいはこの収納率の状況からいくと、税率アップになるのではないかということを確認しておきたいと思います。

だから、今、後期高齢者のほうは特別徴収については増税になると、それと普通徴収については何も変わらないというふうに理解してもよろしいか。

○議長（北島 登君）

福祉課長 加藤智治君。

○福祉課長（加藤智治君）

後ほどまた委員会のほうで詳しく言いますが、24年度の予算につきましては、普通徴収の現年度分につきましては、対前年で449万2,000円の減になります。特別徴収につきましては118万円の増になりまして、これは後期高齢者連合のほうで計算されて、こちらのほうで計上するものであります。向こうでの計算の中には、その24、25のアップ分は加味されて計算してきております。以上です。

○議長（北島 登君）

税務課長 田中実君。

○税務課長（田中 実君）

それでは、お答えさせていただきます。

森島議員がおっしゃられた所得が変わらなければ増税になるのではないかということですが、基本的には所得が変わらなければ所得割、均等割が変わりませんのでそういった推移になるかと思いますが、徴収率を上げるということと確定申告で所得の状況を把握してということですので、現在のところは未定でございます。

○議長（北島 登君）

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**○議長（北島 登君）**

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第19号から議第21号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（北島 登君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第19号 平成24年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算、議第20号 平成24年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算及び議第21号 平成24年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

**○議長（北島 登君）**

日程第27、議第22号 平成24年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算及び日程第28、議第23号 平成24年度輪之内町水道事業会計予算を一括議題とします。

参事から議案説明を求めます。

中島修君。

**○参事兼会計管理者（中島 修君）**

それでは、予算書の215ページをお願いいたします。

議第22号 平成24年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算。平成24年度輪之内町の特定環境保全公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の総額は7億2,700万円と定める。

予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によるということで、地方債については「第2表 地方債」による。

それから一時借入金でございますが、地方自治法の規定による最高限度額は5億円と定めるものでございます。平成24年3月5日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

それでは、220ページをお願いいたします。

第2表の地方債でございますが、これにつきましては限度額といたしまして2億5,250万円ということで、証書借入れまたは証券発行ということで、5%以内と、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

それでは、221ページの歳入予算事項別明細書、総括でございますが、歳入につきまして主なものを説明させていただきますが、款2の使用料及び手数料では、前年対比



1,389万1,000円の増となっております。

同じく款3の国庫支出金でございますが、4,900万円の増となっております。

それから、款6の繰入金では1,000万円の増となっております。

款9の町債につきましては、3,650万円の増となっております。

1枚おめくりをいただきまして、222ページをお願いいたします。

歳出予算事項別明細書でございますが、款1の公共下水道費では9,435万円の増となっております。

それから款2の公債費につきましては、1,081万2,000円の増となっております。

それでは、223ページ、歳入から説明を申し上げます。

款1の分担金及び負担金、項1の負担金でございますが、下水道事業受益者負担金でございますが1,234万5,000円で、351万5,000円の減となっております。

続きまして、224ページの款2の使用料及び手数料、項2の使用料でございます。目1の下水道使用料で5,286万2,000円、1,388万1,000円の増となっております。

225ページをお願いします。款3の国庫支出金、項1の国庫補助金でございますが1億7,500万円で、前年度対比4,900万円の増となっております。対象事業費を3億5,000万円として計算をいたしております。

228ページをお願いいたします。款6の繰入金でございます。項2の他会計繰入金で一般会計繰入金1億7,000万円、前年対比1,000万円の増となっております。

231ページをお願いします。款9の町債、項1の町債で目1の特定環境保全公共下水道事業債で2億5,250万円、3,650万円の増となっております。

233ページをお願いいたします。歳出の説明を申し上げます。

款1.公共下水道費、項1.特定環境保全公共下水道費、目1の特定環境保全公共下水道建設費では4億8,895万4,000円で、8,927万1,000円の増となっております。主な増減でございますが、節13の委託料でございますが、1,462万1,000円を計上しておりますが、前年対比3,000万円ほどの減額となっております。次に節15の工事請負費でございますが4億4,000万円で、1億2,000万円の増となっております。

次に目2の浄化センター管理費でございますが5,239万円で、495万5,000円増となっております。主な要因は、節11の需用費の光熱水費、これは200万円ほどの増となっております。節13の委託料でございますが、1と3で委託料が240万円ほど増となっております。

236ページをお願いします。公債費でございますが、目1の元金で1億1,389万8,000円ということで、1,062万3,000円の増となっております。今回の償還金は、平成9年度から平成18年度に起債をいたしました元金の償還金でございます。

以上をもちまして、輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の説明を終わります。243ページ、議第23号の平成24年度輪之内町水道事業会計予算の説明をさせ

ていただきます。

第1条の総則で、輪之内町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによるということで、事業の予定量でございますが、給水戸数につきましては2,888戸で、前年より23戸ふえております。(4)のイの配水施設拡張工事事業でございますが、7,520万8,000円で、前年度は1億552万9,000円でしたので減となっております。

第3条では収益的収入及び支出ということで、予定額を定めております。

244ページをお願いします。第4条では資本的収入及び支出について定めておりまして、不足いたしますので、6,960万円におきましては過年度分損益勘定留保資金をもちまして補てんをさせていただくものでございます。

第5条では議会の議決を経なければ流用することのできない経費としまして、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないということで、職員給与費668万3,000円を規定するものでございます。

第6条では棚卸資産購入限度額を規定いたしております。100万円と定めるものでございます。平成24年3月5日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

それでは、260ページをお願いいたします。収益的収入ということで、平成24年度輪之内町水道事業会計収支予算明細書でございます。

款1の水道事業収益、項1.営業収益でございますが、目1の給水収益では1億476万2,000円で、164万4,000円の増となっております。

目2のその他営業収益といたしまして127万1,000円で、5万4,000円の増となっております。これにつきましては、雑入でふえております。営業収益は、合わせまして169万8,000円の増となっております。

次に項2の営業外収益で目1の受取利息及び配当金でございますが36万5,000円で、30万2,000円の増となっております。定期の預金利息が主なものでございます。

これらを合わせまして営業外収益は36万7,000円で、30万2,000円の増となりました。

次に、262ページをお願いします。収益的支出でございます。

款1の水道事業費で項1.営業費用ということで、目1.原水及び浄水費で2,119万7,000円、671万6,000円の増となりました。主な要因は、修繕費で842万5,000円、前年度に比べまして642万5,000円の増ということで、これは第一水源地塗装改修工事が新規でございます。次に動力費につきましても、電気料金が上がっておりますので若干ふえております。

目2の配水及び給水費でございますが452万7,000円で、前年対比531万6,000円の減となっております。節の修繕費でございますが300万円で、前年対比530万円の減となっております。

総係費につきましては946万4,000円ということで、3万1,000円の減となっております。

す。

264ページをお願いいたします。目4の減価償却費でございますが5,546万2,000円で、76万円の増となっております。

合計いたしまして9,307万8,000円で、232万2,000円増額となりました。

続きまして、項2の営業外費用でございますが、目1の支払利息でございますが925万1,000円ということで、35万2,000円の減となりました。これにつきましては、平成15年に借入れをいたしました借入金の利子でございます。

合わせまして1,213万7,000円で、33万3,000円の増となりました。

次に項3の予備費でございますが118万5,000円で、65万5,000円の減となっております。

それでは、266ページをお願いいたします。

資本的収入ということで資本的収入及び支出、款1の資本的収入で項1.工事負担金でございますが410万円で、前年度と同額でございます。

それから、項2の補償金につきましても同額でございます。

次に支出でございますが、款1の資本的支出、項1.建設改良費でございますが、目1の配水施設拡張費で7,520万8,000円、3,032万1,000円の減となっております。工事請負費、それから委託料、ともども減となっております。

建設改良費、総額で7,543万1,000円ということで、3,035万3,000円の減となっております。

次に項2の企業債償還金でございますが1,826万9,000円で、35万3,000円の増となっております。これにつきましては、平成15年の借入れに係るものでございます。

以上で水道事業会計の予算の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（北島 登君）

これから一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

公共下水道の接続率は、平成24年度はどの辺に見込んでおられますか。

○議長（北島 登君）

建設課長 加納孝和君。

○建設課長（加納孝和君）

現在は38.2なんですけれども、見込みとしましては、恐らく40はまだ行かないと思いますが、それぐらい接続できるように加入促進をしていきたいと思っています。この数

字上では、ということはお出ておりませんので、予算の中には出ておりません。以上です。

○議長（北島 登君）

ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（北島 登君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第22号及び議第23号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第22号 平成24年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算及び議第23号 平成24年度輪之内町水道事業会計予算については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

○議長（北島 登君）

日程第29、議第24号 大垣消防組合理約の変更に関する協議についてを議題といたします。

参事から議案説明を求めます。

中島修君。

○参事兼会計管理者（中島 修君）

それでは、議案書の51ページをお願いいたします。

議第24号 大垣消防組合理約の変更に関する協議について。地方自治法第286条第1項の規定により、大垣消防組合理約の一部を次のとおり変更するものとする。平成24年3月5日提出、輪之内町長。

それでは、条例の改正に関する新旧対照表の24ページをお願いいたします。

今回の変更に関する協議につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び岐阜県事務処理の特例に関する条例によりまして、次の事務について、この4月1日から県の権限が大垣消防組合の構成市町、大垣市、神戸町、輪之内町、安八町、池田町へ移譲されます。これらの事務につきましては、危険物の取り扱いなど消防事務に関連性がございますので、大垣消防組合で共同処理をしようとするもので、所要の条文の整理を行うものでございます。

内容といたしましては、全体で247項目ございます。まず、火薬類の取締法関係では75項目、それから高圧ガス保安法では109項目、ガス事業法におきましては3項目、液

化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律につきましては60項目、これらの事務につきまして大垣消防組合で行えるようにする変更協議でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（北島 登君）

これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

これで質疑を終わります。  
これから議第24号の討論を行います。  
討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議第24号を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。  
したがって、議第24号 大垣消防組合格約の変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（北島 登君）

日程第30、議第25号 岐阜県後期高齢者医療広域連合格約の変更に関する協議についてを議題といたします。

福祉課長から議案説明を求めます。  
加藤智治君。

○福祉課長（加藤智治君）

議案書53ページをお開きください。  
議第25号 岐阜県後期高齢者医療広域連合格約の変更に関する協議について。地方自治法第291条の3第3項の規定により、岐阜県後期高齢者医療広域連合格約の一部を次のとおり変更するものとする。平成24年3月5日提出、輪之内町長。  
新旧対照表の25ページをごらんください。

これにつきましては、外国人登録法の廃止、それから住民基本台帳法の改正により、岐阜県後期高齢者医療広域連合のほうの規約の改正を行いたいということで協議されたものであります。

現行中、「及び外国人登録原票」というのを削除するものであります。

附則としまして、この規約は平成24年7月9日から施行し、改正後の別表第2備考2の規定は、平成25年度予算に係る関係市町村の負担金の額の算定から適用するということであります。よろしく願いいたします。

○議長（北島 登君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第25号の討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第25号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第25号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（北島 登君）

日程第31、議第26号 安八郡広域連合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

福祉課長から議案説明を求めます。

加藤智治君。

○福祉課長（加藤智治君）

議案書55ページをお願いします。

議第26号 安八郡広域連合規約の変更に関する協議について。地方自治法第291条の3第3項の規定により、安八郡広域連合規約の一部を次のとおり変更するものとする。  
平成24年3月5日提出、輪之内町長。

新旧対照表26ページになります。

これにつきましても、先ほどと同じように、外国人登録法の廃止と住民基本台帳の改正に伴うものでありまして、現行のところで「及び外国人登録者数の合計額」というのが入っております。それを削除するものであります。

附則としまして、この規約は平成24年7月9日から施行し、改正後の別表備考1中の規定は、平成25年度予算に係る関係市町の負担金の額の算出から適用するものであります。よろしく願いいたします。

○議長（北島 登君）

これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから議第26号の討論を行います。  
討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議第26号を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。  
したがって、議第26号 安八郡広域連合規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（北島 登君）

日程第32、議第27号 岐阜市と輪之内町との間の証明書の交付等の事務委託に関する

協議についてから日程第50、議第45号 海津市と輪之内町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議についての19議案は、相互委託市町村名のみ変わるものであり、付議事件名の読み上げを省略し、一括議題といたします。

住民課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

#### ○住民課長（兒玉 隆君）

それでは、議案について御説明をさせていただきます。議案集の57ページをお願いいたします。

57ページの議第27号から議案書の93ページの議第45号まででございますけれども、現在、輪之内町は19の市町と協議によりまして規約を定めて、相互に事務委託をすることによりまして住民票の写し等の証明書の交付を行っております。入管法等改正法の施行によりまして、24年7月9日から外国人登録法が廃止され、それによりまして外国人登録証明書の交付事務がなくなるということでございますので、規定の規約から当該事務を削除しようとするものでございます。

議第27号については岐阜市との協議、28号につきましては大垣市、29号につきましては羽島市、30号につきましては各務原市、31号につきましては岐南町、32号につきましては笠松町、33号につきましては養老町、34号につきましては垂井町、35号につきましては関ヶ原町、36号につきましては神戸町、37号につきましては安八町、38号につきましては大野町、39号につきましては池田町、40号につきましては北方町、41号につきましては山県市、42号につきましては瑞穂市、43号につきましては本巣市、44号につきましては揖斐川町、45号につきましては海津市との協議でございます。

協議の内容はすべて同じでございますので、議案書57ページの議第27号によりまして御説明をさせていただきます。

議第27号 岐阜市と輪之内町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定により、岐阜市と輪之内町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を次のとおり変更するものとする。平成24年3月5日提出、輪之内町長でございます。

58ページをお願いしたいと思います。岐阜市と輪之内町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約。岐阜市と輪之内町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年3月8日輪之内町議会議決）の一部を次のように改正する。

第1条第1号ニを削る。

附則、この規約は平成24年7月9日から施行するということでございます。

新旧対照表では、ただいまの議案の関係は、27ページに新旧対照表を載せておりますので、27ページをごらんいただきたいと思います。と存じます。



現行の規約では、第1条の第1項のニのところに「外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条の3第2項に規定する外国人登録原票に登録されている事項の証明書」というのが相互に取り扱う事務として規定しておるわけでございますけれども、こちらのほうにつきまして、先ほど申し上げました理由によりこの部分を削除しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（北島 登君）

これから一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第27号から議第45号についての討論を行います。

討論ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第27号から議第45号までの19議案を一括して採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第27号 岐阜市と輪之内町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議についてから議第45号 海津市と輪之内町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議についての19議案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（北島 登君）

日程第51、議第46号 町道路線の廃止について及び日程52、議第47号 町道路線の認定についてを一括議題といたします。

調整監から議案説明を求めます。

尾崎敏美君。

○調整監（尾崎敏美君）

それでは、議案書の95ページをお開きいただきたいと思います。

議第46号 町道路線の廃止につきましては、道路法第10条第1項の規定に基づきまして町道路線を次のように廃止する。

それから議案書の97ページでございますが、議第47号 町道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定に基づき、町道路線を次のように認定するというごことございまして、お手元に平成23年度の道路台帳の内訳があろうかと思えます。それで説明させていただきます。

議第46号の路線廃止につきましては、楡俣町道改良の関係等々で2本を廃止しております。

それから議第47号の認定路線につきましては、楡俣の道路改良が1本でございます。

それで、23年度の道路廃止及び認定の延長と面積、また町全体の延長と面積を参考に掲げさせていただきましたので、よろしく願いをいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（北島 登君）

これより一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第46号の討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第46号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第46号 町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

これから議第47号の討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(北島 登君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第47号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北島 登君)

異議なしと認めます。

したがって、議第47号 町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

---

○議長(北島 登君)

お諮りします。

ただいま常任委員会に付託しました議案については、会議規則第46条第1項の規定によって3月15日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北島 登君)

異議なしと認めます。

したがって、議第12号から議第23号までについては、3月15日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。各常任委員長は、3月16日に委員長報告をお願いいたします。

---

○議長(北島 登君)

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

定例会最終日は午前9時までに御参集、お願いいたします。

本日は大変御苦勞さまでございました。

(午後2時50分 散会)



平成24年3月5日開会 第1回定例輪之内町議会

第2号会議録 第11日目

平成24年3月16日

○議事日程（第2号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

日程第3 議第12号 平成23年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）

議第13号 平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議第14号 平成23年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第15号 平成23年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計補正予算（第1号）

議第16号 平成23年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議第17号 平成23年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）

議第18号 平成24年度輪之内町一般会計予算

議第19号 平成24年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算

議第20号 平成24年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算

議第21号 平成24年度輪之内町発達支援事業特別会計予算

議第22号 平成24年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

議第23号 平成24年度輪之内町水道事業会計予算

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（平成24年第1回定例町議会付託事件）

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3までの各事件

○出席議員（9名）

1番	上野賢二	2番	浅野常夫
3番	高橋愛子	4番	小寺強
5番	浅野利通	6番	田中政治
7番	北島登	8番	森島光明
9番	森島正司		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	森島昭道
参事兼 会計管理者	中島修	調整監	尾崎敏美
税務課長	田中実	経営戦略課長	荒川浩
福祉課長	加藤智治	住民課長	兒玉隆
産業課長	岩津英雄	建設課長	加納孝和
教育課長	森島秀彦		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	足利恵信	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前9時00分 開議)

○議長（北島 登君）

ただいまの出席議員は9名で、議員定足数に達していますので、平成24年第1回定例輪之内町議会第12日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（北島 登君）

日程第1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第12号、議第16号から議第18号、議第22号、議第23号についての審査報告がありました。

次に文教厚生常任委員長から、議第12号から議第15号、議第18号から議第21号についての審査報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○議長（北島 登君）

日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

会議規則により質問は3回までといたします。

8番 森島光明君。

○8番（森島光明君）

おはようございます。

発言の許しを得ましたので、プレミアム商品券発行について質問いたします。

商工業の振興、地域の活性化、また景気浮揚を願い、21年度からプレミアム商品券が発行されております。本来、この事業は商工会の事業ではありますが、町も商工会及びこの事業に補助金を出しておりますので質問をいたします。

最初のころは大型店での買い物が多かったと聞きましたが、現状はどうか、また加盟店の数、業種、使用の動向はどのようになっているのか。

今年、買いに行ったが売り切れで買えなかったという声も聞きました。2時間ほどで完売したことをどのように受けとめてみえるのか、幅広く多くの町民の方には買っていただく方法はないのか。

24年度も補助金300万円の予算が見てありますが、商品券4,000万円販売で、プレミアム分100万円はどこが負担されるのか。

以上、見解をお伺いいたします。

○議長（北島 登君）



町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

それでは、早速御質問いただいておりますので、順次回答させていただきます。

まず、森島光明議員からプレミアム商品券の発行について3点の御質問をいただきました。

議員もおっしゃっておられますように、その内容等について、本来は輪之内町商工会の事業でありますから、町として直接的にお答えする立場ではないことを、まずもって御理解いただきたいと思います。ただ、御指摘のように、当該プレミアム商品券の発行に際し、町も相当の補助をしておりますので、その観点からお話をさせていただくということを御理解いただきたいと思います。

まず、町の商工会では、地域経済の活性化と消費促進のため、平成21年度からプレミアム商品券の発行を行っており、その発行に対し町は商工会へ補助し、3年が経過をしたところであります。

町商工会では、初年度より商品券に10%のプレミアムを付し、加えて総額約100万円相当の商品をつけて商品券の魅力を倍増させる、いわゆるダブルプレミアムをうたい文句にして発行されているところであります。

まず1点目の質問であります。取り扱い店数、使用動向及び業種についてですが、実績報告時の聞き取りによりますと、58店舗が加盟し、大型店舗での使用率は、1年目55%、2年目が48%、3年目44%と、全体の半分以下になっているとのことです。業種につきましては、小売店から理容店、喫茶店、建設業まで多岐にわたっているようであります。

2点目の質問、商品券の販売が2時間足らずで完売したのでほかに方法はないのかということについてですが、当町としては商品券にダブルプレミアムがつけられたことの価値が町民の皆さんに浸透してきたものと、一方では大変喜ばしく思っておりますけれども、御質問の販売の方法等について改善すべき点があるとするならば、それはプレミアム商品券発行委員会の場で十分に御議論していただいて、よりよい方向をとっていただくのが大切なことだろうと、そんなふうに思います。

3点目の質問でございますが、商品券の発行額を3,000万円から4,000万円にふやすということにつきましては、町内における消費拡大によって地域振興を図るといふ補助事業の目的、そういったことや、事業効果をより一層明確にするという意味で、発行額をふやす方向で商工会に検討をお願いしております。発行額をどうするのか、それから当該商品券に係る取扱手数料がどれだけになるのか、検討すべき課題が多々あることは私も承知しておりますが、いずれにせよ、商工会の事業であることから、事業実施に対して必要な自主財源の確保に向けて、実行委員会で実行可能な結論を出していただくこ

とであろうと、そんなふうに考えております。

以上で森島光明議員の答弁とさせていただきます。

(8番議員挙手)

○議長(北島 登君)

8番 森島光明君。

○8番(森島光明君)

3年間でこのプレミアム商品券ですが、1億円近い金が動いたわけでございます。この間に国のエコポイント制度等もありましたので売り上げの変化などはつかめないかもしれませんが、いろいろな検証があってもいいのではないかなあとと思うわけでございます。

3,000万円分を仮に5万円ずつ売っても、最大で600人は買えることになるわけですが、そのとおりにはいかないかもしれませんが、ダブルがついて早く売れるということでございましょうが、短時間に私は売れなくてもいいと思うんです。最初のころ、売れなくて買ってくれと行って回られたと、そんなことも聞いておりますけど、使用期限までに売ればいいんじゃないかなあと、極端に言いますとそんなことも思うわけでございます。

そこで、窓口を幾つつくられたのか、お伺いしたいと思います。早く売るために窓口をふやされたということもあろうかと思いますが、これは歌謡ショーのチケットじゃないですから、ゆっくり多くの人に買っていただくのがいいのかなあと。

それと使用期限を長くしたらどうかなあと、二、三カ月じゃなくて、12月いっぱいまでぐらい使えるように、そうすれば、また使用範囲も広がると。プレミアム分の負担を、加盟店が売り上げに応じて50%ぐらい負担していただいてもいいんじゃないかなあと、いろいろと実行委員会で協議されると思いますが、加盟店にも利益があるんですから、その辺で受益者の負担といたしますか、そんなこともあってもいいのではないかなあとと思います。

隣の大型店では、1年間使えるプレミアム商品券を出してみえるそうです。先に金をもらってしまうので、そういったところは店のほうにも利益があると思いますが、長く使えるほうが私はいいいんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(北島 登君)

産業課長 岩津英雄君。

○産業課長(岩津英雄君)

ただいま窓口をどれだけ設けておるかというようなこと、それから使用期限を長くしてはどうかということ、加盟店にその負担金、取り扱いの手数料を取ってはどうかというようなお話であったかと思えます。

第1点目の窓口につきましては、当初から1本でございまして、確かに販売する場所は、

初年度は町民センターの前と、人がさばけないというようなことを考えられまして町民センターの前で販売されましたが、それ以後、商工会館の玄関で売られているというのが実態でございます。

それから使用期限を長くしてはどうだろうかということでございますが、この現在の使用期限でほとんど使われているという結果をお聞きいたしております。平成21年度に品物を買わずに残されていたと思われる枚数は26枚、22年度は43枚、23年度は44枚というようなことで、ほぼ99.9%は使われているというようなことでありまして、期限を長くしたからたくさん使われるといったことではありませんし、またこの経済の振興をするためには短期間に使っていただいたほうがより効果があるのではないかと、このように考えております。

それから、加盟店から取り扱いの手数料を取ってはどうかという事柄につきましては、現在、大型店からその取扱手数料をいただいております。それにも増して中小の加盟店からも取ってはどうかというような御意見、これは実行委員会のほうにその趣旨をお伝えいたしたいと思っております。以上です。

(8番議員挙手)

○議長（北島 登君）

8番 森島光明君。

○8番（森島光明君）

当然お金ですから、使用期限が切れる前に使われる、これは当然だと思います。そんなことだと、無駄なものを買ったり、買いだめになるようなこともあろうかと思えます。それと商工会館の前で販売、窓口は1つだけ、何人で販売されたのか、そういうことが大事ですね。

それと、加盟店がこの券を50万、100万と買ってみえるということを聞くんですが、加盟店も町民ですから券は買っていいでしょう、またそれは調べることはできないと思いますが、ですから売り上げに応じてプレミアム分を負担されてはどうですかということをおもうんです。それと、換金はどのようにして行われているのか、お尋ねをいたします。

どんな事業でも、100%完璧ということはないかもしれませんが、このプレミアム商品券が薄くても広く、多くの町民に喜ばれ、そんな販売方法を考えていただきたい。

また、あわせて商工会が、商工業がますます振興、発展していくことを願って、質問を終わります。

○議長（北島 登君）

産業課長 岩津英雄君。

○産業課長（岩津英雄君）

売り場は商工会館前ということで1カ所でございます、何人で売ったかというよう

なことはさほど問題ではないのではないかと考えておりますが、3人ないし4人で売っておられたというふうに記憶いたしております。

それから、加盟店の方が多額のプレミアム商品券を購入されたというようなお話ですが、これについては町のほうではそのようなことは聞いておりません。

それから換金は、金融機関であります大垣共立銀行、それから大垣信用金庫、そしてお隣の農協の輪之内支店のほうで換金されております。以上です。

#### ○議長（北島 登君）

次に、6番 田中政治君。

#### ○6番（田中政治君）

おはようございます。

議長さんに許していただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

まず、1番目の復興支援についてということでございます。

死者・行方不明者合わせて1万9,009人を出した東日本大震災から1年が過ぎました。被災された方々には、心よりお悔やみ、また御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

幸いにも我が町においては大きな災害もなく、新しい年度を迎えようとしています。しかし、東南海大地震も近い将来起きると予測され、万全の備えが必要です。

報道によりますと、膨大な瓦れきは、東京電力福島原発による放射性物質の影響で広域処理が進まず、復興の足取りも重い。環境省の発表によりますと、3県で出た震災瓦れきは、阪神大震災の1.5倍、2,252万8,000トンと推定をしております。金銭的支援、ボランティア等、多くの取り組みがなされていますが、瓦れき処理は難しい問題です。当町も、構成市町の一員となっている一部事務組合の西濃環境整備組合等で少しでも受け入れることはできないのか。私たちも、いつ被害者になるかもしれません。国を挙げて取り組んでいる瓦れき処理を受け入れる余地はないのでしょうか。

私の地域では麦も緑を深め、稲作の準備を進めています。普通のことである喜びを感じ、被災地が早く本来の姿に戻れるよう、できる協力をすべきではないかと思えます。

町長さんに、以上のことについてお考えをお尋ねいたします。

第2点目、第5次総合計画についてでございます。

第4次総合計画が平成24年度で終了することにより、第5次総合計画が策定されました。第4次総合計画においてどのくらい達成されたのかを検証し、問題点等を十分熟慮され、10年先を見据えて作成されたものと思えます。

基本方針が6本柱で構成され、1. 環境に優しいまちづくり、2. 安全・安心なまちづくり、3. みんなが元気で働けるまちづくり、4. もっとぬくもりのある支え合いのまちづくり、5. 生涯生き生きと学習のできるまちづくり、6. 豊かで安定した経営ができるまちづくり、町民のすべてが望んでいるものばかりです。私は将来を見通す力は

ありませんが、今、輪之内町にあるものをもっと有効利用できないものかと思うことがあります。無駄なものは一つもないのです。ただ、効率が悪いと思われます。町民センター、文化会館、アーリオンホール、アポロンスタジアム等、例えば文化会館を指定管理者に任せてみる。使用しなくても維持管理には大きなお金が必要です。少しでも多く利用したならば、経費の一部でも助かるのではないか、活力のある施設にしてもらいたいと思います。

また、基本方針の1に掲げてある環境課題もボランティアの皆さんや環境パトロール等により、本当にごみの少ないきれいな町になってきました。あとは清流を取り戻すことだと思います。

以上のことについて町長さんのお考えをお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、田中政治議員の御質問にお答えいたします。

第1点目の復興支援についてお答えいたします。

目を疑うような悲惨な東日本大震災から、はや1年が経過をいたしました。私も大震災が発生した3月11日の午後2時46分、震災の1年後に、震災によってお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表し、黙祷を行い、一日も早い被災地の復興をお祈りさせていただきました。

田中議員の御発言にありましたように、我々の住んでいる地域は、大方の災害もなく、普通の生活を普通どおりに送れていることをありがたく思うと同時に、私ども地域も東海地震を初めとする3連動地震の可能性を秘めた地域であることにかんがみて、決してこの東日本大震災を忘れてはならない、風化させてはならない。多くの犠牲のもとに残された教訓をしっかりと胸に刻み込んで、今後の防災対策に邁進していかなければならないことを改めて心に誓った次第であります。

さて、被災地では、いまだ瓦れきの処理が遅々として進まず、復興の妨げになっていると言われております。特に東京電力福島原子力発電所の事故により放射性物質が飛散した地区の瓦れき処理については、その安全性をいかに確保すべきかという難題も抱え、広域の処理が進んでおりません。

輪之内町は、御承知のとおり、可燃ごみは大野町の西濃環境整備組合で、不燃ごみ、粗大ごみは養老町の西南濃粗大廃棄物処理組合で、他の市町と共同の処理を行っております。

東日本大震災による瓦れきの受け入れについては、それぞれの一部事務組合においても検討が行われておりますが、現在の段階では受け入れは困難な状況となっております。

その理由としては、放射能の安全性の確保や施設周辺住民の理解が必要であること、また焼却施設の場合、焼却によって発生する焼却灰の処分場の確保が問題となっていることから、これらの問題が解決されていく必要があると、そんなふうと考えております。

最近、野田総理は、広域での瓦れき処理について受け入れ要請等をする構えを見せておられます。広域処理の問題は、日本人の国民性、きずなどと言われ、強固な連帯意識があるとされた、この国民性を、この問題についてもどういうふうに処理していくのかと、そんな意味で再び試されているにほかならないわけでありまして、一刻も早い被災地の復旧を願うところではございますが、一般住民も含めて、なお解決すべき課題を着実にこなしていくことが、やっぱり支障のない処理につながるものと思っております。どうか御理解をいただきたいと思っております。

次に、輪之内町第5次総合計画についてお答えをいたします。

まず第4次総合計画の検証については、平成23年度に町民アンケートを実施して、その満足度などをもって行政が行う各種施策の進捗状況の把握に置きかえました。その上で第5次総合計画を策定したところでございます。

御承知のように、今まで第4次総合計画のもとで行政執行をしておりますが、社会情勢、経済環境も激変している中、私たちの地方自治を取り巻く環境も大きく変化し、地方の時代と言われ、地域主権型社会を築いていかなければならない状況と同時に、自治体間競争の時代に入っているものと認識をしております。まさに、「運営」から「経営」へが時代の大きな潮流であります。

私は、この状況下において責任ある行政のあり方を考えるとき、しっかり足元を見据え、当町の身の丈に合った計画を策定する必要性が切迫していると考え、1年前倒しして第5次総合計画を策定させていただきました。総合計画とは行政が執行すべき政策の体系化であり、自治体の行うことの全体を概括する、いわゆる政策全体についての町民、議会、首長、職員間の認識の共有であること、また政策の選択を迫られる状況で自治体として何を取捨選択するかを指針となるものと考えております。

また、総合計画を機能させるためには財政計画に裏づけされたものであること、そして計画期間と首長の任期との整合性が担保されていること、言い換えればマニフェストの政策反映と任期ごとの見直し作業が行える仕組みを有していることが必要だと考えており、そういったコンセプトで第5次総合計画を策定させていただきました。

さて、お尋ねの各施設における有効利用の手だてについてでございますが、議員がおっしゃいましたように、指定管理者制度による施設管理運営も選択肢の重要な一つであろうと思っております。指定管理者制度の採用については、平成21年度に策定した行財政改革大綱に掲げており、各施設ごとの指定管理者への移行、あるいは直営継続の判断をした上で、対象施設の選定、民間事業者の公募、選定といった手順を踏むべきものであります。当町の人口規模などを勘案する中で、民間事業者がそれぞれの施設管理への

参入の意思決定ができるような魅力的なスキーム、いわゆる枠組み計画であります、魅力的なスキームの検討が必要なことは多言を要しないと考えております。

一方、直営での継続を選択した場合には、町民に多く利用してもらい、維持費の軽減につながるような企画を立案することが必要になってまいります。指定管理、直営のいずれの手法を採用するにしても、地域の活性化を目指す上では、こういった各施設の有効利用とコストの削減の両立が不可欠の要素であります。その点については、御質問いただきました田中議員と意を同じくしているところでございます。今後も、いろいろな場面で知恵を絞ってまいりたいと考えております。

また、清流を取り戻すということについては、今までも各方面からいろんな御意見をいただいております。現在進めております下水道への接続率の向上でありますとか、NPO法人等による環境保全活動の継続に加え、河川環境の浄化等についても先進的事例を参考にしながら、コストを勘案した上で、導入できるものについては積極的な検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上で田中政治議員に対する答弁とさせていただきます。

(6番議員挙手)

○議長（北島 登君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

復興支援のほうの瓦れき処理問題については、一部事務組合の中でお話をされておるということでございますけれども、今、昨今の報道では、関市のほうも検討に入っていると、ということはどういうことが起きているかと思うと、やっぱり瓦れき処理をしたときに、町長さんの答弁にございましたように、最後に出る灰の処理に非常に大きな問題があるということと、地域住民の皆さんの放射性物質による懸念が払拭されないといけないと、これは当然なことだと思っておりますが、その中でその受け入れに対して前向きに検討が始まるということは、そういった処理、要するに残灰処理にしても、何らかの形で解決の方法、糸口がその地域では見出されてきたということではないかなあというふうに私は思うわけです。

ですから、一部事務組合で大垣市を中心に大きな組合を形成されているんですけども、その中で「解決ができない」という言葉では、これはこの地域に住む構成市町の一員である輪之内町としては、やっぱりそこら辺のことも積極的に働きかける、また研究をする、いろんなよそからの情報を入れるということはされておると思うんですが、現にその動きが出てきたということが、何かの糸口がもう見つかってきておるのではないかなあと、私はわかりませんが、報道で聞いておる限りではそんなようなことを感じておるわけなんです。

ですから、静岡のほうでも受け入れを決めたということで、きのうでしたかね、報道

で結構なニュースになっていましたけれども、その動きの中で、やっぱりこの西濃地域も全国に向け、量の多い少ないはともかく、復興に向けて努力しているんやというところが見えてくるのも、やっぱり先のことを考えれば大きな意味があるのではないかなというふうに私は思うので、ぜひともそこら辺をそういう関係組合の中で輪之内町の発言として取り上げていただけたらなあというふうに私は思いますので、そのことについて町長さんのお考えとお気持ちは私も理解しておりますけれども、もう一度、町長さんの口からそういったことについてお考えをお聞きしたいと思います。

それから2番目の5次総合計画のことについてでございますけれども、指定管理者ができましたのが21年ということですが、それから輪之内町の施設の中でずうっと予算的に眺めていますと、例えば文化会館、アーリオンホールですが、大きな金で修理費等も既に使っております。そんな中で、利用効率は一向に上がってこない。1年を通じて、新しく施設が使われたというようなことはないかと思っております。大体1年に数回使われておるだけというふうに私は認識をしておるわけなんですけど、これはできてから今までも余りその内容について変わったわけではないと私の中では思えてなりませんけど、そのことについても教育課長のほうからもちょっと後で御答弁いただきたいと思うんですけど、どのくらい文化会館の利用ができてから今日に向かってふえてきたかと。人数的なことはともかく、回数、内容について少し御答弁がいただけたらと思いますが、よろしくお願いします。

それからもう1つ、清流を取り戻すという件でございますけれども、御答弁の中では、下水道整備とか、いろいろ河川環境の浄化については御答弁をいただいておりますけれども、下水が整備されればされるほど、要するにあとは雨水だけが頼りの水の確保、流れ、あとは浄化された水が当然最終処分場のところから出ますけれども、やっぱり量的にはかなり少なくなるのではないかなと。要するに、「流れ」「清流」という言葉にそれがそのままリンクするのかと。私の中の清流というのは、当然自分たちの生活排水はきれいに浄化して出すというのが清流を取り戻す一助ではありますけれども、やはり流れを取り戻すまでの力にはなり得ないのではないかと。

私は、かねがねうわ言みたいに言っておるんですけど、やっぱり揖斐川本流から通年取水を少しでもできるか、また上のほうで井戸を掘るか何かして、その水を流して清流の一助にさせるか。要するに、流れを取り戻すということに少し力点が入っていないのではないかなと私は思うわけです。

緑豊かで水のきれいなまちづくりの中の住民の心のよりどころとなるのは、やはりそういう目で見える自然環境が改善されていくことが大事だと思います。そこの桜まつりも、すぐまた今年も始まりますけれども、前の川でも清流と、きれいな川、澄んだ水、そういう観点からいきますと、ほど遠いものをずうっと感じておるわけですね。上ではきれいな桜が咲いていますけれども、やはりミスマッチを起こしていると私は思ってお



ります。そんな中で清流を取り戻したいなということで、私はそういう意味を込めまして町長さんのほうに、間、御質問を申し上げておるわけでございます。これは建設課長のほうからも御答弁をちょっと後でいただきたいと思うんですが、それからもう1つ、ちょっと話が違ふかもしれませんが、この5次総合計画、4次をずうっと、参事さんと調整監もこの3月で退任をされると、役場をおやめになるということでございませぬけれども、参事さんにもぜひ、このかかわってきて、5次総合計画の中、ちょっと総括をされて、今後、町が私だったらこういうふうもあるんかなあということがございましたら、そのことについて少し参事さんと調整監に、町長さんを支えてきたお2方から、ぜひ先のことについてもお考えやお気持ちがあったら、お聞きができたらありがたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

少し課題を整理して、私のほうからお答えする部分についてだけお答えをいたしまして、あとは担当のほうからお答えをいたしたいと思っております。

まず最初に、ごみ、いわゆる瓦れきの処理でございますけれども、これは当初は原発の放射能に対する不安から、まずは各地に拡散することはいかかなものかという議論から始まって、そもそも住民の不安が払拭されないうちは受け入れないよというスタンスでごみ処理の課題が提起されてきたように思います。

その後、時間の経過とともにいろんな努力がされた結果、広域で処理しても差し支えない瓦れきというものもあるのではないかというようなことがだんだん認識をされてきてまして、それでもなかなかこれは慎重であったわけですが、先進的な自治体の、特に東京都でありますとか、最近では静岡の島田市の件等々、先陣を切って受け入れるということを表明する自治体の大きな力によって、だんだんその処理のあり方についての議論が深まってきたように思います。そういう意味では、先進自治体の御苦労に対して私どもも敬意を払いたいと思っております。

ただ、物すごく大きな量でございますから、これは全国的な合意のもとで取り組まないとなかなか処理ができません。それは分散で処理するのか、現地で処理するのも含めて、いろんな検討がきちっと国民合意の中でされていくことが必要であろうと思っております。ある意味大きな処理スキームをきちっとつくって、その中でそれぞれの地域が受け入れ可能なものは何かという検討に入れるような、国としてのごみ処理のスキームをまずはきちっとお示しいただくことも大事なかと、そんなふうには思っております。私どもは、その中で分担すべき責任があるとするならば、それを避けて通るつもりもないし、避けてはいけないだろうと、そんなふうには思っております。

したがって、私どもは独自の処理施設は持っておりません。一部事務組合での共同処

理でございますけれども、今の御質問の趣旨、それから我々がこれからやるべきであろうということについては一部事務組合の中でも発言をしていきたいと、そんなふうを考えております。どうかよろしく願いいたします。

それでは、残余の問題につきましては、いろいろ大きなフレームがあろうかと思いますが、1つは御質問の方の趣旨に沿ってそれぞれの担当のほうから答弁をさせていただきます。よろしく願いいたします。

**○議長（北島 登君）**

教育課長 森島秀彦君。

**○教育課長（森島秀彦君）**

田中議員さんにお答えいたします。

文化会館ですが、以前のはちょっと持ち合わせておりませんので、この2年間の部分で報告させていただきます。

昨年度はふれあいフェスタとか研修会とかという形で19回、延べ5,800人ほどの入場がありました。また、中学校が吹奏楽部に近年力を入れておりますので、去年は9回の使用回数という形で、練習で412人ほど来ております。

今年度におきましては19回という形で、6,900前後の入場者数がございました。また、吹奏楽部のほうで20日間使用してございまして、延べ940人来ております。

今後とも知恵を絞りまして行っていきますので、御理解のほど、よろしく願いします。

**○議長（北島 登君）**

建設課長 加納孝和君。

**○建設課長（加納孝和君）**

議員の御質問のありました、清流を取り戻すというのがございましたが、そのことにつきましては、下水が接続されれば、当然雨水しか河川へ流れてこないの清流を取り戻すという流れは余りできないかと思いますが、土地改良区の理事会の中で話が出ておりましたことについてお話しさせていただきたいと思っております。

それにつきましては、ただいま水利権が6月から9月の間いただいております、その水を揚水機から入れて、それぞれ普通河川に流してはどうかというような話もしております、そのタイミング的なこともいろいろあるかと思っておりますけれども、その期間だけはある程度といいますか、流れはできるかと思っております。それで薄くなるかというのはちょっとまだわかりませんが、清流まではいかないかもしれませんが、流れができると思います。それで、用水のほうでは、それはもちろん電気代もかかりますけれども、流すときは、うまく自然排水を利用してお金のかからないように流してはどうかという話もしてございましたので、そこら辺もあわせて、またできましたら今年度から実施できればいいかなというふうに今思っております。以上でございます。

○議長（北島 登君）

次に、参事 中島修君。

○参事兼会計管理者（中島 修君）

まずもって、田中議員には発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

第5次総合計画策定に関与させていただきまして、私、今回の第5次総合計画につきましては、町長の答弁にもございましたように、この総合計画は、まず財政ということを中心に、そして町長の任期ごとの見直しが入っておると、そして町長の思い、いわゆるマニフェストも反映できた、そういう総合計画であると私は思っております。

それと、一番基本となります「住んでいてよかった、これからもずっと住み続けたいまち」という思いが入っておるわけですがけれども、あえて言うならば、私は、ここに「温か味のある」という言葉を冒頭につけさせていただきまして、そして本当に輪之内に住んでいてよかったなあ。それと、「まち」を「ふるさと」と置きかえてもいいのではないかと、こう思っております。

第5次総合計画策定に携わってまいりました思いとしては、そんなような気持ちでございます。以上で終わります。

○議長（北島 登君）

次に、調整監 尾崎敏美君。

○調整監（尾崎敏美君）

それでは、田中議員にはこういう発言の場をいただきまして、大変ありがとうございます。光栄に思います。ありがとうございます。

それでは、総合計画に携わって今後どうかというようなことですが、やはり総合計画というのは町民と議会と首長、職員間の認識の共有であると、要するに教科書であるというようなことから、私ども町政に携わる身といたしましては、行政の選択の中で自治体が何をしていく、これが優先順位にされるだろうというふうに思っております。それで、この選択によって地域間の差が出てくるだろうというふうに考えておりますし、我が町におきましては、今後は私の分野からいけば企業誘致を主体とした土地利用、あるいは町全体の土地利用をこれから考えていって財政の基盤づくりをしていきたいというような思いもございまして、できることなら輪之内株式会社と、こういった経営の内容で進めていけたらなあという思いも持って参画をさせていただいております。以上でございます。

（6番議員挙手）

○議長（北島 登君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

参事、また調整監におきましては、町を支えてきた、町長さんを支えてきたという熱

い思いが伝わってきました、今後に向け、さらなる御尽力をいただきたいというふうに思っております。

それでは、建設課長からも答弁をいただきました。土地改良のほうからも清流に少しでも使用できるような方法を土地改良のほうで考えていただいておりますということで、少しでも流れを取り戻して、そういうふうに一歩一歩河川環境の改善が進んでいくことを期待しておりますのでございます。この件については答弁はいただかなくても結構です。

それから、教育課長のほうからもアーリオンホールの件につきまして御答弁をいただきましたけれども、お金を取るばっかが施設の有効利用に寄与しているというふうには思っておりませんが、やはり利用料を取った事業もある反面要るのではないかなと。やはり施設というのは、無料で場所を提供するというのも大きな一つの目的でございます。町民みんなが気軽にいろんな催し物、行事に参加して文化的な価値を共有するということが大変大事なことだと思うんですが、やはり娯楽的なものもある意味提供する、総合的な文化的な施設ということで多分つくられておると思っております。そんな中、少し利益という形ですね。その経費の中で少し積み上げていけるものは、できることを計画できるということであれば、やっぱり指定管理者とか、そういう一般的にいます民間の活力のほうで、そういう知恵についてはもっともっと豊富であろうかと私は思うわけですね。そんな中で、やっぱりそういう経費の一助になるようなことにしていくことによって、その文化会館を利用する人たちも、また利用してもらおう町としても、やはり大きな意味があると私は思っておりますので、ぜひとも教育課長にはそっちのほうの研究もやっていただいて、どうしたら経費が少なくて、町民の方にいろんな娯楽から文化的な価値を共有するという大きな意味合いにおいてなるかということの研究していただきたいというふうに思いますが、どうですか。

○議長（北島 登君）

教育課長 森島秀彦君。

○教育課長（森島秀彦君）

田中議員さんにお答えします。

貴重な御意見をありがとうございます。御指摘のように、利益を上げるというのもございます。今後も研究しまして、田中議員さんの御意見に沿えるように行っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（北島 登君）

次に、1番 上野賢二君。

○1番（上野賢二君）

おはようございます。

それでは、2点質問をさせていただきます。

まず1件目ですが、児童センターの日曜・祝日休館について。

当町には、西濃地域では1市、大垣市ですが、旧墨俣町、その他5町にしかない児童センター、他町では児童館と言っているようでございます。以前は、月曜日休館で日曜日・祝日は開館されておりました。現在は、日曜日・祝日と月曜日の休館になっております。

児童館とは、健全な遊びを通して子供の生活の安定、子供の能力の発達を援助していく拠点施設であり、地域の子供たちは、だれでも自由に児童館に遊びに行くことができ、児童厚生員の援助を受けることができます。幼児や保護者のための活動もありますと定義されております。

多くの皆様より、休みの日に子や孫を連れて遊びに行きたくても休みで行けないという声を聞きます。なぜ日曜・祝日休暇になったのか、そのわけをお尋ねいたします。

また、せっかくどこにでもある施設ではない、こういう施設があるのですから、より多くの方が休日を利用して自由に遊びに行けるよう再考をお願いします。

それから2件目、防災ステーションの整備について。9月議会におきましても、防災対策、防災基地構想等について質問させていただきました。再度質問をさせていただきます。

次年度、安全・安心なまちづくり事業費として防災備蓄倉庫及び避難所保管庫設置、毎年度の防災訓練実施、住まいる住宅補助金、そして新たに浸水想定水位表示板設置、橋梁点検業務事業が予算化されまして、防災事業が着々と進められていることは町民としまして大変心強い限りでございます。しかし、さらなる安全・安心を得るためには、災害時の核となる防災拠点、防災基地の整備が必要ではないでしょうか。

平成21年度には揖斐川大垣河川防災ステーション、大垣市防災センター、22年度には木曾川羽島河川防災ステーションが完成いたしております。しかし、残念ながら、当町が位置しております揖斐川左岸、長良川右岸、この間には整備がされておられません。国土交通省では、今後も地方自治体と連携を図り、計画的かつ積極的に整備していく方針を打ち出しております。緊急用資材の備蓄、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸など、災害時の緊急復旧の基地となり、平常時には防災学習並びに訓練の場として、また文化活動及び研修の拠点として大いに活用できる防災ステーションの整備を揖斐川と長良川に挟まれました安八、輪之内、海津市の中間にございます当輪之内町に積極的に誘致をしていただきたいと、お願いをするものでございます。町長の見解をお尋ねいたします。以上でございます。

○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、上野賢二議員の御質問にお答えをいたします。

2点いただいておりますが、最初に第1点目の児童センターの日曜・祝日休館について

てでございます。

御承知のように、輪之内町児童センターは、指定管理者制度により輪之内町社会福祉協議会へ委託し、その適切な運営に努めているところであります。いろいろ改善の要望をいただきました。

まず、西濃地域の児童センター、もしくは児童館の休館日の現状を申し上げたいと思います。安八町は月曜日、大垣市墨俣町は月曜と祝日の翌日、養老町は日曜日、大野町は日曜日と祝日、そして池田町と当輪之内町が日曜、月曜及び祝日を休館としております。

休館日の変更につきましては、平成22年度に当時の実情を考慮し、実施したものであります。休館日変更の大きな要因は、県の指導監査におきまして児童厚生員は常時2人以上の配置体制を確保すること、そんな指摘を受けたことであります。なかなか厚生員の確保が困難で、常時2人体制というのを達成が困難でありましたので、休館日をふやすことで常時2人体制を確保したという事情がございます。でありますけれども、今後、議員の御指摘にもございますように、やっぱり利用に対する期待も厚いということであれば、今後、利用者のアンケートを実施し、そのニーズを的確に把握し、御指摘の休館日の変更も含めて児童厚生員の確保、指定管理委託料の増額など、利用者の御希望に沿えるよう、町側としての最大限の配慮をして、よりよい運営に努めてまいりたいと、そんなふうに思っておりますので御理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目の防災ステーションの整備についてであります。

輪之内町では安心・安全のまちづくり事業として災害に強いまちづくりを推進しておるところであり、平成23年度には役場の駐車場に防災備蓄倉庫の設置及び各保育園に防災用保管庫を設置、災害時等に使用する移動系無線機器の更新でありますとか、災害用非常食の更新及び追加の購入、さらに洪水ハザードマップの作成等をいたしております。しかしながら、いつ発生するかわからない大規模災害への対応としては、ある意味どれだけ整備をしても、それで十分とは決して申せないことは私どもも心にとめるべきことであろうと思っております。

さて、御質問の件に関しましては、現在、国土交通省で河川防災ステーション事業として資機材の備蓄やヘリコプターの離着陸などの災害時の対応だけでなく、それ以外にも地域レクリエーションの場、防災教育の場などに活用できる拠点施設の整備を進めているところであります。先ほど御質問の中にもございましたように、大垣、羽島にも防災ステーションが完成いたしております。

中部地方整備局の木曾川水系の河川整備計画というのがございますが、防災関係施設関係の整備では、その計画の中には輪之内町内に防災拠点としての設置計画もございます。ただ、これについては具体的な整備年度を、何年までにとか、何年にとかいう形での計画、そういう整備年度を明示するには至っておらないという事情もございます。輪

之内町としては、河川管理者である国土交通省中部地方整備局と連絡を密に図りながら、町民の皆様の安全・安心のよりどころとなる防災ステーションの設置に向けた積極的な要望活動をしてまいりたいと考えております。

以上で上野賢二議員への答弁とさせていただきます。

(1 番議員挙手)

○議長（北島 登君）

1 番 上野賢二君。

○1 番（上野賢二君）

まず1点目の児童センターの件でございますが、2人以上の管理者ですかね、そういったものを常備しなければいかんということで人員確保ということでございますが、週2回休みをとらないかんとということであれば、例えば日曜日は開館をしてその他の曜日に休館をすとか、そういった対処方法もあろうかと思えますね。ですから、できるだけ、日曜日しか休みがないという保護者の方もいっぱい見えるかと思えます。そういった方の利便を図っていただけますよう、よろしくお願ひしたいと思えます。

こういう小さなことでございますが、こういう積み重ねが町長の言われる「住んでいてよかった輪之内」、こういうことにつながっていくのではないだろうかというふうに思えます。こうした小さなことに不満がありましたら、そういった認識には町民はならないのではないのでしょうかというふうには私に思えます。

以上の観点から、アンケートをとって再考するというところでございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それから2点目の防災ステーションでございますが、そういった計画があると、具体的な方向には至っていないということで、積極的に誘致といいますか、要望をしていくという前向きな回答をいただきましたので、私ども御協力できることがありましたら、協力しながら一緒に、ぜひ輪之内にそういった拠点ができることを願っております。

いずれも要望でございますので、再度質問するということはございませんが、要望がかないますように、よろしくお願ひしたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（北島 登君）

それでは、次に9番 森島正司君。

○9 番（森島正司君）

続いてお尋ねいたします。

まず、多重債務者の掘り起こしと生活支援についてお尋ねいたします。

先日、県の環境生活政策課主催で各市町村関係課担当職員等を対象に市町村多重債務問題実務担当者研修が開催されました。当町からも関係者が出席されていると思えますが、私は多重債務問題のボランティア団体、NPO法人「西濃れんげの会」の一員として参加させていただきました。

この中で、全国で年間約3万人の自殺者があり、そのうち8,000人以上が借金・生活苦によるものだということがあります。また、2008年から09年にかけて、大阪で死者16人を出した個室ビデオ店放火事件、あるいは死者4人を出したパチンコ店放火事件などの容疑者は、いずれも多額の借金を抱えて自暴自棄になっての犯行だと報道されております。

この研修会で埼玉県桶川市の担当者から、庁内連携で多重債務者の掘り起こしと生活再建支援の報告がありました。桶川市では借金なんかで自殺者を出してはいけないという市長の強い思いから、平成19年10月、秘書室に専門相談窓口を設置して、桶川市多重債務者生活再建ネットワーク設置要綱をつくって、庁内連携で多重債務者の掘り起こしと生活再建支援を行っているということでもあります。税金の納税相談、生活保護の相談、さらに就労支援や生活福祉借金の貸付窓口などをネットワークで連携して多重債務者を掘り起こし、借金を解決のみでなく、それとあわせて生活再建支援を行っているということでありました。

多重債務者の債務整理後、過払いで自主納税する方が多いということでもあります。簡単に差し押さえの手続をするのではなく、窓口でよく話を聞くことで多重債務者を掘り起こし、債務整理と自主納税へと、優良な納税者に戻ってもらうことが大切としております。

現在、我が町においても少なくない多重債務者がおられるはずであります。報告の中で、行政は多重債務者の掘り起こしができる唯一無二の機関と言われました。安心・安全なまちづくりのために、この町から借金にかかわる事件は絶対に起こさないという強い思いを込めて、ぜひ我が町においても桶川市の例を参考に、多重債務に関する相談窓口を設置し、多重債務者の掘り起こしと生活再建支援をしていくシステムを構築していただきたいと思っております。私も、NPO法人「西濃れんげの会」とともに最大限の支援をしていきたいと思っております。町長の見解をお伺いいたします。

続いて、輪之内町第5次総合計画の目指す将来像についてお尋ねいたします。

第5次総合計画は、基本理念として、町の将来像に「住んでいてよかった、これからもずっと住み続けたいまち」を掲げております。しかし、具体的にどのような町になるのか、私には将来像をイメージすることができません。現在の輪之内町と10年先の輪之内町に何の違いがあるのか、町長の描いておられる町の将来像をお聞かせください。

今、社会保障と税の一体改革などと称して年金の引き下げなど、社会保障の引き下げと消費税増税が一体でたくらまれており、さらに介護保険料や後期高齢者医療保険料、国保税の引き上げなども襲いかかってまいります。低所得者にとっては、ますます暮らしにくくなってきます。低所得者にとっても、「住んでいてよかった、これからもずっと住み続けたいまち」にならなければなりません。

日本の相対的貧困率は15.7%と、メキシコ、トルコ、米国に次いで4番目に高いと言



われております。この相対的貧困率の対象となるのは、手取り所得が単身者では127万円、2人世帯では180万円、3人世帯では224万円、4人世帯では254万円に相当するとされております。当町の該当世帯は、現在それぞれ何世帯になっているのでしょうか。そして5次総においてこれらの方々に対する支援をどのように進めていくのか、また相対的貧困率の対象世帯数は改善されるのでしょうか、町長の見解をお伺いいたします。

もう1点、私は現在の輪之内町のすばらしさの1つに、田園風景の広がる中で美しい自然環境に恵まれ、平穏に生活できることが上げられると思っております。

十数年前に当町へ転入してこられ方は、静かで空気のきれいなところで住みたかったと当町へ来た理由を言っておられました。そして、遠くまで見渡せる美しい風景に満足しているとも言われました。それが近年、企業による騒音や粉じんに悩まされ、高い建物で伊吹山の全景が見えなくなってしまったと残念がっておられます。

町民アンケート調査報告によりますと、これからも住み続けたいと思っている人は、その理由に、家や土地を持っている、愛着があるという理由に次いで自然が豊かであるが上げられております。

今回策定された5次総の最大の特徴は、新たに土地利用構想を定め、企業誘致をもっと旺盛に進めようとしているところにあると思います。企業誘致が進めば、それだけ田園風景や自然環境が損なわれ、公害の発生が危惧されます。企業誘致と田園風景や自然環境の保全、公害防止をどのように両立させていくのでしょうか、町長の見解をお伺いいたします。

#### ○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

#### ○町長（木野隆之君）

それでは、森島正司議員の御質問にお答えいたします。

何点かの御質問をいただきましたが、まず第1点目、多重債務者の掘り起こしと生活支援についてお答えをいたします。

議員の御発言にもありましたように、全国での年間自殺者約3万人、うち借金や生活苦による自殺者が8,000人を超えると言われていた現状は、誠に憂慮すべき事態であります。

かつては個人的な借金の問題は、あくまで個人的な問題であるとの風潮が支配をしておったことは事実であります。一向に経済情勢が好転しない現状下にありますと、やむを得ず借入れをし、またその返済のために新たな借入れを繰り返すと、そして結果として返済不能の状態に陥って、最終的に1人で悩み、時には死を選択してしまう方が増加しているということは、ある意味では個人的な問題ではなく、行政が対策を施すべき問題となっている、その認識については共通な点があるかと思っております。

政府においても貸金業法を改正していく中で、行政、政治の責任として真剣に取り組

んでいかなければならないという姿勢のあらわれとして、2007年4月に多重債務問題改善プログラムを作成し、相談窓口の整備・強化に努めているところであり、このプログラムを受ける形で全国で相談体制の整備が進められております。

岐阜県においても多重債務問題を担当する職員を対象とした研修会の開催や、弁護士や司法書士等の専門家による多重債務の解消に向けた無料相談会を毎月開催する取り組みが行われております。

我が町におきましても、研修会への職員の参加、それによる多重債務問題の理解と解決方策の知識の習得等、職員のスキルアップを図っているところであります。また、無料相談会等の情報につきましては、広報紙でありますとか光ケーブルのテレビで広報するなど、情報の提供に努めております。

県の無料相談会に来られた方の来場のきっかけは、市町村の広報紙で相談会の開催を知った方が多いということを県からも聞いておりますので、他人や家族に打ち明けることができずに1人で悩んでおられる多重債務者の方にとっては有効な広報手段であると考えております。

先ほど申し上げましたように、多重債務の問題は他人には話しにくい問題であると考えられますので、1人で悩んでおられる方をいかに掘り起こすか、これが課題になるということは承知をいたしております。その意味では多重債務者の方は、推測ではありますが、納税も滞っているケースが多いのではないかと考えられますから、納税相談の機会や、あるいは生活保護申請の際に、心を開いて相談していただく雰囲気づくりに努め、多重債務者の掘り起こしを行っていきたくと考えております。そして税務部局、福祉部局、消費生活担当部局、また必要に応じては社会福祉協議会等と情報を共有し、SOSのサインを見逃さないように、できる限りの支援をしてまいりたいと考えております。

なお、多重債務の問題の解決に当たりましては、知識、経験をよりどころにして解決へ導く必要があることから、対応することを期待されている行政側の体制にも、専門性という意味ではおのずから限度があることもやはり御理解いただくことも大事であろうと思っております。まずは担当職員のスキルアップを図るほか、弁護士等の専門家による県の無料相談会、法テラスの無料相談等を紹介し、専門家による問題解決への誘導を図ってまいりたいと、そんなふうに考えております。

御質問の中にございました桶川市の例も、私どもの今後の行政にとって参考にさせていただきます。

次に、2つ目の輪之内町第5次総合計画の目指す将来像についてでございますが、2項目めの中で2点の御質問をいただきました。

まず、具体的にどのような町になるのか、町の将来像についてよくイメージできないというようなお話がございましたが、私の思い描くその一端をまずはお話をさせていただきますと、第5次総合計画における土地利用構想では、第4次の総合計画を踏まえ、

住・工の新たな混在や点在の抑制など、計画的な土地利用を進める上で基幹産業である農業と調和のとれた都市づくりを目指し、その方向性や財政基盤を見据え、身の丈に合った財政運営をするための各事務事業における事業費を掲げる中で持続可能な財政運営を堅持すると、そんな形の中で、最終的に次世代に良好な形で町を引き継ぎできる姿を思い描いておるところでございます。それが「住んでいてよかった、これからもずっと住み続けたいまち」の理念でございます。

それでは、お尋ねの第1点目、低所得者に対する支援をどのように進めていくのかということですが、御質問の前提としての相対的貧困率の算出方法について、これは私が言っているのじゃなくて厚生労働省の発表資料でも強調されておりますのでそれを申し上げるわけですが、計算のベースとなっている可処分所得に資産の多寡が考慮されていないということをまずは御理解いただきたいと思います。これは言いかえますと、例えば自宅や自家用車を保有して家庭菜園を持って、なおかつほぼ自給自足の生活を送っている人では、この定義では相対的に貧困と区分される可能性があるということを御理解いただきたいと思います。

また、相対的貧困率が最悪の水準という、先ほどの御質問の中にございました、こういう形の報道から、じゃあ日本は食料を満足に買えないような人がふえて大変ひどいという、そんな印象を受けるかと思いますが、国際的に見ると、日本は必ずしもそういった状況ではないんじゃないかというふうに考える余地があると思います。実際、民間のシンクタンクでありますPHP総合研究所というのがございますが、この研究所が通常イメージする貧困を調査しております。これは、過去1年に十分なお金がないために食料を買えなかったことがあった人の割合というのを調査しております。その国際比較によりますと、日本は約4%、アメリカの15%、イギリスの11%、中国の18%、韓国の18%などと比べると、よほど貧困が存在しない社会と言えるということを調査結果として発表しております。

ただ、いずれの統計も、やはり1つの切り口として意味があるわけで、それをどのように相対的に正確に理解するかということが大前提となろうかと思いますが、その意味では、森島議員が引用されました国民生活基礎調査というのも低所得者の実態を調査する上で1つの切り口として大変重要な指標だということを私も思っておりますし、その指標の持つ意味を否定するものでは決してないということは御理解いただきたいなど、そんなふうに思っております。

御質問の中に当町の貧困該当世帯の数もあわせてお尋ねでございましたが、そういったデータを抽出するのは、我々の持ち合わせているシステム上対応できませんでしたので、この世帯数の算出については申し上げることができないということを御容赦いただきたいと思います。

さて、低所得者に対する支援についてでございますが、第5次総合計画では今後の方向

性として、被保護世帯の将来における自立の助長を図るため、個々のケースに応じて就業機会や職業訓練施設の情報提供を行うことや、民生委員、児童委員との連携を強化しながら、実態を的確にとらえ、自立に向けた相談体制、援助体制を充実し、ニーズに対応していくと掲げております。

一方、マクロ的にとらえるならば、この貧困の問題というのは国の社会保障制度との関連によることが多いということは御承知かと思いますが、その改革内容を注視していくことも重要であろうと思っております。言うならば、この問題は国・県、そして市町村などの地方公共団体が一体として取り組むべき問題であろうと思っております。その中では、町は先ほど申し上げましたとおり、情報提供や相談体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

それから第2点目の御質問でございますが、企業誘致と田園風景や自然環境の保全、公害防止をどのように両立させていくかということですが、まず企業誘致施策の目的は、新たな自主財源の過去と雇用の創出を目的にしていることは議員も御理解いただいていると思います。

そこで、田園風景や自然環境の保全との調和をいかに図るのかというお尋ねでございますが、総合計画に掲げる土地利用構想では、住・工・商の土地利用面積は増加傾向にあることから、住・工の新たな混在や点在の抑制など計画的な土地利用を進めるとともに、今後、農業就業者の高齢化や農業経営の厳しさなどにより耕作放棄が予想されることにかんがみて、農地を開発する場合に無秩序な開発により農地の分断化、あるいは虫食的に宅地化が進む、いわゆる農地のスプロール化を抑制することを掲げております。そういった農地の宅地化をできるだけ企業誘致事業等で集約して、既存の農地を耕作しやすい優良農地として保全するとともに、町内において働く場を提供することにより雇用の創出を図ろうとするものであることを御理解いただきたいと思っております。いたずらに、節操のない企業誘致で無秩序に宅地化を進めようとしているものではないことは御理解をいただきたいと思っております。

また、御質問にもございましたが、私が町長に就任させていただいて以来、企業誘致の施策を進めております。その1つとして、平成21年度に株式会社エフピコの誘致に至ったことも周知のとおりであります。この誘致が地域の自然環境の保全を損なったとは思っておりません。それは誘致の意思決定をさせていただいてから、地元の方々に御理解を得るため、エフピコ主催の事前説明会も開催されております。地元からは公害抑制等に関する要望も出され、会社側、地元側、そして町の三者が事業展開に向けて合意をしたプロセスを経ておるわけであります。

このように、今後も企業誘致に当たっては農地の保全、ひいては自然環境の保全を念頭に置きながら、大方の地域住民の合意形成のもとで政策を進めてまいることとしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上で森島正司議員に対する答弁とさせていただきます。

(9番議員挙手)

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

まず、県の環境生活政策課主催の研修に当町からはどのように参加されたのか、その報告は受けておられるのかどうかということをお伺いしたいと思います。その上で、今、町長のほうからも桶川市の例を参考にしていきたいというふうにおっしゃっていたので、極力そのようにしていただきたいというふうに思います。

それで、多重債務者というのは、本当に先ほど町長も言われましたように、人に言えない、1人で悩んでいて、そして自暴自棄になってしまうということがある、これが大きな社会問題になっているのが事実であります。

私のところにもこれまでも数名の方からお話があって、いろいろと御相談に乗ったりしてきた経緯があります。そのような中で、今、納税相談に役場に行っているけれども、やはりそこまではなかなか話が進まないというようなこともあります。私どものところに連絡が来る場合は、直接的に借金問題で相談にいらっしゃるものですから、そこから話が進むからいいんですけれども、そういうことを言わないで滞納しておられる方々は、滞納しておられる方の中には、やはり多重債務問題、あるいはそのほかのさまざまな人に言えない悩み、そういったことを抱えておられる方が非常に多いかと思しますので、そういう意味でこれまでそういう姿勢で取り組んでこられたのかどうか。今までの対応の仕方によかったのかどうかということも含めて、今後の改善策を具体的にお伺いできたらというふうに思います。

最終的には、町長が言われましたように、桶川市の要綱、前回の研修会で詳しい説明資料も配られておりますので、参加された方は持ってみえるはずでありますので、そちらを参考にさせていただけるといいかと思えます。そういうことで、ぜひとも積極的に進めさせていただきたいというふうに思います。

それから5次総の将来像について、持続可能な財政運営ということが中心に語られたというふうに私は思います。財政運営をしていくためには、何のために金を使うのか、やはりそれは町民のためにどういう施策を行っていくのか、そういったところがまず最初にあって、そのためにどのくらいの財源が必要か、財政を確保するのが必要なのかということが出てくるわけであって、財政運営が最初に来るのではないと私は思うわけです。どういうところにそういう税金を使っていくのか、そしてこの町をどういう姿に持っていくのかと、そのためにはどのくらいの財源が必要で、財源が不足するから企業誘致をするんだというふうな話になるべきであって、最初に企業誘致というのはちょっと違うのではないかとというふうに私は思っています。

したがって、先ほど言いましたように、低所得者にとっても住んでいてよかったと言われる町にしていくためには、そういう低所得者に対する手厚いいろんな保護施策、こういったようなことを考えていかなければならないのではないか。そのために財源がない、だから企業誘致をするんだというふうなことにならないと、企業誘致があればそれで万全だということではないというふうに私は思います。その辺の考え方をどのように考えておられるのかということをお伺いしたい。

それと、もう1点の企業誘致と自然環境との両立につきましては、今、公害防止協定というのが締結されているかと思えますけれども、この実施状況、実際にその協定を確実に守っているか、守らせていくのか。エフピコのことを今町長は言われまして、じゃあエフピコはその騒音について大丈夫なのか。私も現地のほうをたまに通らせていただきますけれども、早朝などでもかなり大きな音がしている、騒音が起こっている。優良企業で税金をたくさん納めてくれるから、それでいいんだでは済まない問題もあると。やはりこういう騒音をどうなくしていくのか、あるいは悪臭をどうなくしていくのかといったことが重要になってくるかと思えますけれども、そういった具体的な騒音規制について、公害防止について、どのように努めていくのか。

昨年の農振除外のときにもいろいろ問題がありまして、企業の公害の問題もかなり地元の方から寄せられた。町が企業誘致したものでないから関係ないでは、これは済まない話です。今、企業誘致、町が積極的に誘致した企業でなく、自主的に進出してこられる企業の方々も町の財政にとっては貢献されているわけですが、こういった自主的に進出してくる企業についても、やはり公害防止といったことについて真剣に取り組んでもらわなければならないかと思えますけれども、そういったことの考え方についてどういうふうに進めていくのか、お伺いしたいと思えます。

#### ○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

#### ○町長（木野隆之君）

幾つか再質問をいただきましたので、総括的な部分について私のほうからお話をさせていただきます。

まず、第1点の多重債務者の絡みで桶川市の例を引用されているいろいろお話がございました。多重債務の問題が国民、県民、町民、いろんな言い方はあろうかと思えますが、要するに住民の生活にとって大変重要な要素であるということは、これは私も議員も同じ方向の中で議論ができるんだろうと、そんなふうに思っております。

先ほど桶川市の例も参考にということを申し上げました。そのときに、加えてこれは問題処理には専門性を要する部分もあるから、いわゆる窓口云々だけでは解決しない問題があるから、それをどう最終的な解決につなげるシステムを構築していくかということがまさに問われているわけでありますので、その点について我々もできることを1つ

ずつ積み重ねていくということでもあります。桶川市の例もその1つの行き着くというか、目指す道であろうと私は思っておりますので御理解いただきたいと、そういうことでございます。

それから、第5次の総合計画の中で非常に企業誘致が表へ出てしまった議論になっておるかと思いますが、これはもっと御理解をいただいておりますのは、言いかえると、入るをはかりて出を抑制するというのは筋違いじゃないかと、むしろ言うならば、必要な人数を把握した上で収入を確保する道を探り、それが足らなければ、それは自主的な努力の一つとして企業誘致もあるんじゃないかと、そういう主客が逆転することはいけないんじゃないかというふうにも受けとめました。そうでなければとおっしゃるかもしれませんが、私もそれぞれ住民が良好で住みよい住環境の中でずっと暮らしやすくしていくために必要なコストがあるということは、当然承知しております。そういったもののニーズの総量をはかる、そして当然歳入として計上すべきものを計上する。ですが、そこで今の状況、公共側の累積債務が国ベースでいきますと1,000兆円を超えるかと言われているような状況の中で、じゃあ必要な財源が全部他者の財源で確保できるかということ、そんなことは現状ではなかなか困難であろうと思っています。そういう意味では、自助努力の一つとして企業誘致というものが避けて通れない道だろうと、そういう意味で企業誘致というものが一つの大きな柱として出てきました。そのために、ただそれが第4次総合計画の実施期間中に、やや土地利用を、適正な土地利用から見ると今後問題になりそうなものも散見されますので、であるならば、第5次では適切な土地利用について議論を重ねる中で、土地利用計画というものをきっちりと定める中で環境保全と住生活を両立させたいという、その思いの中で第5次の総合計画をつくらせていただいております。

あと、公害防止云々の話は、後で担当のほうから説明があると思いますが、いずれにいたしましても、企業誘致をして税収があるから何かを犠牲にするんだという考えで企業誘致を柱として持ってきているのではないということだけは御理解いただきたいなと思います。それはちょっと企業誘致に対する考え方にギャップがあるのかなあと思いながら聞いておりました。それについては、企業誘致による効果というものの意味するところの合意を形成するために、なお一層いろんな広報、PR等にも努めてまいりたいと思っておりますので、今の素直な感想も含めてお話をさせていただきました。どうかよろしく願いいたします。

○議長（北島 登君）

住民課長 兒玉隆君。

○住民課長（兒玉 隆君）

先ほど御質問がありました県の研修会にどのような形で参加して、報告はどのようなになっているかという件でございますけれども、森島議員さんが参加されました研修会に

つきましては、私どもの課より1名参加をしております。参加した者からは、当日の資料と報告を受けておまして、ただいま私の手元にその資料を持っているところでございます。

この多重債務の問題につきましては、先ほどの町長の答弁にもございましたように、なかなか人に言いにくい問題であるということでございますので、心を開いて相談いただけるような雰囲気づくりに努めまして、その情報を共有して、役場一丸となって御支援ができたというふうに思います。

それで、早速この研修会の資料につきましても、関係の機関にコピーをしてお渡しをして知識を深めたいというふうに思っておるところでございます。

それから公害の関係で御質問をいただいておりますけれども、基本的には公害防止協定を企業と締結をさせていただきまして、その遵守を企業のほうにお願いをするという形で進めておりますし、今後ともそのような方向でいきたいというふうに考えております。

周辺住民の方からの苦情がございました場合には、当然企業のほうに相談、あるいは指導、あるいは助言等を行ってまいりたいと考えております。

公害防止をするにも当然設備投資という問題も出てきますので、指導したから直ちに短い期間でできるということが可能でない場合もあろうかと思っておりますので、そういった場合には、繰り返し企業のほうにお話をするという形で進んでいきたいというふうに考えております。

それから、今回の第5次総合計画におきましては、御承知のように企業さんが立地をするようなゾーンであるというようなゾーニングが掲げてございますけれども、民家に隣接いたしましたようなところに企業が立地したりいたしますと、どうしても苦情等が来る可能性は高いということでございますので、そういった点からも企業等については集積をすることによって、先ほどの町長の答弁にありますように、住環境と企業の立地ということの両立を図るという意味で、より苦情の少ない輪之内町にしていきたいというふうに思っておるところでございます。

(9番議員挙手)

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

多重債務問題については、資料はお手元にもう持っておられて、十分検討されていることというふうに思っております。したがって、それを有効に活用されて、積極的に進めていただきたい。それが収納率の向上につながっている。もともと県がこういう研修を行ったり、多重債務問題を取り扱っているというのは、結果的にそういう収納率を上げるというところにあるわけでありますので、そういった面からも、もちろん多



重債務者の掘り起こしが、直接その目的が収納率を上げるということが目的になっては、もちろんこれは本末転倒になろうかと思えますけれども、結果として収納率が上がってくるというのが多くの経験ですので、収納率を上げることを目的にしていると相談したくても相談ができなくなる、したがって、掘り起こしもできなくなってくるということになりますので、そういうことにならないように親身になった対応をお願いしたいというふうに思っております。

それから、町長の答弁の中で適切な土地の利用を進めていくというようなことですが、現に、工・住が混合しているところがあちこちにあると、そういう中でかなり公害問題も発生しているというところもあります。こういうことを今後なくしていくために、これは5次総の審議会の中でも意見提起されたと思えますけれども、線引き問題、当町は未線引きだということになっておりますけれども、行く行くは、今後、ますます企業誘致を旺盛にするというなら、これは線引きというのは避けられないと思えます。線引きによって土地所有者にとっては大きな利害関係が生じてくるということもあると思えます。そういうことも含めて企業誘致を進めるとすれば、そういう問題も絡んでくるんだということを含めた企業誘致というのが不可欠になってくるというふうに思えます。そういう線引きについての今後のあり方についてお伺いしたい。

それと、戻りますけれども、町長は先ほど入りをはかって出るを制するという考え方に反するのではないかというふうな感想を述べられましたけれども、私は決してそうではないというふうに思っております。何のために財源が必要なのか、それが真っ先にあるわけであって、その必要なことをするために入りをはかって出るを制することが出てくるのであります。だから、何のために使っていくのか、どういう町をつくっていくのかということが先にあると、それからその財源確保のために、入りをはかるために企業誘致も必要なら、そういうことも出てくるかもしれません。企業誘致がかえって入りをはかることにつながらなければ、企業誘致に力を入れておいても、これは町の財政をかえって圧迫することにもなりかねない。現に全県下の幾つかの工業団地、白地問題で大きな財政負担を抱えている、こういうようなことも考えたときに、企業誘致一直線していくということは、これは間違いであるというふうに私は思います。だから、きちんとそこところは整理して、何のために、どういう町をつくるためにどれだけの財源が必要か、そういったことが真っ先にあると、それからどのようにしてその財源を確保していくのか、そういった姿勢が根本であろうということを思いますので、その辺、町長が誤解しておられるのか、ちょっとわかりませんが、その辺の考え方を申し上げておきたいというふうに思っております。

それから公害防止協定につきまして、防止協定を結んだから、それで安心というわけではなくて、やはり必要なときには随時立入検査をする。そして、違反項目があればその都度指摘していく、そういった姿勢で企業を指導していただきたいというふうに

思いますけれども、現在、その点がちょっと十分ではないのではないかというふうな思いがするわけですが、その辺の見解をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

何点か再質問いただきました。

まず、多重債務者の掘り起こしの件につきましては、一言で言えば、この解決による生活再建がなされて、その結果として納税する能力を回復すると、そのためにやるんだよということについては全く方向は一緒でございますので、そのとおりで思っております。そのように結果が出ることを期待しながら施策を進めてまいりたいと思っております。

それから、2点目の5次総の関係で線引きについてどうなんだということであります。これは、適切な土地利用計画をつくる中で、どこまで強制力を持たせることが必要かどうかということが絡んでまいりますけれども、都市計画法の中で、従前は線引き都市計画区域があるから未線引きという表現をしていたんですね。ですから、逆に言うと、線引きするのが都市計画の原則だという話だったんですが、今の都市計画法を見ていただきますとおわかりのように、都市計画、線引き、それから非線引き都市計画という、言葉が変わっております、「未線引き」じゃなくて「非線引き」。要するに、必ずしも全部が全部線引きを前提にしないということがあるわけでありまして、少し考え方が変わっている。ただ、その非線引き都計の中で用途区域の設定というのは当然あるわけでありまして、現実に我々はその制度理解する中で、住民との間で規制が問題になってくると仮にするならば、むしろその用途をどうやって設定していくかということのほうがより身近な問題としては重要になるんだろうと、そんなふうに思っております。都市計画のその法例の中での微妙な変化を見逃さずに、住民にとって一番何が最適な選択であるのかということは常に頭に中に置きながら、土地利用の計画をつくってまいりたいと思っております。

少し住民の財産権という、そういう表現ではなかったんですが、それに近いようなこともおっしゃられたかと思いますが、その辺についても、やっぱり住民の認識と乖離しないような形で土地利用計画ができたらいいなと、そんなふうに思っております。今後、これはさらなる検討、議論を重ねたいと思っております。

それから財政について、ちょっといろいろお話がございました。私も、再度繰り返すことになるかもしれませんが、入ったものだけで我慢してやれなんて言っておりません、要るものは要ると、いつも言っています。ですから、要るものをどう調達するかという議論の中で、税の増収をはかるのは当然でございますし、それから外部の資金調達をするのも必要なことであろうと思っております。だから、その中で、先ほども申し上げました

けれども、国家レベルでいうと1,000兆円を超えるような累積債務を抱えている中では、やっぱり国の補助だとか何かは今までどおりには期待はできないから自助努力が要るんだろうと。自助努力が要る中で、やっぱりその一番わかりやすい形というのは、企業活動による税収増を期待するのが一番効果的な方法なんだろうと、そういう意味で総合計画の中で企業誘致というのも一つの柱にさせていただいた。企業のために計画した計画ではありません、企業のために何かをやるために計画したものでありませんので、その辺の誤解はないようにしていただきたい、そんなふうに思っています。

○議長（北島 登君）

住民課長 兒玉隆君。

○住民課長（兒玉 隆君）

公害の関係で答弁をさせていただきますけれども、森島議員がおっしゃるように、公害防止協定を締結したのでそれで安心ということでは決してございませんので、順応して立入検査等は実施していかなくてはいけないと思っております。

5次総におきまして「住んでいてよかった、これからもずっと住み続けたいまち」というのを掲げておりますので、住民の方の生活環境保全のためにも積極的に公害の防止、抑制に努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北島 登君）

次に、2番 浅野常夫君。

○2番（浅野常夫君）

お許しをいただきましたので、発言させていただきます。

子供の安全対策について、町長は、就任以来、安心・安全を言ってこられました。確かに企業誘致、光ケーブルなどなど大きな足跡は残されてみえますが、子供のための安全対策がおくれていると思います。具体的に申しますと、中西江川沿いの通学路のフェンスは傾き、舗装が傷んでおります。他県でも集中豪雨で子供が流され亡くなった事故がありました。整備は不可欠と考えます。町長の見解をお聞かせください。

○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、浅野常夫議員のただいまの御質問にお答えいたしたいと思えます。

子供の安全対策について、浅野議員の現状認識とそれに基づく貴重な御意見をちょうだいしました。

まずは、現在の状況をお話しさせていただきたいと思えます。子供の安全対策ということについて、教育委員会においては年度当初に町内の小・中学校から道路の危険箇所を示した通学路図を提出してもらい、通学路の安全を検証しております。また、青色回転灯搭載車両がございますが、これによってスクールガード・リーダーが週2回、地域

内を定期的に巡回し、学校の通学路及び校区の危険箇所の点検、児童・生徒の安全確保を図っております。

各小学校においては学期に2回ほど教員が児童と一緒に歩いて登校し、自動車と出会い頭にぶつからないかだとか、自転車とすれ違うのが安全かとか、カーブミラーの向きは大丈夫かとか、そんなことを確かめておりますし、また中学校においては地区の生徒会があり、毎年4月に集団で下校するときに教師も安全確認を行っております。さらに、PTAの地区委員会も通学路の危険箇所の確認を行っており、その点検結果の報告に基づいて危険箇所の改善に努めております。

道路施設におきましては、随時危険箇所を改善し、年2回の舗装、区画線等の工事を行い、安全確保に努めておりますが、今後とも、行政・学校・家庭・地域が連携をとり、児童・生徒の安全対策に取り組んでまいります。

昨年9月の台風15号による豪雨の際に、多治見市の小学生が集団下校中に用水路に落ちて死亡するという事故が発生いたしました。この何とも痛ましい事故を教訓に、平成24年度においては児童・生徒が安全に通学できる「輪之内町小中学校安全マップ」を作成し、安全対策に努めてまいります。ちなみに、この安全マップは、通学路のほかに、交通安全や不審者にかかわる危険箇所、子ども110番の家の位置、災害時の危険箇所等をわかりやすく表示したものにすることとしております。

また、御指摘のような箇所への対応策として、今後、現場における点検をより強化いたしまして、児童・生徒が安全で安心して通学できるように、通学路の整備になお一層取り組んでまいりますので御理解をいただきたいと思っております。

以上で浅野常夫議員への答弁とさせていただきます。

(2番議員挙手)

○議長（北島 登君）

2番 浅野常夫君。

○2番（浅野常夫君）

企業誘致等は税收確保には不可欠と考えますが、町民の目線で見ますと、大きな建物が建ったなあというぐらいの感覚で、身近なところが整備されると本当に喜んでみえます。もう少しきめ細やかな優しい施策をお願いしたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それについては全く異論がございません。私ども、そのようにしておるつもりではございますが、なお一層きめ細かな施策について努力をしてまいりたいと思っております。

いろんな情報収集等について、私どもだけで至らない部分が仮にあるとすれば、いろんな情報を御提供いただければ、それなりの対応をとらせていただければと思っております。

すので、どうか今後ともよろしくお願ひいたします。

(2番議員挙手)

○議長(北島 登君)

2番 浅野常夫君。

○2番(浅野常夫君)

担当課長にお願いをしておきますが、ほかにも本郷松内地区ですかね、大樽川の西のガードレールの足元が腐食しておると、非常に危ないということを聞いております。いま一度確認のほうをお願いしておきます。

以上で終わります。

○議長(北島 登君)

建設課長。

○建設課長(加納孝和君)

今、いろいろ通学路のところではガードパイプとかが腐食している場所があるとか、今お聞きしましたので、早速また確認させていただきまして、直せるものなら早急に対応したいと思ひます。

先ほど言われましたガードパイプのところにつきましては、多分かえたと思ひますが、場所は特定がされませんでした。大樽川沿いのところのガードパイプは補修して新しく取りかえたと思ひます。以上です。

○議長(北島 登君)

これで一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時02分 休憩)

(午前11時15分 再開)

○議長(北島 登君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長(北島 登君)

日程第3、議第12号から議第23号までを一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、参事、調整監、関係課長から議案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してありますので、ただいまから各常任委員会委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長 高橋愛子君。

○総務産業建設常任委員長(高橋愛子君)

これより総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

平成24年第1回定例輪之内町議会において本委員会に審査付託されました案件について

て、3月12日と13日の午前9時30分より、協議会室において全委員出席のもと、執行部側より町長、教育長、参事兼会計管理者、調整監及び各関係課長ほか関係職員出席のもと審査をいたしました。その経過と結果を報告します。

初めに、議第12号 平成23年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）について、当委員会所管分を議題として、議会事務局所管分について議会事務局長から説明を受けました。

質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、総務課所管分について参事から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、消防団員の公務災害の内容及び事故後の対策はに對し、指、腰、ひざ等の軽度な公務災害7件で、全額消防団員損害補償費で補償され、事故が起こった際には、その都度、団長から団員に對し注意喚起を呼びかけているとのことでした。

財産収入の土地売り払い代金はどこの土地かに對して、大吉新田地内の私有地に赤道があり、個人からの申し出により売り払ったものであるとのことでした。

臨時町村交付金とはに對し、岐阜県町村会から平成22年度から24年度の3年に限り市町村補助金の減額分を補てんするため支払われる交付金であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

続いて、経営戦略課所管分について経営戦略課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、輪之内光サービスへの加入状況は現在47.5%とのことだが、当初、採算ベースが黒字となり経営が軌道に乗るのが60%という説明であったと思うが、60%を達成しないとどうなるのかに對し、60%という数値は協定に係る打ち合わせの中で目標数値として掲げていたものであり、テレビ、インターネット、電話の組み合わせで収益を想定した中で低いラインで算定したものである。幸いにも収益率の高いインターネットへの加入世帯が多かったことから、現在の加入率でも採算ベースに乗っているとのことでした。しかしながら、補助金ベースの収支見通しでは採算ベースに乗っているが、アミックスコム輪之内局の全体経理では、初期段階としては赤字であるとの説明がありました。

アミックスコムの今後の経理状況によって補てんなどはあるのかに對し、今のところ考えていないとのことでした。

普通交付税の基準財政収入額と基準財政需要額はどれだけかに對し、それぞれ12億1,609万5,000円と21億1,199万5,000円で、差し引きした不足額が普通交付税の8億9,590万円とのことでした。そのほか、普通交付税の最終交付時期が11月であるならば、今日まで現金や定期預金で保管するのではなく、12月補正など、早期に財政調整基金や義務教育施設整備基金などへの積み立てを行い、大口定期預金として少しでも有利に運用してはどうかという提言がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、税務課所管分について補正予算の説明の前に、本会議においての質問、町民税の6月以降の変動について詳しい数字はについて答弁がなされ、個人町民税については93人で、568万円の税額の変更があり、法人町民税については216社、9,098万円であると報告がありました。

その後、税務課長から補正予算の説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、町民税の変動理由は何かに対し、個人分については、修正申告、更正決定などによる増額であるが、法人分については申告納税制度であり、毎月決算が済んでから随時申告書が送付され、調定行為が実施されているとのことであり、その積算の結果として増額となっているとのことでした。

法人税は回復基調かに対し、その傾向にあるとのことでした。

固定資産税のうち、償却資産について申告内容の調査をしているのかに対し、償却資産は申告制度であり、申告書を提出の際、書面による調査を実施しているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、会計室所管分について会計管理者から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、金利についてでありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、産業課所管分について産業課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、プリンターの購入価格は幾らかに対し、151万7,775円とのことでした。

ジャンボタニシ駆除の実績はどれだけかに対し、卵塊のそぎ落とし15万7,000個、貝の捕獲5,247キログラム、8月から1月まで延べ293人、1,967時間とのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、建設課所管分について建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、繰り上げ償還23件はすべて完済するのかに対して、今年分以外はすべてなくなるとの説明を受けました。

予算に余裕があれば借りずに支払ったほうがよいのではないかと、政府債の繰り上げ償還はできないかに対して、政府債の繰り上げ償還はできるが、当初定められた利息分も含めて償還になる、予算作成の段階では借入金なしでは予算が組めないため、財政上、仕方がないとの答弁を受けました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、もっと効率的な資金運用ができるのではないかと、改善を求めて反対するとの反対討論がありました。

異議があるので挙手による採決を行った結果、挙手多数で、議第12号 平成23年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会所管分については、原案のとおり

可決すべきものと決しました。

次に、議第16号 平成23年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、工事請負費の1億5,000万円の減額はどうか、補助金は要望した額だけしかついていないのかに対して、補助、単独のあわせた工事を予定していたが、幹線管渠工事を主に行ったことと補助金減額のため工事が減少した。補助対象工事がほぼ100%となり、補助金は使い切った。単独費だけでも工事を発注することはできるが、補助金を受けることができるため、単独費だけの工事は行わなかった。補助金は、ここ2年で約25%減額であるとの答弁を受けました。

下水道使用料の490万円の増額は加入率がふえたのかに対して、加入者がふえたこととエフピコの使用料が多くなっているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第16号 平成23年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第17号 平成23年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、工事費の6,000万円減は国の補助が減ったからか、6,000万円は工事何本分ぐらいかに対し、下水道工事の減に伴うもので、工事は約6本分になるとの答弁を受けました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第17号 平成23年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第18号 平成24年度輪之内町一般会計予算について、当委員会所管分を議題として、議会事務局所管分について議会事務局長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、議員の共済負担金の算定根拠はに対し、総務省から毎年負担割合の提示があり、今年は100分の57.6であり、議員の標準月額19万円に掛金率、月数、人数を乗じて算出するとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、総務課所管分について参事から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、平成24年度の新規採用者は何人か、また今後の採用計画はに対し、新規採用者は4人で、今後も定員適正化計画に基づき計画的に採用していく予定であるとのことでした。

公共施設の下水道の接続についてはに対し、各施設の個別の事情を説明し、今後も接



続できるように努力はしていくとのことでした。

町有地有効活用図面作成委託料とはに対し、これから協議をし、構想を出し、それをもとに図面を作成するものであるとのことでした。

町有地雑草管理委託料は平成23年度までなかったかに対し、これまで緊急雇用対策事業の庁舎及び町有建物周辺環境美化事業の中で行っていたとのことでした。

大垣消防組合負担金の増額要因はに対し、職員の退職手当の増額と常備車両の更新等に伴う費用に係る増額分とのことでした。

新規事業の放射性物質検査、浸水想定水位表示板設置、水防監視員研修の内容はに対し、放射性物質検査は、小・中学校の土壌の測定検査を行い、検査結果を公表していく。また、浸水想定水位表示板設置は、洪水ハザードマップのデータをもとに町内37カ所に順に表示していく予定である。また、水防監視員研修は、隔年で研修を実施しているものであるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、大藪小学校の増築・改築事業に当たり、その財源として基金充当ではなく学校教育施設等整備事業債1億7,490万円を予定しているが、これには何か有利な条件でもあるのかに対し、この事業債は充当率は90%、交付税算入率は60%で、算入開始は平成25年度からとのことでした。なお、本事業債の借入先については、政府と縁故の2カ所を予定しているとの説明がありました。

企業立地促進奨励金交付事業交付金はセイコーハイテックへの交付が終了したとのことだが、新たな企業を誘致しないと交付対象は発生しないのかに対し、民間企業による自主進出でも本条例に規定する条件に合致すれば交付対象になるとのことでした。

東京ビッグサイトでの企業誘致活動の感触はどうであったかに対し、企業の国内における事業展開が低調な今日にあって頑張っている企業が出展し、パートナーを探しに来ていた。これらの出展企業の中には、工場団地に関心を持ち、積極的に接触してきてくれた企業がたくさんあったとのことでした。

国内景気が低調な中、今このような活動をしなくても余り効果がないのではないかと、自治体間競争とか地域間競争の時代とはいうものの、中濃や東濃の市のようなところと競っても勝ち目はないのではないかとに対し、このような時期だからこそ生き残りをかけて誘致活動に取り組んでおり、大きい市と張り合って大企業を誘致することに固執するのではなく、この地域に合った企業を誘致していくことも考えているとの説明がありました。

特産品開発については平成24年度は大幅に予算を減額されているが、将来を見据えた継続的な取り組みは考えていないのかに対し、これまでの特産品開発は、平成22年度にモーリーと製造販売について協定し、平成23年度は県の補助金を活用してプロポーザルで4品目を創作した。平成24年度は、輪之内スイーツの認定委員会を立ち上げる予定を

しているとのことでした。今日では特産品開発は、町内の業者においてみずから立ち上がりつつあると感じております。今後は、直接的な部分ではなく、マスコミ等への情報提供などの側面からの支援を考えているとの説明がありました。

そのほか、本事業において事業者を支援できる仕組みづくりを構築し、地域の活性化につなげる施策を考えてはどうかという提言がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、税務課所管分について税務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、町民税の個人分、法人分ともに予算計上額が補正予算と比較すると低い予算額となっているが、厳しく見積もり過ぎではないかに対し、個人分については所得の推計と地方財政計画の伸び率等を勘案したものであり、また法人分については、町内主要20社の景気の動向を調査し、地方財政計画の伸び率を勘案して予算計上したものであるとのことでした。

固定資産税についても予算計上額が厳しく見積もり過ぎではないかに対し、3年に1度の評価がえが実施され、その減少分が影響しているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、会計室所管分について会計管理者から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、金利についてはに対して、店頭金利の下限を参考に予算計上しているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、産業課所管分について産業課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、農業委員会委員の担い手サミットへの参加費用の予算はどれだけかに対し、旅費127万1,000円、通行料3万円、バス借り上げ料22万1,000円、分科会参加負担金12万8,000円、計165万円ですとのことでした。

有害鳥獣駆除の実績はどれだけか、駆除は随時依頼できるのかに対し、ドバト41羽、カラス35羽、ヌートリア13匹、駆除は、依頼があり駆除期間を定めればできるとのことでした。

ジャンボタニシ駆除委託料の積算内容はに対し、時給800円掛ける7時間掛ける20日掛ける5カ月掛ける3人プラスシルバー人材センター手数料6%ですということでした。

特産品開発補助金の対象にはどのようなものを考えているのかに対し、輪之内スイーツに認定された菓子、輪之内定食、みそ等、町内農産物を使用し、輪之内らしい食品に仕上がっているものと考えていきますとのことでした。

そのほかの意見として、輪之内ウオークマップを電子マップ化し、町ホームページに載せて内外に向けてPRしてはどうかとの意見がありました。

また、街路灯委員会では街灯の電気代の高騰によって地元の一部負担を考えているようだが、街灯の新設、更新、LED化については先を見据えて検討してほしい。

最後に、ハツシモ販路拡大委員会に生産者も入れてほしいという要望がありました。  
ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

次に、建設課所管分について建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、融雪剤と除雪についてはどのように行われているかに対し、  
県道については県から委託を受けた業者が行っており、雪の深さにより除雪を行うとの  
ことでした。

平成24年度に予定されている工事の採択条件と優先順位はに対し、ほ場整備が終わっ  
たところで地元区長と調整して行っているとのことでした。

農道整備事業負担金の7,747万1,000円は繰り上げ償還をすると幾らになりますかに対  
し、4,747万2,000円になるとのことでした。

町が行う除草工事と地元の江ざらいとの協議はに対して、江ざらいより先に町の除草  
工事を行うようにするとの答弁がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、予算の組み方、使い方について、ある財源を有効に使うということがな  
いように思う、街路灯についても地元負担があり、空中防除の受益者負担もふえるとい  
う予算編成であり、反対であるとの反対討論がありました。

また、新年度予算は新しい事業計画もたくさんあり、多少の受益者負担の増はやむを  
得ない、全体として賛成であるとの賛成討論がありました。

異議があるので挙手によって採決した結果、挙手多数で、議第18号 平成24年度輪之  
内町一般会計予算のうち、当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと  
決定いたしました。

次に、議第22号 平成24年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算につ  
いてを議題とし、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、図面の中の下水道工事の未実施箇所について町単独でしか  
できないならば行ってはどうか、各地区の区長等に今後の下水道工事について区域ご  
との将来計画を示してはどうかに対し、単独での工事を進めるようにし、下水道計画も示  
していきたいとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第22号 平成  
24年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可  
決すべきものと決定しました。

次に、議第23号 平成24年度輪之内町水道事業会計予算についてを議題とし、建設課  
長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、水道引き込みの自費工事について町が行うとか補助を出す  
とかの改善を検討し、変えることはできないかに対し、今まで自費工事をお願いしてお

り、自費工事として明確にしてあるが、検討するにも負担率や負担時期等の問題もあり、すべて対応することは難しいとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第23号 平成24年度輪之内町水道事業会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務産業建設常任委員会に審査付託されました案件について経過の概要と結果報告を申し上げ、総務産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

#### ○議長（北島 登君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

#### ○議長（北島 登君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員長 浅野利通君。

#### ○文教厚生常任委員長（浅野利通君）

文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

平成24年第1回定例輪之内町議会において本委員会に審査付託されました案件について、3月7日、8日の午前9時30分より、協議会室において全委員出席のもと、執行部側より町長、教育長、参事兼会計管理者、調整監及び各関係課長、関係者出席のもと審査をいたしました。その経過と結果を報告いたします。

初めに、議第12号 平成23年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）について、当委員会所管分を議題として、住民課所管分について住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、不用額の減額については当初計画した事業が執行できなかったために不用額が発生したのか、不用額の内容を説明してほしいに対し、当初予定した事業は執行しているが、不用額は契約段階における見積もり徴取等で予算額との差額が生じ、不用額が発生したものであり、3月補正予算において不用額を有効に活用するために減額補正するものであるとのことでした。なお、町の予算は使い切り予算でないことを理解してほしいとのことでした。

最終処分場の水質検査委託料の減額の数字が大きいですが、水質検査や報告は適正に行われているのかに対し、競争入札を実施したことにより競争原理が働き、安価で契約することができた。なお、委託業務の内容については仕様書で示しており、適正に水質検査や報告は行われているとのことでした。

一般廃棄物処理手数料やリサイクル材料売却代が増加しているが、ごみがふえている

のか、またリサイクル材料の内容はに対し、可燃ごみは増加している、またリサイクル材料売却代は、エコドームに集積された段ボール、雑誌、新聞等の紙類や古着などが中心であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、子ども手当はどのような制度改正があったのかに対し、平成23年4月から同年9月まで平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律（つなぎ法）により、また10月から平成24年3月までは平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法にそれぞれ変わり、国の負担率が低くなったとのことでした。

障害者自立支援法で扶助費はどのように支払いがされるのかに対し、各障害福祉サービス事業者から国保連合会へ請求がなされ、国保連合会から町にデータが転送され、請求内容を審査後、国保連合会へ給付費として支払いした後に各障害福祉サービス事業者へ給付される。当町のたんぼぼの里も対象事業者であり、毎月の給付費は平均200万円程度で、現在、15名ほどの障がい者が通所しているとのことでした。

高齢者介護予防事業の委託契約料減額のわけはに対し、デイサービス事業委託料は当初7名を計上していたが、要介護認定において自立と認定された要介護老人の利用者が少ない状況になったためとのことでした。

包括的支援事業の中で理容奉仕委託料の減額になった理由はに対し、理容奉仕は偶数月に実施しており、負担額については1回につき300円の自己負担で、半年ごとに900円、年間で1,800円を徴収しているとのことでした。

予防接種委託料が1,000万円の減額となった理由は何かに対し、小児肺炎球菌、ヒブ、子宮頸がんのワクチンの接種者が見込みより減となったため、予防接種の啓蒙に努めるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、教育課所管分について教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、生涯学習事業入場料の減額補正ですが、入場者数が減ったということかに対し、ふれあいフェスタの入場者数495名、国体関係者の招待者は54名で、計549名、去年は606名である。国体関係者を招待したこと及び有料入場者数が減ったことにより満席にならなかったとのことでした。

大藪小学校増築工事設計委託料について、入札業者は何社か、減額は入札により安かったということかに対し、入札業者は8社で、競争原理が働き、安価で契約することができたとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第12号 平成23年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会所管分については、原案

のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第13号 平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とし、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、保険給付費が増額となっているが、その要因はに對し、一般被保険者療養給付費等については、これまでの医療費の動向と昨年度の年度末に発生した突発的な医療費の増加に安全に對應するために増額補正を行ったとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、財源があるからといって医療費の増額を計上するのはいかがなものか、きめの細かい財政運営をすべきであるため賛成できないとの反対討論がありました。

異議があるので挙手によって採決した結果、挙手多数で、議第13号 平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第14号 平成23年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、過年度滞納繰り越しは何件あるのかに對し、平成22年度分で1件あったが、今は完納され、現在、滞納はないとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第14号 平成23年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第15号 平成23年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、共同募金はどこからのものかに對し、NHKの歳末たすけあい義援金が岐阜県共同募金会より配分されるもので、利用者の福祉向上を図る事業に利用してほしいという趣旨のものであるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第15号 平成23年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第18号 平成24年度輪之内町一般会計予算について、当委員会所管分を議題として、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、川西地区に對する浄化槽の補助金は新規設置者に對してか に對し、平成24年4月1日から補助金交付要綱を施行し、新規設置者を対象にするとのことでした。

浄化槽補助金の額はどれくらいを考えているのかに對し、補助金の額は浄化槽の人槽

によるが、5人槽で33万2,000円、6から7人槽で41万4,000円、8から50人槽で54万8,000円、なお高度処理浄化槽の場合は、5人槽で44万4,000円、6から7人槽で48万6,000円、8から50人槽で57万6,000円を予定しているとのことでした。

太陽サンサン補助金560万円の積算内訳はに対し、1世帯が4キロワットの太陽光発電設備を設置するとして、1キロワット当たり3万5,000円で40件分であるとのことでした。

また、太陽光発電の補助金は町単独のものかに対し、別途国の補助金があり、国の補助金を受けた方を町の補助金の対象者としているとのことでした。

住民基本台帳システム外国人対応改修委託料は何かに対し、外国人登録法の廃止と住民基本台帳法の改正により、外国人が住民基本台帳の対象者となることから、住民基本台帳システムや印鑑登録システム等の改修を行うもので、平成23年度と24年度の2カ年で実施するが、大部分を平成23年度に実施するため、平成24年度の予算額は少なくなっているとのことでした。

バスの運行に関する費用が増加しているが、利用状況はどうかに対し、平成24年度の予算では自主運行バスの補助金は48万円、生活交通路線の補助金が427万3,000円の増額となっている。乗降客は思うように伸びていないが、鉄道の駅と連絡する路線や他の市町と連絡する路線は必要な路線であると考えている。今後とも、公共交通のあり方についてさらに検討していきたいとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、地域福祉施設管理事業の工事請負費の空調設備は3園とも設置するのか、また何馬力の空調設備なのかに対し、仁木保育園に2台、福東保育園に1台、大藪保育園に2台、それぞれ設置し、馬力については4馬力の空調設備とのことでした。

キュービクルは交換するのかに対し、仁木保育園及び福東保育園について空調設備を設置することにより容量不足になるため、高圧受電切りかえ工事を実施するとのことでした。

障がい者自立支援給付費の負担割合についてはに対し、国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1とのことでした。

福祉医療費の重度心身障がい者の補助率は、また母子家庭と父子家庭の受給要件は一緒なのかに対し、補助率は、県が100分の45、町が100分の55の補助率で、受給要件は同じとのことでした。

介護保険料は3,800円からどうなるのか、また所得段階と調整率についてはどうかに対し、第5期安八郡介護保険事業計画の保険料については基準額4,800円となり、第4期よりも1,000円上がり、所得に応じて特別段階を含め現在の6段階制から8段階制へ

となり、第1段階での調整率は0.40、第2段階が0.50、第3段階の特例が0.70、第3段階が0.75、第4段階の特例が0.95、第4段階が1.0、第5段階が1.25、第6段階が1.45、第7段階が1.60、第8段階が1.75とのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、教育課所管分について教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、町民運動会の補助金はどのように配分されているのか、地区によって内容、景品が違ふと聞くに対し、補助金は、戸数割、地区によって種目数、景品など多少違ふが、種目数、景品など内容を統一していくように検討するとのことでした。

中国派遣、カナダ派遣の対象者、人数はに対し、中国派遣は、小学校5・6年生で各6名、引率者4名、計16名、カナダ派遣は、中学校2年生6名、引率者3名で、計9名とのことでした。

デジタル教科書はどのようなものかに対し、スクリーンや電子黒板、デジタルテレビに映し出すことによって教科書等の拡大提示、教科書の範読、漢字の筆順等が動画提示できるもので、教師が授業を進めやすくするための教師用指導書とのことでした。

ぎふ清流国体輪之内実行委員会事業補助金の県からの補助金は幾らかに対し、県からの補助金は1,405万1,000円、実行委員会は、主におもてなし、花かざり運動、リハーサル大会、本大会を行い、町と実行委員会と一緒に啓発活動をする各イベントは、町のミナモ運動事業費で実施するとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、町民の底辺に目を向けた予算にしてほしいが、町民の負担が増加している予算は認められないとの反対討論がありました。また、やらなくてはいけないことはやらなくてはいけない、要るものは要る、負担すべきものは負担すべきで、適正に編成されているため、原案のとおりで賛成するとの賛成討論がありました。

異議があるので挙手によって採決した結果、挙手多数で、議第18号 平成24年度輪之内町一般会計予算のうち、当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第19号 平成24年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算を議題とし、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、国民健康保険税が増額となっているが、増税になるのではないかに対し、保険税の予算額は増額となっているが、被保険者の方の所得の状況が現状では確定していないため、所得割率や均等割の額を変更する必要があるのかどうかは未定であるとのことでした。なお、本算定前に各種負担金、繰越金や拠出金の額がおおむね確定した段階で予算の精査を行うとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。



討論に入り、保険税を多く見込むということは増税は明らかであり、昨年に引き続き増税を前提とした予算は認められないとの反対討論がありました。また、保険税は必要な歳出予算額から保険税以外の歳入を差し引いた残りを予算計上するものであり、また本算定前の6月に再度予算の見直しを行うとの説明であるため、原案のとおり賛成するとの賛成討論がありました。

異議があるので挙手によって採決した結果、挙手多数で、議第19号 平成24年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第20号 平成24年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、保険料率の昨年度当初予算より減額された理由、また今年度に対し保険料はどのくらい上がるのかに対し、均等割、所得割を所得の伸び率で算出し、被保険者の総所得の伸び率が下がったことにより当初保険料の負担額が昨年より減ったこと、来年度の保険料率の見直しにより均等割額では4万670円と今年度より1,360円増、所得割率は7.83%で0.44ポイントの増となり、1人当たりの保険料については、今年度より2,188円増の5万6,423円になるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第20号 平成24年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第21号 平成24年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、負担金の325万5,000円は一般会計に戻すのかに対し、最終的に特別会計の余剰金を戻すとのことでした。

経費については利用者からの負担金や国保連合会からの支援費をもって運営しているのかに対し、個人負担金と国・県の補助金、町負担金で運営している。当初予算では1日10人平均の利用を見込んでいるが、見込みを下回れば支援費も減るので補正することになるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第21号 平成24年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で文教厚生常任委員会に審査を付託されました案件について経過の概要と結果報告を申し上げ、文教厚生常任委員会委員長報告を終わります。

## ○議長（北島 登君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(北島 登君)

これで質疑を終わります。

これから議第12号についての討論を行います。

討論ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(北島 登君)

9番 森島正司君。

○9番(森島正司君)

今回の一般会計の補正予算ですけれども、まず歳入について町税、あるいは地方交付税、あるいは前年度からの繰越金、これだけで3億8,000万円ほどあるわけですが、これを今年度有効に使うことなく、3月の議会に出してくる。本来なら、もっとこれは早く予算計上して有効な町政運営をすべきではなかったかというふうに思うわけがあります。そういうことをやらずに、町民の要望に背を向けてきたというふうに言わざるを得ないと思います。

この内容として、歳出においては、この余ったお金、1億3,000万を公債費や、あるいは債務負担行為の繰り上げ償還にしていると。財源にゆとりがあるなら、もっと早くこの財源にゆとりがあることがわかっているわけであり、その時点で繰り上げ償還をするなら、もっと早くやっておけば利息の面で反映されてくることもある、それを3月まで引き延ばしたというのは、これはどういう理由なのか、怠慢でしかないというふうに私は思います。

この減額においては高齢者福祉のいきいき住宅改善などで140万予算を組んでおったのが、わずか2割しか使っていない。要するに、住民の要望に十分こたえ切れていない。この制度のPRも行わずに、これが利用されていない。そして余ったお金を繰り上げ償還に使う、あるいは翌年度に繰り越すというようなことをやっているというのは、これは健全な財政運営ではないというふうに私は思います。

そういったことで、この一般会計補正予算、もう済んだことですが、反省を求めて私は反対してまいります。

○議長(北島 登君)

ほかに討論ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(北島 登君)

8番 森島光明君。

○8番(森島光明君)

一般会計の補正につきましては、事業の完了、あるいは精査して、それぞれ残ったものが減額補正してあり、財源に余裕があるときに繰り上げ償還をするということは当然でありますので、よって補正予算に賛成いたします。

○議長（北島 登君）

ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（北島 登君）

これで討論を終わります。

これから議第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。異議がありますので起立によって採決いたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立7名）

○議長（北島 登君）

起立多数です。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議第13号についての討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

国保会計につきましては、平成23年度は財源がないといって大幅な税率アップをした年でありました。そうしておいて、共同事業拠出金などの減額で財源が出てきたといって保険給付費を増額している。医療費が上がっているという根拠がないままに、財源があるからこうした増額をしていると、財源があるなら、この増税の根拠が崩れたことになるわけであります。

こういったことから、今回の補正というのは、財源が本来はないはずなのに、ゆとりがあるからといって今後の支払い見込みを見込んで増額しているというのは、その医療費が上がっているという根拠を示されなかったんです、説明の中で。そういう医療費が上がっているという根拠もないまま、財源があるといって行われているということは、これはおかしいということで私は反対であります。

○議長（北島 登君）

ほかに討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

8番 森島光明君。

○8番（森島光明君）

療養給付費がふえておるわけでございますが、委員会で説明もありましたように、医療費の動向、あるいは突然医療費がふえることもあり、これらに対応するために、安全運転といいますか、そんなことで増額されるものでありますので、この補正予算に賛成いたします。

○議長（北島 登君）

ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（北島 登君）

これで討論を終わります。

これから議第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。異議がありますので起立によって採決します。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立7名）

○議長（北島 登君）

起立多数です。

したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議第14号の討論を行います。

討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議第15号の討論を行います。

討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議第16号の討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議第17号の討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議第18号についての討論を行います。

討論ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

平成24年度一般会計について反対の立場から討論を行います。

まず、歳入の方において財源を実際の収入よりも小さく見積もり過ぎている、これは毎年度のことかもしれませんけれども、例えば町税収入見込み、23年度の最終補正後と比べると5,000万以上の財源がある。それから義務教育施設整備基金、今回の23年度補正で1億5,000万を積み立てながら、大藪小増築には一円も使っていない。それなら1億5,000万を何のために積んだのかわからなくなってくる、こういったこともあります。このような基金をもっと有効に使えば財源は出てくるはずであります。

その他、今年度からの繰越金、あるいは地方交付税等、増額される可能性が十分あると思われま。

このように、財源を小さく見積もり過ぎているというふうに思います。そして、財源がないといって住民負担を大きくしようとしているというのが今回の予算ではないかというふうに思います。

その中で街灯の地元負担、これを強制しているわけですがけれども、その根拠が非常にあいまいである。いろいろお聞きしても、具体的な明快な回答がなかなか得られない。疑問点を聞いても、まともな答弁ができなかったということでもあります。街灯の地元負担というのは、そもそも法的に問題があるのではないかと。不特定多数の人が益を受ける設備であります。道路と同じく町を明るくすることについては、町民だけでなく、町外から来た人にも益を与えるものであって受益者負担にはなじまない、そういったものを地元負担として地元負担を押しつけるということは、これは許されないと私は思います。

住民負担といえば、空中防除についても町の補助を減らして、その分、受益者の増額になってくるということでもあります。

そのほか、介護保険や後期高齢者医療、あるいは国保税等も今年度は上がってくる。こういった状況の中で、町独自の施策においても町民に負担を押しつける、こういう内容になっているのが今回の24年度予算の特徴ではないかというふうに思うわけでありま。

それからもう1点、事業の公平性という観点から見ましても、工事の採択基準、道路の舗装工事、あるいはその他さまざまな事業、これの採択基準があいまいで、長年要望

されていたところが後回しになってやられている。しかも、本来なら、今回行われようとしている道路舗装、土地改良の土地を町がやる。そして、これは県のほ場整備事業の中で改変されたものである。関係者の了解もなしに進められた幹線用水路の改変側溝化、そのことによって地元のほうへは水の流下が大きく変わってしまった、このようなことがあるにもかかわらず、ほ場整備事業の中で行われた。本来なら、県がやったなら、県の予算でやるべき整備事業を町が肩がわりしてやっている。これは入りをはかって出るを制す、それに反するのではないかというような事業を計画されている、こういうところにも問題があるのではないかというふうに思うわけであります。

このようなことから、一般会計に賛成はできません、反対であります。

○議長（北島 登君）

ほかに討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

24年度予算において事業の公平性、また負担等、ほか予算について適正であるということにつきまして賛成します。

○議長（北島 登君）

ほかに討論ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

これで討論を終わります。

これから議第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。異議がありますので起立によって採決します。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立7名）

○議長（北島 登君）

起立多数です。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議第19号についての討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

平成24年度の国保特別会計につきましても反対討論を行います。

これも今年度、23年度に大幅な税制改正をやって上げた。最終補正予算を見ると、国保税の税収は2億6,000万ほどになっている。それに対して24年度の税収見込みと申しますか、必要税収額を2億8,000万としている。2,000万円以上の税収を期待しているということは、現在の税率よりも上げないことには、これは確保できない。今後、見直しされるからと、委員会のほうでそういう賛成討論があったわけですがけれども、現段階における予算でありますので、現段階でいけば増税しないことには、これは確保できないことは事実であります。したがって、増税を見込んだ予算には反対であります。

○議長（北島 登君）

ほかに討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

8番 森島光明君。

○8番（森島光明君）

来年度、この保険税が昨年より940万ほど多く見てあるわけでございますが、委員会でも申し上げましたように、この国保税というものは歳出の予算から公費などで補われた歳入を差し引いた残りを保険税で賄うものでありますので、本算定の前の6月に再度予算の見直しが行われるということでございますので、原案どおり賛成いたします。

○議長（北島 登君）

ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（北島 登君）

これで討論を終わります。

これから議第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。異議がありますので起立によって採決します。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立7名）

○議長（北島 登君）

起立多数です。

したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議第20号についての討論を行います。

討論ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。



これで討論を終わります。

これから議第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（北島 登君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議第21号についての討論を行います。

討論ありませんか。

(「ありません」の声あり)

**○議長（北島 登君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（北島 登君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議第22号についての討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**○議長（北島 登君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（北島 登君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議第23号についての討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(北島 登君)

討論なしと認めます。

これから議第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北島 登君)

異議なしと認めます。

したがって、議第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

○議長(北島 登君)

お諮りします。

次期議会(定例会までに開かれる臨時会を含む)の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北島 登君)

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

---

○議長(北島 登君)

これで本日の日程は全部終了しました。

議員各位におかれましては、公私ともに大変お忙しいところを御出席を賜り、熱心に審議を賜り、平成24年度予算が成立いたしましたことに対しまして議長として厚く御礼申し上げます。

また、議会を通じて議事進行等に各位の御協力、御支援を賜りましたことに対して重ねてお礼申し上げます。

一方、執行部各位におかれましては、輪之内町第5次総合計画に基づき、重要施策、町政発展のため、より一層の御努力をいただきますようお願い申し上げます。簡単でございますが、この1年間のお礼とごあいさつにかえさせていただきます。誠にありがとうございました。

これをもちまして、平成24年第1回定例輪之内町議会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

(午後0時29分 閉会)

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年3月16日

輪之内町議会 議長

署名議員

署名議員